

平成22年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月15日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月15日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	河 瀬 広 幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊 藤 芳 樹	ふるさと 振興課長	寺 西 隆 雄
	総 務 部	部 長	加 藤 恒 弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴 木 智 久
		総務課長	江 上 文 啓	税 務 課 長	服 部 康 彦
	民 生 部	部 長	齋 藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬 飼 博 初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上 田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐 藤 一 夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴 木 利 彦	健 康 推 進 課 長	能 島 頼 子
	産 業 建 設 部	部 長	水 野 久 夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西 川 和 彦
		まちづく り 推 進 課 長	志 治 正 弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小 酒 井 敏 之		
	上下水道部	部 長	佐 野 宗 夫		
	消 防 本 部	消 防 長	山 内 巧		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石 垣 武 雄	部 長	加 賀 松 利
		生 涯 学 習 課 長	川 合 保		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松 岡 英 雄	書 記	橋 本 浩 之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項
1	小原 喜一郎	①地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を……………56 ②地域経済の活性化とまちづくりについて……………65
2	菊地 久	①議員定数、報酬、議会改革等、町長の政治姿勢を問う……81 ②10%減税、生活支援、経済活性化を図れ……………93
3	高阪 康彦	①街路灯LED化に助成は出来ないか…………… 108 ②学校における社会教育としつけ…………… 112
4	中村 英子	平成23年度予算編成の視点について…………… 122
5	黒川 勝好	民生児童委員と個人情報保護法について…………… 135
6	米野 秀雄	少子高齢化社会における交通安全…………… 141
7	伊藤 俊一	入札に関する手法を問う…………… 144

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張CATV株式会社より、本日及び明日の撮影・放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、放映の許可をいたしました。

お手元に小原喜一郎議員の一般質問に関する資料を配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

また、答弁される皆さんは、極めて簡潔明瞭にお願いします。

それでは、順次発言の許可をいたします。

質問1番 小原喜一郎君の1問目「地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を」を許可をいたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。質問のトップバッターを務めさせていただきます。

最初に、やっぱりなれないパソコンをやるもので、誤字脱字がまだ数カ所あるみたいですので、あらかじめお断りを申し上げておきます。申しわけございません。

さて、「地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を」ということで質問をさせていただきます。

地域の雇用を担い、地域経済を支える中小企業業者の経営が危機に瀕していることは、皆さんもよくご承知のとおりだと思います。バブル経済崩壊以降の長引く景気低迷に加えて、2007年ごろからの原油・原材料価格の高騰、2008年秋にはいわゆるリーマンショックに端を発した世界的な金融経済危機と続き、中小企業業者にとっては極めて大きな打撃の連続でございました。

急激に減った仕事が一向に回復せず、先行きの見通しも立たない中で価格破壊が進展、物

をつくっても売れない、売れてももうけが出ないという悪循環を招いています。この上、さらにデフレ下で急激な円高が追い打ちをかけ、これまで必死に踏みとどまってきた多くの中小企業業者から、もう耐えられないという悲鳴が上がっております。

雇用の7割を支える中小企業業者の危機は、地域の雇用や地域経済そのものの危機に直面する重大な問題になっております。民間の需要が低迷している今だからこそ、国や地方自治体などが発注する官工事を地域の中小業者の仕事おこしに活用し、自治体みずからが地域に仕事をつくり出すことが大きく求められているところでございます。

自治体が地域で集めたお金を地域で使うことで、1つは仕事をつくり出す、2つ目には仕事が地域の中小企業業者に回る、3つ目には地域に雇用と所得が生まれる、4つ目に所得が地域で消費され地域を潤す、5つ目、自治体の財政も潤い、さらに地域へ仕事を生み出すという、こういった地域経済循環の輪ができます。まさに、自治体の施策と予算の方向を地域の中小企業業者に振り向けてこそ、自治体がこの循環のかなめになることができるわけであります。

国や地方自治体などの官公庁、独立行政法人や国立大学などの公共機関、以下、法律では国等とっておりますけれども、この公的機関が業務のために使用する文房具や備品、消耗品などの物品を購入したり、みずからが管理する施設等の清掃や警備などの業務を委託すること、また、施設の建設や道路の新設、改修などの工事を発注するなど、これらの公共調達を官公需といたしますが、この官公需には、官公需についての中小企業業者の受注の確保に関する法律という、いわゆる官公需法というのがあるんですけれども、この法律があるわけでありまして、これは中小企業施策、地域施策、観光・社会福祉施策面などからの要請にこたえなければならないという社会的使命を有しているということ、このことについてもこの法律の中にうたわれているわけでありますけれども、したがって、官公需には目先の経済性一本やりではない、物差しが必要だとされています。

官公需法では、この発注に際しては、「予算の適正な使用に留意しつつ、中小業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。」、これは第3条でございしますが、と国に対して努力義務を課すとともに、地方自治体に対しても、国の施策に順じて、同様の施策を講ずるよう求めておるところであります。

そこで、私は、この蟹江町も同様に、地域経済はまさに疲弊していると言っても過言ではないと思うのであります。この事態を何とか自治体としても打開しようと努力されている例が、全国ではもう幾つか生まれています。その中の一つの住宅リフォーム助成制度について、きょうは伺いたいと思うのでございます。

まず最初に、1番目でございますが、国としても、この制度に強い関心を示しております。さきの臨時国会で経済産業大臣が、国の支援について言及をいたしました。国土交通省が住宅リフォーム市場の拡大に向け、地方公共団体における住宅リフォームに係る助成、融資等

の支援の状況を把握するためとして、都道府県、市町村全自治体を対象にアンケートを実施いたしました。これについて、当局、町長もご承知しておるのでしょうか。まず、第1点でございます。

2つ目でございますけれども、承知しておりましたら、このアンケートにどう答えられたかですね。この調査は、国としても大きな関心を寄せて行ったものだと思うわけでありましてけれども、これはだれしものが、地域経済活性化の施策というのは関心を持つところであるというふうに思いますので、私もどうしても、町長としてこれをどのように思われ、感じられたか、伺っておきたいと思うのでございます。

3つ目でございます。この制度の内容について、具体的に、既に実施されている秋田県の例、それから岩手県宮古市の例、愛知県蒲郡市の例をご披露しながら、この制度が幅広くお金が循環して、地域経済活性化への即効性のある施策だと思っておりますので、ぜひ実施に向けて取り組んでいただきたいということを、まず最初に求めたいと思うのであります。

さて、秋田県の例でございますけれども、秋田県では県がこの制度を実施しています。これは、今年度からでございますけれども、最初は一昨年に湯沢市が実施いたしました。続いて、翌年に横手市と三種町が実施し、大ヒットしたので、県は横手市の事例をよく研究して、今年度から実施したものでございます。したがって、秋田県では独自の市町村の制度と併用しながら、県の過半数の自治体がこれを実施しておるわけでありまして。

秋田県の2010年、ことしの10月29日現在の利用状況をちょっと紹介したいと思います。申し込み件数1万1,697件、工事費総額252億2,572万円となっているのであります。この県の制度に上乘せして、市町村も実施している地域が20市町村に及んでいます。

秋田県の堀井県副知事は、「民間の需要を掘り起こし、大きな成果を上げている。ここの業者の生の声も聞いている。それらを受けとめて、継続できるよう対処したい」と述べています。民間を窓口にして、手続を簡略化したことも非常によい結果になっているということだそうでございます。

次に、岩手県宮古市の例です。これ、ちょっと最初、余分なところをたたいてしまいましたので、余分な字が入っちゃっています。申しわけありません。

滝沢建築住宅課長の話でございます。「住宅リフォーム助成を実施するに当たり、住民にも中小業者にも利用しやすい制度にすることに苦労しました」と、ここが肝心なところなんですね。この課長さんみずからが言っておるんですけれども、公務員というのはあんまり利用すると居づらくなっちゃってしょうがないので、つい申請の仕方を難しくするものだという、一般的にはそうなんだけれども、そこを何とか克服して、利用しやすい制度にするのに苦労したと。苦労するということは、実は手続上の方法ばかりじゃなくて、職員の意識改革をやることも大事なんですね。部下の意識改革をやることによって、内容を充実したものができるわけでありまして、そういうところに苦労したということのようですね。それを避

けるために、かなりの神経を使ったようでございます。

そこで、この助成を受けられる資格についてですけれども、助成を受けられるのは宮古市の市民であること、それから自己所有の家に住んでいて市税の滞納がないこと、それから施工業者の滞納はこれは問題としない。4、備品の購入、住まい以外の外回りの工事はだめだけれども、そのほかであれば住宅の改修に関するものならどういふふうでもよろしいと。それから、畳でもクロス張りかえでも結構と、こういうことでございます。手続も簡単にしました。対象工事を20万円以上とし、小規模工事にインパクトを持たせるために、一律10万円の補助としたということです。

それから、プレミアム商品券の助成も考えましたけれども、加盟店が限られておるので、業者からも煩わしいとの意見が出まして、現金での助成といたしたそうであります。使い勝手のよさがあったのか、大好評で、当初は500件で5,000万円の予算を組んだが、6月議会ではさらに1億5,000万円、1,500件を増額し、合わせて2億5,000万円、2,500件となってしまったので、9月15日にはもう2,000件を超え、不足が見込まれるようになりました。したがって、9月議会ですらに1億円を増額補正して、合計で3億5,000万円となったようであります。10月末現在で2,303件、工事費は10億4,500万円、宮古市の1割に近い世帯がこの制度を利用したことになるということになっているそうであります。20万円から40万円の工事が工事総額の4割を占めたと、小規模のリフォームを多くの住民が利用したことを示しているようであります。

受注した上位業者の工事数を見ると、1位は106件の仕事をとった畳屋さんだそうあります。2番目も、80件をとった畳屋さんだそうでございます。さらに、3番目ですね、51件をとった屋根の塗装屋さんだそうでございます。続いて、工務店が2件、次にガラス屋さん、これ断熱ガラスを入れたりしたそうありますけれども、市内の建設業者500社のうち230社が施工業者となったようでございます。

これだけ申し上げますと、相当即効性のある事業だなということが伺えるのではないかと申うんですが、どうですか。

それから、愛知県の蒲郡市の例でございます。ことし3月議会で、日本共産党の議員がこの住宅リフォーム助成制度について提案を行いました。市長さんは、即効性があるよい提案だと、検討すると即答したそうあります。10月補正予算で2,000万円を計上いたしました。市内の業者に発注で、工事費の1割、限度額20万円が助成されるということになっているようであります。市の広報がまだ届かないうちから、問い合わせや申請が集中しているようでございます。1カ月間で58件、業者との契約事業費1億587万円、市の助成金661万円、窓口相談が158件、電話相談が116件と、市民の関心は非常に大きいようであります。これから、どんどんふえそうだと聞きます。

孫のためにリフォームしたい、ふろもきれいにしたい、これは70代のご夫婦のご意見だそ

うですけれども。あるいは、市内の業者はこれは大変喜んでいて、蒲郡商工会議所がそう言っているそうでもあります。これはいい制度ですねというのは、蒲郡信用金庫が評価しているそうでございます。地元の新聞、蒲郡新聞は10月29日号で特別企画「住宅リフォーム特集」を掲載いたしまして、期待する市民の声、売り込む地元建築業者や畳屋さんが3面にわたってずうっと登場しているそうでございます。まさに即効性のある、すばらしい、いい制度ではないかと思うのでございます。

とりあえず、3つの例をお示ししましたが、ほぼ概要を理解していただいたと思うのでございます。そこで、地域経済の活性化に向けて検討していただき、具体化する、大きな価値のある制度だというふうに思いますんですけれども、ぜひ町長の前向きなご答弁をお願いしたいのでございます。

4番目でございますが、この制度の波及効果でございますけれども、これは極めて幅広く波及することがはっきり言えると思いますね、今までの話の中でも。宮古市の例では、市内建築業者500社のうち、約30社が施工業者になっているということです。あるいは、紹介されている内容だけでも、材料の購入や、人手も足りなくて雇用もふえたようです。あっちこっちでだれか人手おらんかと、うち忙しくて足りなんで困るよと、こういう話がまちのあっちこちであるそうでございます。実は、土木技術者などの求人倍率が、半年の間に0.52から1.09に伸びたということでございます。

畳屋さんやガラス屋さん、ふろの販売業者なども登場しています。大変幅広く波及があるようです。単にこの制度は業者だけが潤うということじゃなくて、一般の消費者の皆さんがこのリフォームに挑戦するということがずっと幅広く行われるという点で、波及効果があるわけですね。

秋田県の副知事じゃないんですけれども、タンス預金をこの制度が引き出したと、こういうことをおっしゃっているそうなんですけれども、そういう効果があるわけです。ですから、そういう点でいいますと、市民の1割近い世帯がこれを利用したということになるわけでありまして、一気に地域経済の活性化が進んだとは言えると思います。今後も、長く継続させることも研究しているそうですね、秋田県の副知事の弁ではありませんけれども。

重ねて伺うわけではありますが、この点からも具体化することが地域経済活性化の上で極めて大事だなと、こういうふうに思うわけであります。

私は、蟹江町では今、下水道事業をやっていますね。この下水道事業の補助金を6万円から10万円ですね。あるいは、最初にやらない年だと、翌々年になるとちょっと減らされますけれども、そういうことをやっていますね。それに上乘せしたらどうだろうかなんていうこと、あるいはそれと併用するようなことを考えたらどうかなということを感じるわけでありまして、この点についてもいかがでしょうか、承りたいと思うのであります。

以上であります。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、1問目、2問目につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

アンケート調査ではございませんけれども、ただいまの議員から言われました内容につきまして、本年8月20日付をもちまして、国土交通省中部整備局から県を通しまして「地方公共団体における住宅リフォームに係る支援の状況について」ということで照会が参っております。なお、これにつきましては、事務レベルの調査物でございますので、町長には報告してございません。したがって、町長は存じておりません。

その調査にどう答えたかという、これ2問目でございますけれども、本町としましては、住宅の耐震改修に係る補助や無料耐震診断の支援を促進しているというように回答させていただきました。耐震改修事業ですね、これも立派な住宅リフォーム支援というふうにとらえております。

私からは以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

今の小原喜一郎議員からのご質問の中で、住宅リフォームに蟹江町の助成金の一部をという話であります。

先般、大変ありがとうございました。民商の方と一緒に町長室にお見えになられまして、この趣旨は聞かせていただきました。今、担当が申しましたとおり、そのアンケートの内容については、実は私、直接目を通しておりません。大変申しわけございません。ただ、この後に実際行われております蒲郡、それから秋田県、それから宮古市の資料を早速私も取り寄せまして、中の内容をしっかり見させていただきました。確かに、蒲郡の市長さんにも直接お会いしていないんですけれども、スタッフの方とお話をさせていただき、有効な施策になり得る状況ですねという意見は聞かせてはいただきました。

町長室でお話をいたしましたとおり、この件について全面否定するものではありません、はっきり言いまして。大変いい制度だと思いますし、蟹江町の財政が仮に許すべきことがあれば、今後、検討に値することだというふうに私は今思っています。ただ、具体的にどうだと言われますと、今ここで若干即答はしかねる状況にあるのだけはご理解をいただきたいと思えます。

それと、下水道のことを今おっしゃいましたが、実は今年度からそれぞれの別々の交付金、補助金がですね、社会資本整備の総合交付金という形で一括でいただけることになりまして、現実に今現在、本町地区で下水道の布設の説明会を今行っております。大まか、今、地域では終わったわけでありましてけれども、それぞれの皆さん方のところに3年以内に接続をお願いしますよという、これを促進を高めるためにこの交付金の一部も使うことができるという、これは全国町村下水道の推進大会で、岡久という国土交通省の課長さんからのお話がありま

したので、私も早速担当と話をしまして、この一部の交付金をそれにあてがうべく補助金のアップを図ったのも先日、早速やらせていただきました。そのお金を一部リフォームに使えないかというご提案もあったわけでありますので、このことについてもちょっと勉強させていただきたいな。

ただ、今、これだけ世の中が疲弊しております、本当にゼロ、2年前のリーマンショック以来、麻生内閣で公共事業7兆円に2兆3,000億円ですか補正予算、9兆4,000億円の補正予算を出して、この夏までは何とかそこまでの影響はあったわけでありますけれども、実際もう40%近い公共事業の削減等々もありました。今、それは無駄遣いという名のもとに今の政権がやられたことで、そのことにどうのこうの言っているわけではありませんが、ただ、これだけ世の中が疲弊をして、「コンクリートから人へ」という題目の中で、私はコンクリートも人もということをじっくり考えていかなきゃいけないんじゃないかな。それから、公共事業がすべて諸悪の根源だという、この考え方自身もちょっとマスコミの考え方が、加熱ぎみの報道があったということも、私は否めない事実だというふうに思っています。

そういう中で、この社会資本整備も含めた公共事業投資というのお金は、当然これ国がしっかりと手当てをしていただくべきものだというふうに私自身も思っています。

今、小原喜一郎さんが言われたこのことだけでも、たくさんのお金を使うわけであります。蟹江町の予算配分の中で、直接町民の皆さんに影響度があるこういうものについては、来年度の予算編成の中できちっと移行していきたいなと、こんなことを今考えております。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

課長は、この制度についての全国的な例、傾向や新聞紙上でも何度か報道されているわけでありますけれども、勉強されましたか。これは、かなりの影響があるんだなと思われたんなら、なぜ町長に早くにそのことを伝えないんですか、国からこういう調査が来ているということ。その上で、町長の考え方を、担当の部署の責任者としてはですよ、まちおこしの点で大事な責任を負っているわけでありますから、この視点で一遍検討してみることは大事じゃないかなということをお勧めする必要もあったんじゃないですか。それを、単に通り一遍で国に答弁しただけで終わっているなんていうことは、職員像として私の期待する職員像ではないなと思うんですよ。後で町長にも伺うわけであります、この次の質問で。

つまり、職員がどんな立場で、住民のことをどのように思い、日常の業務に当たっているかという、この日常的な姿勢ですね、大事だと思うんですよ。そういう姿勢によって、このことについて重大な関心を持って研究を始めるということになるんじゃないですか、そう思わないですか。だから、日常の考え方で、通り一遍の考え方で通してしまうんですよ。そうじゃないですか、私は思うんですけども、それを1つ伺います。

もう一つですね、町長。町長も今言われた財源の問題ですね。蒲郡だって当初予算2,000

万円じゃないですか、先ほどおっしゃいましたようにですね。その後、たくさんふえると、補正もされて増額もされるでしょうが、まず当初は2,000万円であります。2,000万円くらいでしたら、今度、地域活性化交付金というのが来ていますよね。これ、蟹江町は1,232万6,000円ですか。さらにもう一つ、地域活性化、住民生活に光を注ぐ交付金ですか、これも来ていますね。これは500万円ですけれども。しかし、こういうふうな交付金がぼつぼつ来ますので、私は蟹江町がこんなこと、これは非常に地域経済、事業者の皆さんを元気にする上で非常に大事な制度ですので、予算がないといつてびびっておるような状況じゃないと思うんです。

蟹江町の財政は、実質公債費比率が18%になっていくような、名古屋市でさえも減税だと言っているわけでしょう。河村さんは、それは名古屋に人を呼ぶためだとおっしゃっている。人を呼べば、それなりに税金を納めるので財政が豊かになるわけですから、しかし、私はあの減税というのは金持ち減税で、一般の庶民が潤うような状況じゃないから、名古屋市に移り住みたいという魅力にはつながらないなというふうに思いますけれども、ただ、そういう住民を呼び込むための施策を、実際はないお金を使って努力しているんですよ。ここに着目する必要があると思うんですね。

だから、蟹江町は実質公債費比率6ですから、今、ここに全県の資料を持ってきましたので、いいほうですね。ですから、そういう意味でいけば、お金がないなんていうことは、町長、これは通りませんよ。だから、そういう意味で、ぜひ積極的に研究をしていただいて、蟹江町でそういう活気ある状況が生まれれば、こんないいことはないじゃありませんか。商工会の皆さんも喜ばれますよ。ぜひ研究していただきたいと思うんですけれども、もう一度ご答弁をお願いします。

○町長 横江淳一君

ありがとうございました。決して財政がどうのこうのという、そういうつもりで言ったわけじゃなくて、いろんな施策があるわけでありまして。確かに、この住宅リフォーム、工事分の一部を助成しますという、この制度については、いろんなところの例を私見させていただきました。蒲郡の財政力指数云々ということももう言及はいたしません、と云って余りいい状況ではどこの自治体もないわけでありまして、蟹江町も今お褒めにあずかりましたけれども、確かに実質公債費比率はまだ2けたにはなっておりませんが、これから下水道の進捗状況によっては、あつという間に2けたになってしまいます。

そんな状況の中で、今現在ある財調、そしてこれから償還していかなきゃいけないだけのいわゆる借金、それも含めて、蟹江町の財政をこれからしっかりつくっていくかなければならない、その中にいろんな補助制度があるというふうに理解をいたしております。

今の職員の先ほどの問題もおっしゃいました。そのことに対して、私は彼を責めたわけではありません。後になって、こういうアンケートが来ておりますという、本当に実は簡単な

アンケートでありましてですね。中身をきちっと精査できるようなアンケートじゃありません。そんな中で、私自身も先般、議員がお見えになりまして、その中身、骨子はしっかり勉強させていただきましたので、先ほども答弁をさせていただいたとおり、来年度についても、このことについてちょっと考えさせていただくことがあります。それだけを今お答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと5分です。

○7番 小原喜一郎君

課長、その常日頃の努力目標ですね。どうあるべきかということはもう一遍検討していただきたいなと、考え直してみたいなというふうに思うわけでありましてけれども、できたらその辺について答弁をしていただきたい。

あと、町長が望む蟹江町の将来ある、蟹江町をつくっていく上での職員の意識改革が大事だということをおっしゃっていますので、どういう職員像、どういう人間像を求めているのかなということの後で伺いますけれども、この際、課長が思っていることがあったら伺いたいなというふうに思います。

それと、国のアンケートですけれども、あんまりアンケートという形式じゃないということをおっしゃっていますけれども、調査内容についてちゃんとうたわれていますね。この事業も、例えば耐震改修、耐震診断などとか、バリアフリー改修とか、エコリフォーム促進とか、いろいろ挙げていますね。だから、これ読んだだけで、これは地域経済を活性化しようというふうに、日常本当に何かしようと思ってみえるんなら、これは飛びつきますよ、そういうものだと私は思いますよ。そこまでいかないということであれば、やっぱり常日ごろそういうことをあんまり重視して考えていないなと。単なる日常の流れに沿っているだけだなというふうに理解せざるを得ないんですよ。

これは、そういう制度について、マスコミなどの紹介が仮になくたって、これを見ただけで、何とかかなりそうだなというふうに思わなきゃいかんと思うんですよ。その辺について、最後にしておきますけれども、時間がないということですので、承りたいと思います。

町長には、ぜひ積極的なご研究をお願いしたいなと、ご要望を申し上げたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

では、まず私のほうから、議員ご指摘のように、勉強不足だと言われれば否めないかもしれませんが、このお話は私、9月の下旬、18日だったと思うんですけども、先ほど町長の言葉も出ましたが、津島民商の方が来庁されましてお話を賜りました。担当として賜りました。

そんな中で、正直、私もですね、この住宅リフォーム助成制度というのは、そのとき初め

て知った状況でございます。その後、蒲郡市、宮古市だとか、資料を取り寄せまして、私なりに勉強もさせていただきました。全国的な例も、実は勉強させていただいて、3月31日現在でございますが、愛知県下、まだ1市町村もこの制度を取り入れている状況ではなかったはずでございます。他府県を見ましても、静岡でも4件、岐阜で1件、三重はございません。

そんなような状況の中で、確かに勉強不足だと言われればそれまでかもしれませんが、私の考えは、27年度までを目標に、平成20年に定めました耐震促進計画ですね、それに基づく耐震改修、これをまず推進していきたいという考えであります。これも、30万円補助でもって、皆さんに耐震改修を進めておるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、これも立派なりフォーム支援事業だというふうにとらえておりますので、ご理解をいただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

議長、まだ時間ありますか。

○議長 伊藤正昇君

3分あります。

○7番 小原喜一郎君

課長ね、今のことについてであります。確かに耐震改修も重要な課題だというふうに思います。しかし、これにはですよ、耐震改修もその中の一つと、対象になる事業だとうたわられていますよね、これ国のアンケートですけれども。だから、それと併用して、つまり耐震改修1分野だけでは、地域経済に与える影響という点でいうと、もっと幅広くせんと、地域経済への影響、今大事なことは地域経済をどう活性化させるかということですね。まさに、地域経済は疲弊しているわけでありますから、そこへ自治体が手を差し伸べて活性化させることは非常に大事な課題になっているわけでありますから、それとつまり耐震改修と併用してやっていくということをご研究していただきたいと思うんです。これは十分できることだと思うんですよ。そういうこと、つまり耐震改修やりたい人が、今なかなかそうかといったら、一定のお金が要るのでなかなか動かない、あってもそう大したことはない状況でしょう、ブームにもならない状況でしょう。

ところが、これ実施しておるまちではブームになっているんだ、耐震改修も含めて。そういうことを一遍研究してみたいと思います。要望だけ添えておきます。

○議長 伊藤正昇君

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「地域経済の活性化とまちづくりについて」を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

2つ目の質問に入らせていただきます。

地域経済の活性化というのは今、まさに私はですね、地方自治体として第1に考えるべきことと、単に一中小業者だけの問題じゃないんでね。そこに住んでらっしゃる皆さんの日常の暮らしと大いにかかわりがあって、地域経済が活性化されれば購買力も生まれるわけでありますから、そういう状況を地域としてつくり出すことが自治体の力のできるわけでありますから、これは地方自治体として第1に考えるべき重要な課題だと思いますので、私はこの地域経済の活性化についてずっと引き続き質問をしておるわけであります。それで、地域経済の活性化とまちづくりについてと題して伺うわけでございます。

実は、私はこの地域経済活性化、あるいはまちづくりの質問はずっと繰り返してきておるわけですが、それ以前は合併問題を繰り返し繰り返し質問いたしました。それ以前は、下水道問題を繰り返し繰り返しやりました。つまり、その時々この町の重点課題ですね、そのことについて私は逃さずに、毎議会質問してきておるつもりであります。今、だからこそ、この町にとって地域経済活性化という、そしてまちづくりというのは極めて重要な課題だと思っているのでございます。

そこで、既に何回も申し上げておるところでありますけれども、あえてもう一度私申し上げるわけですが、私のこのキャッチフレーズ、「地域医療・福祉の充実と観光のまちかにえを目指せ」というのが私のキャッチフレーズであります。

今まで、観光開発といいますか、そのための提案を幾つかしてまいりましたが、きょうはですね、なぜ地域医療・福祉の充実かということについて申し上げたいと思うのでございます。

9月議会の質問でも申し上げましたが、蟹江町の人口はこの15年間、9月議会では20年間で申し上げましたけれども、15年で、できるだけ接近したところで見れば比較しやすいなというふうに思いましたので、15年間にしてみました。20年間だと、蟹江町201人しかふえていないんですよ。15年間だと550何人かですか、蟹江は553人なんですけれども、それでちょっとやってみようかなということをやってみました。

見ますと、名古屋市隣接市町村は16市町村あるわけでございます。そこで、人口増のトップは春日井市で2万5,340人増でございます。2番目は日進市で2万2,700、3位が長久手町で1万3,049、4位が大府市で1万1,305、5位が尾張旭市で1万328、6位が東郷町で8,907人増、7位が東海市で8,257人増、8位が甚目寺町で6,784人増、9位が大治町で4,837人増、10位が豊明市で4,521人増、11位、豊山町の924の12位、七宝町の676で、蟹江町が13位で553人と、こういう状況ですね。その下に、実は飛島村がマイナス228人と、こういうふうになっているんですよ。

16市町村と言いましたけれども、清須市と北名古屋市が合併がありますので、ちょっと比較にならないので挙げておりません。つまり、15年間でたった553人ふえただけと、こういう状況なんですよ。なぜ、下から2番目で、最下位と言ってもいい状況でございますけれ

ども、ふえないのか。これは、やっぱり行政を担っておる、責任を負っておるこの蟹江町自治体としては、この点について研究を深める必要があるのではないかと、私は常々思っているわけでありましてけれども、これはいかがでしょうか。何遍か伺いますけれども、聞く耳に値する答弁が返ってきていないんですよ、今まで。

交通網で、その辺について第1問目で伺っております。2つ目でありますけれども、しかも、へんぴなところじゃないんですよ。2番目ですけれども、交通網でいえばですよ、近鉄線で10分足らずで名古屋駅へ出られます。名古屋市の端から出てくるよりも本当に近い距離になっておりますよね。それから、しかも駅は富吉と蟹江駅、JRでいえば蟹江駅と、3つもあるわけでありましてね。道路網でいえば、国道1号線、名古屋・弥富線ですよ。それから、西尾張中央道と、これも便利な状況になっているわけでありまして。

住宅事情でいきましたも、高層マンション、本当によく建たります。借家・アパートも豊富に開発されています。こんなにアパートやマンションが建たるのに、何で人口ふえんのかなと不思議に思うでしょう。アパートは専業社に言わせると、アパートやマンションの空き家が今や3割を超えるんじゃないだろうかと、こうおっしゃっております。これは、その所長に伺ったわけでありましてから、相当確実性の高い数字じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう状況であります。

ですから、地域経済の疲弊という点でいいますと、これはアパート業者だって深刻ですよ、その意味でいいますと。高いリスクを払って高層マンションをつくった業者にしたって、なかなか大変ですよ。そういう地域の皆さんの暮らしに向けて、営業に向けて挑戦をしていただく自治体の人だって姿勢は大事ですよ。そういう点で、こういう便利なところなのになぜふえないかということ、もう一度改めて承っておきたいと思うんであります。

さて、3つ目ですが、私は、子育ての家庭やお年寄り世帯またはお年寄りと同居の世帯ですよ。この皆さんが、この町なら末長く住んでも安心して住めるまちだなということ、を常日ごろ思っていただけのような、こういうまちづくりになっているだろうかと、このことですよ。つまり、交通の便からいっても、あるいは環境につきましても、まあまあじゃないかというふうに思って、ここなら住んでもいいわと蟹江町に転入してまいります。数年住んでみると、いや、これはおれたちの住むまちじゃないかと、国民健康保険税も高いし、保育料も高いし、どうも住めるまちじゃないかと、よりいいまちへかわろうかと、こう言って、毎年1,000数百人の皆さんが転出されます。同数入ってきて、同数出ていっていますよね。この繰り返しです。

そういう現状ではないかと私は思うんですよ。また、あらわれる現象からすると、そのようにしか思えない状況が生まれています。そこで、申し上げるわけでありましてけれども、保育料はなぜ高いかということ、をちょっと申し上げたいと思います。

皆さんのところにお配りした資料をちょっと、資料1を見ていただきたいと思うんです

けれども、そこで見えていただくと、最初の1ページです。蟹江町の特に2番目の住民税非課税、あるいは均等割課税、所得割の1万ちょっと出る家庭だな、言ったほうがいいですね。この家庭の蟹江町の保育料どうですか、他町村に比べて。保育料の大幅値上げのときに指摘した内容であります。結果としては、保育を必要とする一番多い階層の皆さんです。ここがこういうように、他町村に比べてめちゃくちゃ高いですよ。これで、蟹江町に子供を預けていけるかなという心配するのも、これ当たり前じゃないですか。

資料の2枚目を見ていただきたいと思うんですよ。これ見てみますと、これは収入で保育料との関係、住民税との関係であらわした表です。年収100万円までが均等割世帯ですよ。これは弥富市の例なもんだから4,500円になっていますけどね、じゃないですか。年収103万円から配偶者がだめになるわけですけどね、つまり重税のこういう状況になっているということがあるんですね。

だから、この表を見ただけでも、所得の低いワーキングプアに属するような皆さんも含めて、こんな高い保育料になっているということなんです。的確にこの数字はあらわしていますね。蟹江町のこういうことを提案する職員は何を考えておるのかなと私はいつも思うわけでありまして、こういう皆さんの暮らしを厳しく追い込んでいるという状況が行われているわけなんです。だから、蟹江町に当分の間、住んでみようかなと思うようにならない、こういうことではないかなと思うわけでありまして。

国保税が高いという問題についても、若干触れておきたいと思うんです。資料2を見ていただきたいと思うんですね。

これは愛知県、つまり国保税が高い、払えない高い国保税だと、これは単に蟹江町だけではないと私は思います。全国的にこれはこうなっている、こういう状況だと思うんですよ。国も県も、この表は県だけの内容のものでありますけれども、県が国民健康保険事業に対して法定外の補助金を出してきておりますね。つまり、蟹江町でいう法定外の繰出金にふさわしいものであります。

それで、1996年には25億1,290万円の補助が組まれていました。2010年、幾らですか。1億7,316万2,000円であります。こういうふうに、国もそうですね。ここに国保税を高くせざるを得ない状況が生まれていることは確かであります。しかし、だからしょうがないということじゃないと思うんですよ。よその町村ではそのところをですね、一般会計からの繰り入れをやったりして、精いっぱい努力して、国保税を何とか下げる、あるいは低所得者の皆さんに不安を与えないような行政を具体化しておるわけなんです。だから、しょうがないということではなしに、そこを住民の皆さんが安心して住めるまちにするために努力を払うことが本当に求められているというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

それで、私は、1つは、そういう問題があつて、まだほかにもたくさんありますよ。介護

あって介護なしのごとし、保険税、保険料はしっかり高い保険料を取られるけれども、さあ利用しようとするといろいろ障害があって、なかなか介護の恩恵を受けられないという、あるいは延ばされておるといふ、あるいは要求どおりにならないという状況が生まれているということですね。挙げれば切りがないほどあるわけでありませうけれども、そういう状況が反映しておるのではないかと、総じて言うともうそういうことに思ふわけでありませうが、この点について承りたいと思ふます。

次に、4番目でありませうが、第4次総合計画が出されました。この総合計画といふのは、1つのスパンが10年になつていませうね。だから、4次ですから、もう30年は経過したと、当初からですね。そういうふうと思ふわけでありませうけれども、この30年経過したけれども、第1次からこのかた、主要な例えは水郷のまち蟹江にするといふ課題だとかですね。前町長は花いっぱいのもちなんていふことをおっしゃつていませうけれども、とにかく計画立てした内容で、その方向になつてきているなといふふうになつて今日、感じとれるでしょうか。さっぱりその感じが見えてきませう。何のための、せつかく高いお金を払つて、たぐさんの皆さんも動員して計画を立てました、第1次からこのかたですね。いい冊子もつくつて、配付もしました。

しかし、それにふさわしいような成果があつていませうか。その点で、一向にイメージが見えてきませうのでね、今もつて。教えていただきたいなと、こういうふうと思ふわけでありませう。

それから、町長、7Kとおっしゃつていませうね、町長の主要課題として。7Kを基本にして行政を進めていくとおっしゃつていませうけれども、さて、この7Kにしましても、結果としてですよ、総花的になつておつて、さっぱり何だか見えてこない。ことしは何を重点にやつていませうか。そういう点で、この辺もはっきり教えていただきたいなと思ふわけでありませう。

先ほど申し上げましたように、6番目でありませうけれども、住民にとって魅力ある計画が描かれて、一つ一つ着実に具体化していく方向ですね、これが見えるようにしていく上ではですよ、職員の日常的な取り組みの姿勢、これは大きくいかんにかかつていませうと思ふんですよ、違ひませうか。職員がですね、先ほど、宮古市の課長さんがおっしゃるように、こんな制度はあんまり使つてもらつてどうもならんで、忙しくなつちやつて。それで、手続を難しくしてやれといつて、もう手続するのに6枚も7枚も10枚も書類をつくらなきやならんような手続の仕方ですね。こんなことやつたりする考え方があつたりしたとすればですよ、そんなことはなかなか住民の皆さんが思い描いていませうような、あるいは計画にうたわれた、そういうまちになつていくなんていふふうにはおおよそ考えられないですよ。

そこで、私は町長に何うわけでありませうけれども、この計画をつくり上げていく上で、あるいはつくり上げると同時に、日常的に推進して、形が見えてくるようにしていく上で、こ

それは職員の日常的な姿勢が極めて重要だというふうに思うんです。町長は、もうそのことも思うもんですから、職員の意識改革を重視していらっしゃるということを何遍かも伺っておりますですね。そこで、町長が求めているらっしゃる職員像ですね、あるいは公務員像、あるいは人間像等をどこに置かれているのかなど、ぜひお聞かせ願いたいと思うわけでありませぬ。

さて、そこで私は具体的な提案になるわけでありませぬ。この最後になりますが、堅実な財政を確保していたなら、これ大事なんです。いろいろやるにしても、財政が大事ですから、だから、堅実な財政を確保しながら、福祉や地域医療を充実させていくということ、お金をかけていくということ、これは大事な視点ですので、財政問題もあわせて申し上げたいと思うわけでありませぬが、なぜ人口がふえるとよいかということについてまず申し上げますと、平成21年度決算で個人住民税の調定額ですね。それと、先ほど553人の人口増の21年度の人口は3万6,750人でしたので、3万6,750人で割ってみますと、1人当たりの納める税金が82万490円でございます。そうすると、人口1,000人ふえますと8,249万円になりますね。目標、第4次で4万人でしたか、4万人になったらどうなるんでしょうか。

(「3万8,000」の声あり)

3万8,000ですか。第3次は4万人だった。そうすると、4万人になったとしたらどうなるか、2億6,665万9,250円、これは机上計算ですけれども、赤ちゃんからお年寄りまでの数字で割った納める税の額ですから。しかし、2億6,665万9,000円ですか、税金につながるわけでありませぬ。それだけの人口増があるから、一定の施設は考えなきゃなりません。しかし、それなりに財源は確保できるわけでありませぬ。その意味で、人口増にしていくことは大事だなんす。

私は、その意味で川崎市を視察に行っていました。便利帳をもらってまいりました。川崎市の開発課の課長さんは言うておられました。今や東京都内は人口の奪い合いですよと。そのために、どう工夫を凝らせるか、お金をそんなに使わずにどう工夫するか、この競争ですと、こうおっしゃっていました。名古屋でも、先ほど河村市長の言をかりて言いましたんすけれども、名古屋でもそういう方向なんすよ。だから、自治体がどれだけ意識的にそのことについて日常的に追求するか、こういうことだと思ふんすよ。

そのことについて私は承りたいわけでありませぬが、人口増が税金につながるという点です、1つは承りたいわけでありませぬ。疑問に思ったら、ご意見とご答弁をいただきたいなと思ふんす。

次に、人口増を図るにはどうするかという意味で申し上げますと、そこで私は地域医療と福祉の充実なんだと、こう言いたいわけでありませぬ。子育て家庭もお年寄りの家庭も、未長く安心して暮らせるという、こういう行政にすることによって、来ていただいた皆さん、なるほどここならば未長く住んでもいいかなと思ふて、定着していただける条件が生まれると

いうことですね。

若者も住めるようなまち、私は現在、若者は案外住めれるようになっているのではないかなと思っています。なぜかという、単身者マンションがたくさんできています。だから、人口はふえないのに、世帯数だけはふえているんですよ。ごらんになっていただくといいと思うんですけども、世帯数だけはふえている。つまり、若者がふえているんですよ。だから、若者は、まず末長く云々ということは当初は考えません。とりあえず便利よくて、低家賃で住めればいいなど、こういうことになっているかと思うんですよ。その意味では、若者が単身で住める条件が一定の形であるなというふうに思っているところでもあります。

しかし、子育て盛んな家庭、お年寄りの介護を必要とする家庭は住みにくいまちになっていると、こういうふうに思います。あるいは、中小零細企業に勤めておって、国民健康保険税の厄介になっているような家庭ですねというようにところはなかなか住みにくい状況になっているのではないかなというふうに思うわけで。

そこで、私は、とりあえず保育料の、先ほど申し上げた部分ですね。ここの部分はせめて他町村並みにする、あるいは他町村よりもいいようにする、これは改めるべきではないかなというふうに思うんです。この点についていかがでしょうか。

それから、2つ目、国民健康保険税ですよ、これも高く払えない現実、議会も無視できずに、滞納対策特別委員会もつくるような状況になっているわけでしょう。こういう実態なんですよ。そこで、蟹江町は、最初のころは1億5,000万円も一般会計から繰り入れをやって、国保の財政状況を助けておった。ところが、だんだん減らして、ついには5,000万円にまで減らしてしまった。つまり、これは全国的にそうなんだからしょうがないよということじゃなくて、こういう高い状況を、蟹江町に住んでいただける魅力をつくるために、何とか考える必要がある。その意味で、一般会計の繰り出しをもとの1億5,000万円までいなくても、1人1万円くらいの減税はやりますので、つまり一定の形に戻してですよ。そして、支払準備基金と繰越金を使って、財源は1万円減税でありますから、これでやると、こういうふうにしたらどうでしょうか、これ伺うわけであります。

地域医療について申し上げるわけでありましてけれども、私はせっかく蟹江町は体制のいいといいますか、保健システムがあるわけでありましてね。私は、これは地域のお医者さんとよく相談をして、地域医療の充実を図って、国民健康保険会計でいえば、医療費が高いというのは、また税を高くしている大きな原因になっているわけでありましてからね。だから、1人当たりの医療費を引き下げる努力ですね、地域医療を充実させていく必要があるのではないかなと、こんなふうに思います。

その意味で、保健課長、ご所見がありましたら聞かせてください。どうしたら医療費を引き下げることができるかということ、あなた自身はどうお考えになってらっしゃるのか、伺いたいと思うんですよ。私は、それなりに今提案を申し上げましたけれども、考え方を持つ

ています。しかも、蟹江町では、他町村にないすぐれた医療生協は、その予防のための運動をやっているわけでしょう。予防医学を徹底するための運動をやっているわけでしょう。そのために、1日置きに往診もやって、そこで住民の皆さんに初期の知識、医療の知識を教えているわけでしょう。だからといって、他の個人医者の方々の意思を無視するわけにはいかないので、そういう皆さんも含めた総合的に蟹江町のこの地域医療をどうしていくという検討をしていただく必要があるんじゃないかなというのが私の持論であります。

そうして、医療生協のノウハウを地域に生かしていくと、こういうことが大事じゃないかなということも思っているわけでありましてけれども、その点について所見を承りたいと思うのであります。ですから、1つは国保、保育料、つまり改善する、その方向に向いてすることをですね、もしお考えがあれば承りたいわけでありまして。

次に、子供の医療費無料制度を中学校卒業まで云々ということも町長おっしゃいますけれども、なかなかずるずると引き延ばされていますけれども、いつまでも引き延ばさずに、やっぱり思い切って早くに中学校までの通・入ですね、入院も含めて無料制度を実施する必要があるんじゃないかなと思います。これも、地域の魅力をつくり出す上での施策の一つになるかと、こう思うのであります。

介護行政は、先ほどちょっと申し上げました。介護行政は、本当に保険料あって介護なしと、こんなことになっているような実情がこの地域に存在している……

○議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと1分です。

○7番 小原喜一郎君

はい。存在しているということが電話がありまして、今、研究しておるところですけども。

それから、公共施設の使用料でね、子供たちが高くて練習日を減らなきゃならんような状況になっていますよ。これも、やっぱり住みにくい地域の一つですね。そういうことについて、幾つか申し上げましたけれども、承りたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

それでは、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私ども政策推進室のほうでお答えできるのは、1番の問題、それから2番の問題、4番の問題、それから5番の問題ぐらいかなと、そういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

最初に、人口の関係で、いろんな市町村を挙げていただきまして、蟹江町の人口は伸びていなくて最下位の位置になっているんじゃないかと、そういうことをございます。前に9月のときでしたか、小原議員のほうから資料をいただきまして、国調の人口の調べだっと思われていますが、確かにそのとおりの数字になっておりますので、これについては間違いはないと、

そういうことだと思っております。

それから、なぜ人口がふえないのかと、そういうことになりますが、この質問も以前にいろんな方から質問をいただいておりますが、町としては手をこまねしているとかそういうことではなくて、町の将来も考えて、区画整理事業を今まで随分やってきたと思っております。それこそ蟹江新田の地域もありましたし、第1学戸で周辺の第2学戸、それから蟹江、今の地区、それから今はJRの北の区画整理ということで、いろんなそういう区画整理を行ってきました。

区画整理事業自体は、私ども近隣の市町村と比べても結構たくさんやってきたのかなと、そんなふうには思っています。その区画整理によって、結構本当に住みよい、そういうまちになったのかなというふうには思っておりますけれども、その反面、先ほどもちょっと言われましたけれども、名古屋に非常に近いということもあって、そういう面からすると、マイナス面としては若干地価がほかのところよりも高いのかなと、そういう感じもやっぱり受けますし、それによって宅地のちょっと購入が抑えられていると、そんなようなこともあるのかなと。また、アパートやなんかも当然たくさんありますけれども、そういうアパート賃貸料も実際ちょっと高いのかなと、そういうことになっている、そのことも思っています。そういうことで、定住者や転入者が抑えられているのかなと、そんなふうにも思っております。

ただ、本当にいい面では、先ほど言われましたように、名古屋に近いということもあって、そういう地理的な面でほかの地域よりも当然すぐれているところはたくさんあるわけですから、そういう面で人口の減が非常に鈍化するという、そういうことも考えられると思いますし、これから人口をふやすといいますか、人口の減をどう食いとめていくかという、そういう施策がやはり必要かなというふうに思っています。その施策の中心となるのはやはり基盤整備、住環境整備、それが一番重要かなと、そんなふうにも思っているところでございます。

先ほどいろんな市町村を言われましたけれども、多分といいますか、そちらの市町村といえますのは春日井、日進、長久手、尾張旭、いろいろありますが、そちらの市町村も地理的な要因があって、例えば開発がしやすい地域、丘陵地がいっぱいあったりですとか、そういうところでやはり開発が非常にしやすかったという、そういう点も人口の伸びに大きな要因があったのかなと、そんなふうにも実は思っております。

それから、4番目の総合計画が第1次から30年、今まで経過しているわけですが、まちの将来像がなかなか見えてこないという、そういうご質問であったと思います。それぞれの総合計画では、まちの将来像ということでそれぞれ掲げています。これ、ちょっと順に言わせてください。

第1次の総合計画では、まちの将来像をまちづくりの目標を住宅都市の建設と定めて、その副題として「人の和と自然に恵まれた暮らしやすい住宅都市の建設」ということで第1次はやってまいりました。ですから、先ほど言いましたように、第1学戸の区画整理ですと

か、蟹江新田の区画整理が第1次のときに終了したと思っています。蟹江、今の区画整理は引き続き第2次のときにもやって、第2学戸の区画整理がその時期に始まってきたのかなと、そんなふうに思っています。まさしく、住宅都市の建設に向けての事業を第1次総合計画では取り組んできたということであるかと思っています。

それから、第2次総合計画のまちづくりの将来像ですが、「人の和と暮らし豊かな水郷文化のふるさと」ということでやってまいりました。第1次では、区画整理事業を主とした町の開発を第1に進めておったわけですが、開発だけに重点を置くというわけじゃなくて、蟹江の持つ自然の保全ということも考えていこうということで、蟹江の特性である川や水路、そういうものをとらえて水郷の里再生という、そういう方向に目を向けて事業の展開もしていこうということで、第2次の総合計画は取り組んできたということであるかと思っています。

それから、第2次でもう一つ、要は新旧住民が、やはり新しい住民の方もたくさん見えてきたということもあって、コミュニティ、そういうのも重要だねということで取り組んできたということであると思います。

それから、第3次の総合計画については、これは「かわ・ひと・まち 表情豊かないきいき小都市（こまち）」という格好で進めてきました。第1次、第2次と、面的な整備ですとかハード事業ということでありましたけれども、第3次ではハード事業というよりも、やはりソフト的な事業、そういう面をしっかりとやっていこうということになってきた、そんなふうに思っています。

何を重点に進めてきたかという、そういうことではありますが、ハード的な事業であると、要は目に見えてきますので、こうなっていくんだなというイメージはわくと思いますけれども、残念ながら現在はそうですけれども、要は国の補助金はこれからは多くは望めないと思っていますし、地方交付税も、これはご承知のとおり少なくなってきています。過去のような右肩上がりという、そういうことでもありませんので、そういう面では財源も非常に難しいということになってきます。かといって、何もしないというわけにはいきませんので、子供からお年寄りまで、みんなが住みよいまちを目指してということで一つ一つ施策を進めていく、そんなふうに思っています。その指針となっているのが、いわゆる今、町長が言っている7Kであるのかなと、そんなふうで考えております。

それから、7Kのことを言われました。7Kのことがわからぬという、そういうような言い方かなと思います。私どもは決してそうじゃなくて、町長が進めようとしている7Kについては、着実に進んでいるかと思っています。7K、ご存じのように、観光、環境、改革、それから健康、教育、それから国際、共生という、そういう7つの項目でありますけれども、ちょっと時間をとらせていただきますが、順にですね、例えば観光でありますと、カニロゴマークも決めましたし、「かに丸くん」もやりました。ことしでは、それこそモリコロパー

ク、あっちのほうまで行ってそういうPRもしてきましたし、どんどんそういうふうで今PRをしているということになります。

それから、環境についても、公共下水道は順に今、着実に進んでおりますし、それこそエコステーションというのも今回2つでき上がってきました。

それから、改革につきましては、ご存じのとおり、集中改革プランということで行革も進めてまいりましたし、これから第5次行政改革に向かってまた進めていこうと、そんなふうに思っています。

それから、健康については、予防的な面も含めて、総合型の地域スポーツクラブ、それもやってきましたし、子供医療についても、通院医療費を小学校卒業までということで今はやっております。

それから、教育ですけれども、教育については、中学生の海外交流、そういうこともやっております。それから、何よりも耐震補強工事を今まで進めてきたということでもあります。

それから、国際については、これも中学生の海外交流と一緒にありますが、マリオン市との姉妹提携と、そういうこともやっております。

それから、共生ということについても、水郷の里ということで蟹江川の水辺スポット、そういうのも整備して河川環境の保全ですとか交流の場づくりですとか、そういう面で共生の芽が芽生えてきているのかなと、そんなふうには思っています。

ですから、7Kというのは順調に私ども進めていると、そんなふうには考えているところであります。

私からは以上でございます。

○民生部長 齋藤 仁君

保育料の点についてお答え申し上げます。

けさ一番で資料を配付していただきまして、ありがとうございます。突然の資料配付で、内容の精査がなかなかできない中でお答えさせていただくわけでございますけれども、私どもの勘違いがありましたら、それはそれでまたおわび申し上げます。

この中でもいろいろと物議を醸しておるわけでございますけれども、まず第1番目に、保育料というのは各市町村の事情に応じてそれぞれの考えで決められるものでございます。もちろん、基準となる国のほうから示される単価というものはあるわけでございますし、それも市町村規模ですとか地域性、それから保育所の定員規模、そういったようなものに応じていろいろ単価設定されている、そういったものを計算しながら、市町村に応じてどれぐらいの保育料を目標にして定めていけばいいのかという、いろんな事情を考えられて定められたものでございます。

蟹江町も、値上げはさせていただいたんですが、一度に一括してということではなく、2年間にわたって順次上げさせていただいて、できるだけ激変緩和ということも、議員の皆様

のご理解をいただきながら進めてきたところでございます。

そういったようなこととございますので、一概に高いというふうに言われれば、高い、安いという物の言い方自体が、私どもの感覚としてはいかがかなと。いろんな事情があつての金額設定ということでございますので、私ども、今現在こういった保育料で推移しておるということをご理解していただきたいというふうに考えております。

保育料については以上でございます。あと、国保ですとか介護については、担当課長のほうから順次お話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、保険医療課長の私のほうから、3問目の国保税が高いんじゃないかというご質問がありました。

資料を見せていただきまして、私も見ておるところですけれども、ちなみに私の手持ちの資料のちょうどお話ししようかと思うんですけれども、高い、安いにつきましては、どれだけ下げても、個人の考えるところはいろんな考え方ができるというふうに考えておりますが、決して町といたしましても高いのはよくない、低ければ低いほど私もいいというふうに感じております。

資料の補足で大変申しわけございませんが、私の手持ちの資料ですと、平成21年度の愛知県下、議員からも愛知県下の資料を出していただいておりますけれども、蟹江町調定でいきますと、県下全部で53市町村あるわけとございますが、低い順からいって31位というところで、決していいわけではないと思っておりますけれども、31位とございます。ちなみに、町1人当たりといたしましては9万9,187円、愛知県下でいきますと9万8,933円というところでございます。

次に、1人当たりのかかった医療費に関してでございます。こちらのほうも、57市町村あるわけとございますが、蟹江町の場合、平成21年度の資料でございます。低い順からいきますと、県下で21番目ということになっております。ちなみに、蟹江町1人当たりの医療費につきましては25万2,961円、県の平均といたしましては24万8,228円というふうになっております。

次に、後ほどの質問をいただきました。国民健康保険税に関して1万円ほど下げることとはできないかという質問でございます。

国民健康保険事業に要する経費につきましては……

(「次長、私の質問はそうじゃないんだ。こんなことを長々と説明しろという質問じゃないんだよ。そういう地域をつくるため、これ着目すべきじゃないか、どう思うという質問なんだわ」の声あり)

引き下げにつきましては、議員がご指摘されます繰越金については、個人の所得が減少したことにより国保税の調定が大きく減少しております。今後、医療費の執行が不明確なため、

繰越金の把握が困難にもなっております。国保の支払準備基金の運用につきましては、ことしも一部ではございます。2,000万円ではありますが、繰り入れをしてございます。

なお、一般会計からの繰り入れ、ことしにつきましては3,000万円、町財政も厳しい状況であります。財政当局と十分協議をいたしまして、町民から理解の得られるよう最善の努力をしてまいりたいと思っております。

また、平成25年からは新しい後期高齢者医療制度の改正される影響や医療費の動向、税金等を考慮いたしますと、国民健康保険の制度の趣旨からして、国民健康保険税を下げることは現在考えておりませんので、お願いをいたします。

次に、地域医療につきましてのご質問をいただきました。

国民健康保険に加入してみえる方のみならず、全町民が健康で健やかに暮らせるのが重要かと考えております。健康状況が悪くなってからお医者にかかるというのではなく、住民一人一人みずから健康管理することが最重要と考えております。町の取り組みといたしましては、特定健康診査等実施計画やかにえ生き生きプラン21が策定され、疾病の早期発見と早期治療のため、各医療機関と連携を図り検診や健康診断等を実施をし、医療費の抑制に努めておるところでございます。今後につきましても、こういった事業を実施し、国保の安定化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、介護につきまして答弁をさせていただきます。

介護保険特別会計の保険給付費で見ますと、毎年度増加の一途をたどっております。これは、要介護・要支援認定者の方の数、それからサービス受給者の方、サービス利用料ともにふえ続けているということにほかなりません。それだけこの制度によるサービスを利用されているものとも思われるわけでございますが、こういったサービスが必要な方々の数というのは今後もふえ続けていくものと思われま。

また、特別養護老人ホームなど、待機されている方がたくさんいらっしゃるということも事実でございます。こういった状況の中で、介護や支援が必要な人たちが地域で生活していくために何が必要か、重要かといったことを考えていかなければならないということをおもっております。

来年度は、平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画策定の年であります。必要なサービス量や種類はもちろんのこと、なるべく要介護状態に移行しないよう、介護予防事業を重視したものになるよう考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(「保健センター所長の意見聞いてあるよ、地域医療で」の声あり)

○健康推進課長 能島頼子

地域医療についての考えということで、突然ですけれどもお答えさせていただきます。

心身ともに健康を増進させていくということには、保健活動が大変重要な施策であるというふうに考えておりました、この部分が柱になってくるのかなというふうに思います。この保健活動というのは、疾病予防対策の一次予防、二次予防、三次予防のどの位置にも重要でありまして、この保健活動を充実させていくためには医療との連携というものが大変重要で、それが充実することによって地域医療も住民に密着した活動となっていくのではないかなというふうに考えています。これらが一体化したことによって、福祉もその中に入った上で、行政のみならず、民間企業とかも住民とともに考えて提供していくということが重要であるというふうに考えます。

以上です。

○町長 横江淳一君

大変時間が長くなっておりますので、短い答弁ですと多分、喜一郎さん納得いただけませんが、ただ、今回の一般質問を見ておりますと、実は本当に多岐にわたっております。それで……

(発言する声あり)

わかりました。お言葉を返すようでありますけれども、通告をいただいたことが本当にまちづくり、町に対して一生懸命思いを書いていたのよく私も理解できます。ですから、担当としてはこの限られた時間の中にどういう答え方をしようかといって、今回も一生懸命やらせていただいていることだけのご理解をいただきたい。そのことについてこれだけの長い文章ですと、それについてお答えすると本当にたくさん時間がかかると私は理解しております。ただ、今回、私がどこを言わせていただける、総体的に多分お話をしなきゃいかん部分があると思いますので、まず……

(発言する声あり)

私が今しゃべっているもんですから、ちょっと静かにしていただけませんか。

地域経済の活性化とまちづくりという点について、物すごくこれ多岐にわたります。ですから、私が今、保健医療についてお答えするのか、それとも職員の資質に対してお答えするのか、はたまたこれからの蟹江町のまちづくりについてお答えするのか、それとも全体をお答えするのか、はっきりしないんです、はっきり言いまして。

それだけをもしも本当に私どもが真摯にお答えをさせていただけるのであれば、この1つを重点的にご説明させていただければ、私どももしっかりとお答えを、当然きょうも今からさせていただきますが、それだけのご了承願いたい。まず、そういう観点で、お答えできるところをお答えをさせていただきたいなど、こんなことを思います。

第4次総合計画の流れの中で、確かに第1次からもう30年たったわけでありまして。蟹江町も、その当時と比べると、社会環境から経済環境、人口推移等々、相当変わってまいりまし

た。自然環境のきれいな蟹江町が、水郷のまち蟹江町が今や名古屋のベッドタウンに生まれ変わりつつあります。ひとたび西のほうへ行きますと、のどかな田園風景が広がる地域もあれば、名古屋に近づくともう都市型の生活環境がはっきり見てとれます。そんな状況の中で、第4次総合計画を組んでいるということだけのご理解をいただきたい。

そんな中で、7Kについてはまだまだ緒に就いたばかりでありまして、非常に見にくい部分があるかもわかりませんが、確実に一つの指針としてスタートをさせていただいておりますので、またこれはるるお話をさせていただきたいというふうに思います。

一番肝心の職員像であります。先ほど1問目も質問いただきましたが、確かに公務員というのは、皆様方の貴重な税金をいただいて、それを生活の糧として、皆様方に奉仕をさせていただく、住民の奉仕者としての位置づけがあるのはもう十分理解をいたしております。私も民間の出身であります。再度、この役場に入らせていただいてから、それぞれの皆さんのいろいろなお考えをしっかりと聞かせていただきました。

そんな中で、公務員像というのがうっすら自分なりでも理解をさせていただいております。ただ、蟹江町の公務員は優秀な公務員が多いというふうに私は思っております。ただ、1つ、どうしてもこれをスキルアップの一番の要件としては、住民に対しての配慮、先ほど来言っていますように、受付で端的に確実に事務をこなすということではなくて、もう一步踏み出して、住民と一緒にまちづくりをしていくという気持ち、そういう問題点を持つということが一番必要な。

2つ目には、それぞれのセクションが離れると全く関係ないというんじゃなくて、それぞれのセクションの中でオーバーラップができて、グループ制とまではいかないまでも、機構改革をしながら住民サービスに努める、これがこれからの公務員に一番必要な資質だと思います。そういう意味で、本日お集まりの議員の皆様方も、一緒になってまちづくりをしていただけるという気持ちは十分おありになるというふうに私は理解しておりますので、その点についてもお願いをしていきたいな、こんなことを思っています。

それから、医療費の問題でありますけれども、中学校卒業までの医療費無料化につきましては、これはもうずっと内部で進めております。決していたずらに引き延ばしているわけではありません。

再三再四ご答弁をさせていただいておりますが、今回の子ども手当の施策につきましても、本来でしたら長妻大臣の時代にですね、22年度は児童手当を充てさせていただきましたが、23年度についてはしっかりと地域の声を聞いて、それから判断をしたいとおっしゃったのにもかかわらず、もう既にそういう状況ができてしまっています。蟹江町で2億円の財源であります。その財源をできるだけ地域で、地域主権とおっしゃるならば、我々はそれをいただきたい。でも、現実にそうではないじゃないですか。そういう状況を我々はしっかりと踏まえなきゃいけません。

議員の皆さんもそうであります。愛郷心、まちを地域を愛する気持ちは人一倍おありになるから、住民の代表として、二元代表制として今この議会にお見えになると思います。私もその一人として、愛郷心があれば当然愛国心が芽生えます。そういう段階の中で、これからのまちづくり、人づくり、それから安心・安全、これもやっていくべきだと思います。そういう意味の地域主権でしたら、我々は大いに現政権に期待しておるわけであります。

現実にはいろんなお願いをしているわけでありましてけれども、施策についてもどうしてもまだわからない部分があります。この後に交付金だとかいろんなご質問いただきますが、我々も今回の一括交付金が小泉政権のような、いわゆる国のリストラにつながるような、そういう一過性のもんではなく、本当に地域につながるような、そんな交付金であればいいな、今それを期待しているわけでありまして、子育てについても医療費についても、ちゃんと今理論を重ねておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいな、こんなことを思っています。

最後でありますけれども、蟹江町が今後、医療と福祉と、それから活性化なるまちづくりにするには当然、人口増も望まなきゃなりません。都市計画マスタープランもお示しをいたしましたように、第4次総合計画にはソフト面を相当充実してあります。そういう意味でいけば、議員各位のご協力が不可欠でありますので、何とぞ小原議員も含めて、地域の活性化づくりにご協力を賜ればと、このように思っております。十分な答弁ができないことは失礼をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと20秒です。

○7番 小原喜一郎君

1点だけ申し上げておきます。

つまり、私は細々と質問しているわけじゃないんです。1点のみです。なぜ今、蟹江町は魅力がないような状況になっているか、その原因を一つ一つ挙げただけであって、それを魅力づくりのために、そここのところへ着目をして研究していく必要があるのではないかという問題提起をしているわけで、聞いているのは1点なんですよ。そこに着目して答弁していただきたい。

以上です。

(発言する声あり)

いや、だから、私の質問は、全体として福祉の他町と比較しておくれている状況を指摘しながら、こここのところを研究する必要があるじゃないかということについて問題提起しておるわけですから、それに答えもらいたい。

○町長 横江淳一君

大変ありがとうございました。その1点で私もあるというふうに理解をしております。町村合併も一段落をいたしました。本当に小さな政府をつくるのか、大きな政府をつくるのか、まだ我々自身がはっきり見えてきていません。先ほど来申し上げたとおり、地域主権を守るために、この地域を守るために、そしてこの海部郡を守るために、首長ができるところは行政は総合的にやっていきたい。そして、守るべきものはしっかりと、その地域は首長、それから議員の皆さんで守っていききたい、そんな考え方を持っておりますので、またいろいろお力添えをいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

以上で小原喜一郎君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。55分まで休憩といたします。

(午前10時37分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 伊藤正昇君

質問2番 菊地久君の1問目「議員定数、報酬、議会改革等、町長の政治姿勢を問う」を許可をいたします。

菊地久君、質問席へお着きください。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。通告によりまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回の一般質問は、議員定数、そして報酬、議会改革等、町長の政治姿勢を問うと、こういう形で質問を7点にわたってさせていただきたいわけでありまして。

まず、第1点目でありますけれども、首長と議会、その問題についての町長の所見はどうだろうか。これは、言うまでもありませんけれども、今、名古屋市におきまして、河村市長がいろんなことをおやりになっております。減税問題を出しました。議会は「うん」と言いません。与党ですよ、皆さんね。与党の議員の皆さん方は、河村市長が公約をした減税10%の問題について、問題があるというような形で「うん」と言いませんでした。

そして、財源がどうなのこのという意見が議会から出てきたときに、今度は河村市長は、だったら議員の歳費を半分にしたらどうだ。1,600万円もらっとるでねえかと、わしゃ800万円だ。あんたたちも半分で800万円はどうだ。定数も半分にしたらどうだというようなことを急ぎよ、今度は議会側を揺すぶるような形で提案をされたわけでありまして。

それにつきましては、議会側は当然ノーに当たり前です。ノーと言いますよね。それについて、今度は河村さんは、じゃあ市民に聞こうじゃないかということで、住民運動を起こし

ました。そして、議会リコール運動で署名活動をやっておったわけでありまして。このことについて、大体結論が出てまいって、多分、議会解散になるであろう、こう言われておるわけでありまして。

そしてまた、鹿児島県の阿久根市におきましては竹原市長さん、この人が当選をされて以来、市の改革ということで職員のボーナス半分だとか、これはこうしたほうがいいだとかいうことで、徹底的にやったりですね。副市長を勝手に自分がどこかの人を連れてきて提案をしたけれども、議会がノーと言った。私の言うことみんな聞きやあせん、議会はどうもならんがやということで、議会に諮っても反対されますので、あとは諮らずに専決処分、専決処分、こういうようなことをやって、今、新聞、テレビを見たときに出てまいります。これについて、一体何が正しいんだろうか。

国会は、議院内閣制であります。選ばれた議員が内閣を編成をして、国家を動かしております。ところが、地方議会は二元制でありまして、町長は町長で選ばれてまいります。私たち議員は議員で選ばれているわけです。それぞれが同じ立場でなくて、選ばれたのは同じ立場であっても、立場が違う二元制であります。

そんなようなことから、首長になった人が自分の思いを議会に通す。仲よしこよしだと、大体それで通っちゃうんですよ。ところが、地方を変えていかないかんと、こんなに金が無いし、大変な時期に何とか日本を変える。日本を変えようといっても、なかなか今のにかわって、長く続いた自民党政権から民主党政権にかわって、変えようという、そういう国民の願いがあつてかわったわけでありまして。結果はですね、ご存じのように、いろいろともたましておきまして、子供議会みたいなことをやっておりますが、それはそれで置かせて。

しかし、地方は地方で、自分たちの身近なことをどうしたらいいのかという大事な時期でございますので、そういうようなことを踏まえまして、横江町長も議員をおやりになっておりました。10年間おやりになって、そして町長になって6年であります。そういう立場の中で、今、名古屋市の問題だとか阿久根市の問題だとか、各地でいろいろ起こっております首長対議会との間のこういう問題について、町長としてどのようにそのことを、あなた自身が議会の議員もやってきた、今、首長もやっておるという中で、どんな判断を今されておるのかな、どういふようなことが自分としては必要なのかな、それをどう思ってみえるのかをですね、まず最初にそういうことをあなたに聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

今現在、地方自治体1,500ぐらいですか、いろんなカラーの首長さんがお見えになり、また、住民の代表として議員さんもお見えになり、それぞれ闊達なご意見を議会の中で闘わせてお見えになるというのは、いろいろ広報等々、時事通信等々の情報で知れるわけでありま

す。私も菊地議員と一緒に10年間、菊地議員と一緒にと言うと大変失礼でありますけれども、35年の大ベテランの議員さんにいろいろ教えていただき、あるときは叱咤激励をいただき、議会人として10年間やってまいりました。今、町長に就任をさせていただき、蟹江町をとりあえずあずからせていただいております、皆さんと一緒にやっていこうという気持ちであります。

そんな中で、河村市長が誕生になりました。彼のマニフェスト、公約等々を読ませていただきますと、立候補当初とはちょっと趣が違ってきているのかな。これは、私自身も率直に、住民の皆さん、市民の皆さんも多分それをお気づきではないのかなという気がいたします。確かに、非常に改革的な市長さんでありますし、それなりに国会議員も経験しておみえになりますので、ブレンも多いと思います。知識も豊富であります。IQも高い方だというふうに理解はしています。

そんな中で、市議会議員さんとの今回のやりとりは、閉塞感のある愛知県、それから若干中が見えてなかった名古屋市政が本当に浮き彫りになったという意味では、市民の皆さんはある意味、大変喜んでいてのかなというのは私自身は思います。ただ、やり方として、もう少し議会といろんなことに関してお話し合いをする機会は幾らでもあると私は思っています。あれをことさらに議会の前を出して、私は、よく皆さん方もお使いになられます、いわゆる迎合主義、ポピュリズムの一番最たるものではないのか、大変危険じゃないかということをお自身は思います。決して批判をしているわけではありません。手法として間違っていないですが、でも、余りいい方法ではないんじゃないかなという、同じ首長として思います。

私も、近隣市町村会で直接河村たかしさんとお話ししたことがあります。顔が似ておると言われて、本当かなって、たまに意識することあるんですが、決してスキルも全然違いますし、もっと……

(発言する声あり)

いやいや、それはないと思うんですが、性格は多分違うと思います。ただ、非常に滑舌がよくて、頭の回りがいい市長さんだというのは感じますが、もう少し議員の皆様方とそれぞれお話をして、1つの施策に対して、やはり二元代表制とおっしゃるんなら、そこは詰めていくべきかなと思います。

片や、阿久根市の市長さんですね、あの方も議会手法として専決、いわゆる議会にかけずに、町長権限で決めていく、これも議会の手法の一つであります。決して悪いわけありませんが、これは議員の皆様方の若干の承認が要るというのか、それまでの話し合いがたって、万やむを得ず、いわゆる協議の時間がなかったとか、そういう理由がちゃんとあつてしかるべしだと私は思います。

それと、副市長さんの任命についても、落下傘でそれは連れてくることも可能でありましょう。阿久根市の市の内容が我々はすべて把握しているわけではありませんけれども、聞く

ところによると、市長派とそれから議員派が真っ向に分かれて、多分リコールも成立し、今度は市長選挙になるというふうに聞いておりますけれども、それも何かもう少し解決方法があるのではないのかな。日本人としてどうなんだろう、もう少し話し合いをして解決していく民族じゃないかな、こんなことを思います。私ならばそのようにやる。ただし、阿久根市の今までの歴史がどうだったということについては、非常にこれは難しい問題がありますので、今ここでどうのこうの言うことはできないというふうに思います。

ただ、総体的に言えるのは、二元代表制の中で、議院内閣制とは違います。そういう意味で、立法府ではありませんので、町民の皆さんと色々なニーズを語り合いながら、ここで是非を問う、これが議会制民主主義、地方議会の根本であるというふうに私は思いますので、今やっている河村市長さん、阿久根市長さんのやっていることがすべて間違いではないとは思いますが、もう少しやり方があったのではないのかなという気は、率直に今の段階ではいたします。

以上です。

○10番 菊地 久君

トップになった人の政治姿勢というのは、非常に重要であります。そういうような意味で、今の町長の政治姿勢ですね。今の名古屋市政の問題に対するとらえ方や、阿久根市のとらえ方ですね、あれはやっぱりきちんと教訓として、何らかの形で生かしていただきたいなと思います。また、議会の我々から思いますと、名古屋市は、正直言って、議員さんが大変力をお持ちでありました。それで、市長さんは大体、議員の中から推薦をして、議員さんの仲のいいような人が大体なってきた歴史もありますので、大体平穏無事のような感じがあったと思います。

今度出た人は、逆に言うと、市会議員からいうと異色に感じたでしょうね。あんなふうにやるとは思わなんです。身内です。民主党の仲間うちですので、仲よく話をして物事は進むだろうと思ったら、ちょっと違いましたね。でも、あれは議会制民主主義を守ったり、日本のこれからの地方の改革だとかあり方からいうと、一つの火をつけたなと、改革の一步かなという意味では、よう頑張ってみえるねという、私は一定の評価をしている一人であります。これは、議員という立場でございますので、首長だったらまた違う言い方するかもしれませんが、議員という立場の中で、大切なことだったな、こういうふうに思っておるわけであり

ます。

そこで、続いて、関連していくわけですが、2点目、3点目、4点目について質問をしたいんですが、2つ目には議員の定数、現在16名であります。そのことについての考え方はどうなのかな。それから、3つ目には、議員報酬は今高いのか、安いのか。そして、4つ目には、特別職の皆さん方の報酬は、町長、副町長、教育長の皆さん方の報酬はどう考えておられるのかなという点であります。

そこで、議員定数と議員報酬の問題でありますけれども、議員報酬、あんまり名古屋市の話が出たものですから、名古屋の市会議員1,600万円だってね。今度、河村さんがそれ半分で800万円でええでないかと、こうおっしゃる。そうすると、蟹江の町会議員も大分もらっておるんじゃないかね、一般の方は思うと思うんですね。ぎょうさん幾らもらってりゃあす、ぎょうさん幾らもらってりゃあす言われてもこれだけだかねということで、我々の歳費は月30万円であります。その歳費の中身を見ますと、30万円の中から引かれるのは共済金の掛金で4万6,400円、所得税が3万6,700円、そして互助会が1,000円でございますので、手取りが21万5,900円いただいております。それから、期末手当、一般的にはボーナスでありますけれども、12月を見ますと54万円です。何だかんで引かれまして手取り39万9,600円あります。

ほう、こんなに世の中不景気で、ボーナスももらえんわ、会社は残業はないわ、ひいひいひいひいっておるのに、議員さんていいわねと。一度選挙へ出て立候補して当選すると、それだけ安定収入があるんだよね。こう一般的に有権者の皆様方は思われるのではないかな。思われたときに、我々議員として一体どういうふうに言えるのかな。自信を持って、30万円の報酬について高いと思うのか、安いと思うのか、それだけのことはいいじゃないかと自分たちが思えるのかどうなのか。

そして、議員定数、これ16名でありますけれども、16名は多いのか、少ないのか。例えば、これは弥富と合併するときに、22名でした。ところが、弥富と一緒にありますと、議員定数は減るわけです。それを議員さん皆さん覚悟しておりまして、一気に6人減らしました。16人です。これは、お互いに意見もいろいろあったけれども、満場一致で16人で議決をしたという経過があります。したがって、その16人の30万円というのは、議員の定数はこれでいいのかな、30万円の歳費はどうなのか。この問題について、議会の議員の我々は、人様からいろんなことを言われて、何にもやらないかと思われるといけませんので、我々は我々の中で議員総会なり、各代表者会議の中で、どうなの、今の報酬についてはどう思われるの。そして、議員定数はどうなのか、こういうような議論を今やっておる最中でありまして。

それぞれの考え方があるわけでございますけれども、今のところは結論は出ておりません。しかし、何とか考えようかな。この問題はこうだなということについては、熱心に議論をしております。それぞれの考え方はあると思います。例えば、後で質問いたしますが、今、大体、蟹江町の議会の議員は、私を含めてでありますけれども、来年、このままの人たちが立候補しますと、16人のうち半分以上が70歳以上である。一番若い人で今53歳なんですね。

だから、若い人が出やすいのはどうしたらいいか。歳費の30万円では生活やっつけていけるかどうかですね。まず、私は30万円もらって、手取り20万円では生活は無理でしょう。議員で専門はできません。だったら、中途半端と言っちゃ失礼でございますが、兼職、年金をもらっておる人、職業が今ある人、自営をやっておる人たちね。サラリーマンじゃまず出られな

いでしょう。だから、若手の人たちが職をなげうって出られる状況をつくってあげるにはどうしたらいいか。例えば、50万円の歳費にしたらどうか。そうすると、町の財政がもたんじゃないか。だったら、人間16人を減らして、例えばどうなのか、12人で40万円はどうだとか、または今の16人ですらちょっと少ないよ、現状維持、むしろ18人に拡大したらどうか。歳費はもう30万円ですらちょっと少ないよ、現状維持、むしろ18人に拡大したらどうかとか、いろんな議会の議員の中で今、議論の最中でありまして。

結論的には、それぞれが納得をして結論を出したいと思っていますので、現状維持でいけるっていうならそういう方向でしょうし、減らすなら減らす方向でしょうけれども、議員それぞれの意見がございますので、多数決で物事を決めるというわけにはいきません。そんな考え方で今、頑張っておるという点について、どうなのかな。それは、理事者側から見て、議員の我々を見たときに、皆さんが見て、今の我々16人を見て、この4年間を振り返ったときに、どうも30万円はもらい過ぎじゃないかと思われておるのか、いや、もっと出せることなら出したほうがいいじゃないかと思われるのか。16人は少ないと思うのか、いや、もっとふやしてもらったらどうかと思うのか、もっとそれぞれほかの考え方があるとするならば、そのことについてひとつ町長にお尋ねをしたいと思えます。

続いて、関連しておりますので、5点目、質問しますが、先ほど言いましたように、一番若い人で53歳です。私は当時出たのは27歳でですね、初めて社会党を名乗って出て、ここに見える小原さんが共産党を名乗って出て、2人で一生懸命、蟹江町議会やら町政改革で青春の火を燃やしておったわけでありまして。こんな年食いましたがね。そういうときがあるんですね、時代が。2人ともサラリーマンです。サラリーマンとしてでも出てきた。出れたじゃない、出ちゃったんですね。

現在、どうなのかなと。一般のサラリーマンが会社の状態や条件などあって、25歳以上の人だとか、30代、40代の人たちが張り切って蟹江町のためにおらやるぞよと、元気いっぱい立候補してやってくださるような何か条件はないだろうか、どうしたら頑張ってくれるのかな、そのことに腐心しておりますし、あわせて女性の議員さん、中村さん、林さん、2人お見えであります、非常に女性の立場できめ細かいところから、議会の中でいろいろと発言をされたり、運動されたりして、非常に女性議員というのは必要だということを痛切に感じておる一人であります。

そういうような意味で、もっと女性議員が議会の中に、議会ばかりではありません。例えば、そちらの理事者側の中でも女性の管理者がもっと出てきてもらえんのだろうか。1人お見えでございますが、もう3分の1ぐらいは女性で占めてもらいたい。町長、副町長は——副町長は半分は女性が多いんだから、副町長は女性でどうだと言われるような雰囲気だとか、そういう土壌がなぜ生まれてこないのかな、これが一番、今のままだが平穏無事なのかな、それが改革なのかな。

河村市長のような大胆なことをやる、一遍市政を、町政を大混乱にして、それからゼロからもう一度立て直してくるということが出来るのかな。いや、そこまでいくような蟹江じゃない。今の蟹江は、町長もすばらしいし、職員もすばらしいし、議員の皆様方もすばらしい、これなら安心して蟹江町を任せるなどって、有権者の皆さん方が言ってくださる。そして、我々は自信を持って頑張るぞと、こう言えるかどうかなんですよ。やっぱり、そのことを自問自答する必要があるのではないかなと思いましたが、2点から5点の間関連しておりますので、一つ一つ事務的な答弁は事務的な数字の問題を挙げていただいたり、政治姿勢の考え方は政治姿勢でまた言っていただきたいと、こう思います。

(発言する声あり)

○7番 小原喜一郎君

今の菊地議員の発言の中で、定数16名に削減する議案で満場一致で可決したとおっしゃいましたけれども、違います。訂正していただきたいと思います。日本共産党は反対でした。

○議長 伊藤正昇君

菊地議員、定数16のときは満場一致じゃないそうなんです。

○10番 菊地 久君

あ、反対があったか。賛成だったな。

(「賛成じゃありませんよ」の声あり)

まあ、いや。それならそれでいい。後で調べます。

○町長 横江淳一君

それでは、通告が箇条書きに書いてありまして、本来、私が町長の立場でお答えできるものではないと思っています。といいますのは、議会のことというのは、やはり議員各位がお決めになられることでありまして、町長がどうだといいますと、名古屋市と一緒にさせていただきます。議会のことについて首長がとやかく言うのは、確かにいろんな意見として申し上げるのはいいですけども、それをするというのは、完全にこれはいわゆるフアッシュョになってしまう可能性としては強いわけでありまして。強い指導力というのは、別に発揮していただくべきじゃないかな。

そういう意味で、前提として申し上げたいなと思いますのは、まさにもう議員生活、今度表彰されました菊地議員も小原議員もそうでありますけれども、70以上の方が半数以上お見えになる、それは僕はいけないことではないと思います。経験というのは最大の知識だと申し上げまして、後進に道を譲る方もお見えになれば、よし、もうちょっと頑張るぞという方もあっても、これはしかるべしだと思います。それを決めるのは、まさに住民であります。そういう意味で、2番目の議員定数16名についての考え方は、それぞれ皆さんおありになるのは当たり前であります。ちょうど私が議会議長をやらせていただき、今ちょっと小原さんのほうからありましたが、全員一致であったかどうかということの後でお話をいただければ

いいんですが、合併をしたら確かに少なくなるから16人にしたらどうだという大多数の意見があったということは、私も事実だと思っております。

そこで、議員みずから今後の小さな——小さな政府って、あのころどういう国の考え方があったか、ちょっと記憶にありませんけれども、地方自治体としてしばらくの間は小さくてもきらりと光るまちづくりをするんだというコンセプトのもと、我々は16人の定数削減したというふうに私自身も理解しておりますので、そのことについて、来年の地方選で皆様方がしっかりとご議論をなさって、町民の皆さんにお訴えをいただけるのは、これはいいことではないのかな。

それに伴い議員の報酬、これは海部郡、この地域ずっと見ていますと、決して議会議員の報酬が蟹江町は高いわけではありません。むしろ低いほうであります。そういう意味で、高いか、安いのかのことに住民の方がとやかく言われたことは、私は直接聞いてはおりません。それ以上に蟹江町のことを考えていただける議員がたくさんお見えになれば、私は定員が16人であろうと18人であろうと、報酬が30万円であろうと35万円であろうと、それは構わないというふうに私は個人的に思います。ただ、町長としてどうするかということについては、言及を避けていきたいな。先ほど言いましたように、これは皆様方でお決めいただくことになると思います。

それから、特別職、私、副町長、教育長の報酬につきましても、高い、安いのことについても、ここで申し述べさせていただくことは差し控えをさせていただきますが、ただ、残念であるのは、河村市長の話が出ておりますけれども、ほかの市長さん、首長さんが高いから半分にするという公約でもって市長選、それから首長選に出られる方がお見えになります。でも、今の社会情勢がこうだから高いとかどうだという判断は、私は適切ではないというふうに思います。

ですから、逆に、河村市長さんが私は3分の1にしたから、あんたらも半分にせやという、こういうむちゃな話は、これは大変残念な話じゃないかな。もう少し市会議員の皆さん方にもきちっと判断をされる方がたくさんお見えになります。特に、蟹江町の議員の皆さんは、我々は言わなくとも、そんなことは十分おわかりになって、特に菊地議員なんていうのはきちっとわかって、この一般質問の通告をされているというふうに私は理解しておりますので、そのことについては言及を避けたいな。

ただし、今後のことについては、若い人が、この5番目でありますけれども、若い方、それから女性の参加、これはもう望むところであります。この経済状況の中、サラリーマンで議員をとるという理解のある会社があるかという、大変難しいというふうに私は思っています。私もサラリーマンを9年半経験をし、家業を継ぎました。継いでから議員になったわけでありましてけれども、今、その30万円がどうだと言われると、それによって議員活動がどうなったということではないと思います。ただ、若い方で本当に政治に興味があつて、自分たちの

まちを自分たちで、そしてみんなで、住民の皆さんと一緒に変わって変えようという、そういう熱い思いの若い方、たくさん私はお見えになるというふうに思います。

そういう意味で、今回、条例改正を提案をさせていただきましたが、蟹江町の16人の議員さんが蟹江町にどういう思いをはせて統一選に臨まれるかということをはっきりとわかる形で、もう遅過ぎるくらいでした。大変そのことについては申しわけなかったと思いますけれども、来年については勇退される方、再度出られる方あると思いますけれども、そこは議員各位しっかりと議員姿勢を今度来年度の統一にぶつけられて、その中で、よし我々が出るんだという、そういう若い方がお見えならば、我々も大歓迎でありますので、そういう意味でいけば、皆様方の精いっぱい頑張りをこれからも期待したいな、こんなことを思います。答弁になったかどうかわかりませんが、よろしくをお願いします。

○10番 菊地 久君

総括的にまたあれしますが、次に、議会改革についての提言という形でね。我々は我々の議会の中におりますので、それぞれがやっぱり埋没してしまうことはいっぱいあるわけで、私たちは町理事者に対してはこうやって一般質問でお話をしたり、質問したり、鋭く追及するわけがありますが、我々議員が皆さん方から鋭く追及されるというようなことは少ないですね、まずないですね。たまには町長がかあつと怒って文句言わせるぐらいのもんで、正式になかなか言わないですよ、反問権というのはなかなかないものですから。

そういうような意味で、果たしてそういうような議会でいいんだろうかなど。議会がもっともっと開かれた議会として、例えばいろいろ今、議論をしてきておるわけではありますが、市民がです、市民というのはよそでやっていることです。町民の方が、例えばここで、きょうも傍聴にお見えになっている方おみえであります、傍聴で来て、何をくだらんことこいておると、私だったらこういうことしゃべらせてくれと、そういう思いの人も大勢おみえだと思うんですよ。そういう方々も、こういう形で一般質問でできるようなことはできないだろうか。例えば、たとえ3分でも5分でも物を言いたいと、一般質問させてくれというようなことの議会改革というのが今、よく各地で言われ始めておるところである。そんなような議会改革というようなことで、皆さんが議会へ来て発言するチャンスや機会が与えられるような制度的な改革はどうなんだろうとか。

それから、議会の公開ですね。蟹江町議会は非常に開かれた議会でありまして、傍聴などもまず断ることはほとんどありません。しかし、よその議会だと、まだね、傍聴についてあたらこうたら言って、なかなか入れないところもある。本会議はいいけれども、委員会はちょっと堪忍してちょうとかね。そういう意味で、蟹江の議会は歴史と伝統がありますので、広く傍聴もどうぞ来てちょうだい。それから、委員以外の議員さんの発言もどうぞというように、開かれて進んだ議会だというふうに思っておるわけではありますが。

そして、今もクローバーテレビさんが4年前からここに来ていただいて、放映をしてくだ

さって、いい、悪いは別にしても、まだなかなかクローバーさんを見る人少ないもんですから、本当は100%の皆さんがもっとクローバーテレビを見れるようなことを、町長が、見れるように補助金を出して、みんなやっっちゃうだとかいうようになるといいわけですけども、なかなか銭ない、銭ないでやってくれませんが、放映を皆さんにわかってもらうだとか、いろんな形で議会の生の姿がわかるような方策、何かないかなというような改革というのがですね、これから求められてくるのではないだろうか。

そして、議会の議員が改革、改革いっても、なかなかやりませんもんですから、町民から蟹江の議会を変えようと、そういうような新しい動きや運動が、名古屋市のきっかけでリコール運動だとかね。あれだけの大勢の人が署名をしたらとか、ああいう原動力を見てくると、そういう流れ、政治的な流れ、必ず起こってくると思うわけです。だから、町民の皆さん方が議会に関心を持ち、町政に関心を持つ、そしてまさしく町長の言う協働社会、協働のまちづくりというのはそういうことなんです。町長が一方的に言う、議会が一方的に決める、決まったことを町民が守る、これは協働社会ではないんです。

だから、みんながそれぞれが思いや物事を語り合い、そして物事を決めていくというプロセスというのは、これからも非常に大切だというふうに思えてなりませんので、そういうような意味で、我々議員一同も、代表者会議や議員総会などで、何とか議会改革をどうしたらいいかということ今、議論の最中でありましてけれども、前向きにいろいろと検討したいと思っておりますが、そういうことについて、例えば理事者側から見て、これを求めたい、議会に求めることができたなら、反問権を与えるような議会にしてくれと言われっ放しじゃどうもならん言ったら、今度は、いやちょっと待てよと、あんた、ちょっとおかしくないかと。やるんだったら、一緒にこれとこれはできるんだろうかというようなことができたなら、皆さんうれしいでしょう。いつもこんなどうもならんな議会やって、一般質問でのごたごた言われて、どうもならんがやと思っておる人たちが、今度こそはわしの出番だいうてね。今度あれが言ったら、今度こう言ったらないかと思ってしまうでしょう。そうすると、ますます元気が出るがね。勉強するがね。真っ先にやり込まれるのは、私を目標にやっつけてもらやありがたいと思いますが、年も年だでそういじめんでくださいと、最後はそう言やいいがね。

そんなような改革が非常にできるといいがなというふうに思っておりますので、これはあくまでも所見だけで結構でございます。

それから、時間がなくなってまいりましたけれども、特に地方が今変わろうと、もう国家にいろいろなことを任せたってだめだよと、地方分権いうんですが、もう地方が独立せんとね、国って信用できるだろうかという、そういう思いが今出始めている。だから、もう国から独立した地方政府ができるんだろうか、それにはどうしたらいいかという話が出てきておるのが、横浜でもそうですし、大阪では橋下さんがえらい頑張っござるし、それから今度河村さんと大村さんが愛知県の改革などで知事選挙でおっしゃるわけで、何か中京都構想、

中京都そしたら石原知事は怒っていましたね。「都」を使うのは首都圏だと、そんな田舎のまちで「都」を使うなどと言って、何かむくれておるようではありますが、大阪と中京都、東京都、こういうような形はどうだというふうに出しておりますが、今度は自民党の出られる県会議員候補者は、東海3県が一緒になった、そういうのをつくった東海3県合体というようなことをおっしゃっておりますし、民主党の出られる方は道州制を言っておる。これは、道州制は本当は一番古い話なんですよね。道州制、例えば全国を8つに分けてとか10個に分けてとか、道州制をやったらいいというのは昔からの流れなんです。ちっとも、これも国がもたもたやって、やらあせんでしょう。

いい例が、国家でやらのむかつくのは、町村合併ですよ。町村合併で頑張れと行って、市町村をどーんと減らして、その結果、議員もばーんと減って、いろんな面でみんな地方が犠牲になってきておる。地方議員もみんなそう。国会議員なんて減らす、減らすと言うだけ、減らしゃせんでしょう。一番やらないかん自分らがやらのですよ、さぼってけつかるの。国がさぼっておって、何で地方はね、本当に汗水流して一生懸命、税金がない、金がない、年金だってどうなるかわからんと、老後が不安だということで真剣になってやっておるのに、子供議会みたいにもたもたもたもた、もたもたもたもた、本当むかつくね。今の国会中継を見ると腹立つでしょう。蟹江のクローバーテレビを見たほうがすっとするね。

いや、そのぐらいね、やっぱり地方が今燃えています。だから、地方が頑張って、地方が元気でない限り、国の政治は変わらんと思います。国の体制は変わりません。そういうような意味で、町長に、私は私の思いを今述べたわけでありましてけれども、町長も町長になって6年、議会議員10年、そういう中でいろんなことを学んでこられて、蟹江町民のこれからの将来のためにどうあるべきか、真剣に考えておみえになって、蟹江丸を運転をされていると思うわけでありまして。あらしがいっぱい吹き荒れています。どんなあらしにも耐えられながら乗り切っていくという力強さが欲しいわけです。

そういうことで、私は横江町長のよさもありましようし、弱点もありましようけれども、今はこの混乱する政治情勢の中をきちんと整理をして、我々議員もどこまでできるかわかりませんけれども、一緒になって協力し合って、蟹江の将来のために頑張りたいという思いで皆さんいっぱいでございますので、そういう思いを裏切ることのないように、政治姿勢をきちんとして頑張るといふ、もう一度あなたの強いお言葉をちょうだいをして、私の質問は終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

的確な答弁ができるかどうかわかりませんが、先ほど来、るる質問をいただきました。質問というのか、菊地議員の本当に長い議員生活からにじみ出てきた実感だというふうに私は理解をいたしております。そういう意味でいけば、この蟹江町のまちづくりに本当に相当力強い原動力として菊地議員がおありになるんだな、こんなことを今痛切に感じました。

私ごとき、まだ議員10年、町長6年の若輩者にはなかなか菊地さんの足元にも及ぶものじゃないかもわかりませんが、とりあえず先ほどから言いましたように、6年間この蟹江町を担当させていただいて、率直に感じましたのは、先ほど来、小原喜一郎議員にもご答弁を差し上げましたんですが、まず職員の意識改革、これはなかなか一朝一夕にはできないかもわかりませんが、とにかく住民の奉仕者として何ができるんだなということを自分自身がきちっと自問自答できるような、問題点を自分自身が調整できるような、必ずプレゼンができるような、そんな職員に育てていただければ、いつしか蟹江町は窓口でも優しい、そしてまちづくりにも優しいアドバイスが一緒になってできる、そんな気持ちの優しい公務員ができ上がってくるんじゃないかな、こんなことを思っておりまして、そういう意味での私は船頭役になればいいかな、こんなことを率直に感じているわけでありませう。

議会改革については、それはいろんな思いが議員の皆様方おありでしょう。先ほど来言いましたように、理事者側としても、先ほど菊地議員がおっしゃいましたような、反問権は当然自分でも欲しいというふうに思わないことはありません。ただ、議会の中でこれがすべての議論ではないというふうに思いますし、ほかの場所でも議員の皆様それぞれと個人的にお話をすることができます。

先ほど来からお話をしておりますが、首長がすべての物事を決め、議員に各命ずるようになれば、これはもう議会制民主主義ではありません。そういう状況を議会で作ることは、絶対許されないわけでありませう。二元代表制として、皆様方も住民の代表として、ここで今質問をしておみえになります。傍聴の方もそれをしっかりと受け継いでみえませうし、画面の奥で、きょうこれを実況を見てみえる方も、多分そういう認識でみえる方がたくさんお見えになると思います。そういう意味で、蟹江町は開かれた議会をこれからもどんどん目指していくべき、議員の皆様さんと協力をしていかなきゃいかな、こんなことを思っております。

議会改革については、それぞれの思いが皆さんおありになりますので、それはそれ、またお話をさせていただいて、こんなことができるんだったらどんどんご提案をいただければ、我々としても一緒になってまちづくりをしていく気持ちは変わりませうので、また菊地議員、先頭になって引っ張っていただければありがたいな、こんなことを思います。

町村合併だとか、それから中京都、それから道州制、いろいろ活字としては飛んでおります。中京都構想について、私が云々言うべき立場にございませうので差し控えさせていただきますけれども、ただ、新しい首長さんがどんどん、しかも若い首長さんがどんどん今、日本全国に誕生いたしました。それで、異口同音に皆さんおっしゃるのは、やはり協働まちづくりなんですね。その協働というのは、本当に一口で言うと、簡単ではないんです。どんなことでもすべてができるかという、いわゆる地方自治をあずかっている地方公務員としては、住民の皆様方のいわゆる個人情報を預かっている立場の部署もあります。また、住民の皆様さんと一緒になってやる部署もあります。そういう部署が協働で何ができるかとい

うことを今、蟹江町としても一生懸命探っている状況でありまして、夢づくり会議を通じてそれぞれの部署との意見の交換、情報交換を絶えずやっているのもその一つのあらわれだというふうにご理解をいただけるとありがたいというふうに思います。

ただ、小泉政権から始まって、今の菅政権の大きな流れの中で今、我々は、冒頭、小原議員のときにもご説明をしましたが、交付金のあり方がどうしてもまだ我々には見えないんです。そんな中で、来年度予算の今、副町長査定をやっております。私自身も枠組み予算を組むようになってから、大変厳しい予算どりを今しておりますが、その中で優先順位を考えながら今やっているわけでありましてけれども、地方分権から地域主権という大きなかじをとり、いわゆる地域主権改革というのは、鳩山政権の中では一丁目一番地として位置づけをされ、それがいつの間にか菅政権にかわって、その一丁目一番地が今2丁目になったのか、3丁目になったのか、私はよくわかりませんが、しかし、今の民主党政権がこれから国をよくしていこうという努力をしてみえるのは、これはもう私自身もひしひしとわかるわけでありましてけれども、地域主権ということになれば、ひもつき交付金から一括交付金にしたんだという、その流れをきちっとわかりやすく我々地方自治体の首長にも教えていただければありがたいかな。

それによって、まず地域をどう動かしていこうという財源がそこにできますので、一生懸命努力をして財政力指数を上げたところが、交付金が少なくて、何もやらなければという言い方は語弊がありますけれども、それなりにやられたところにたくさんの交付税が来るといいう、従来どおりのやり方は私は承知できかねます。そういう意味でいけば、これからは地域の時代です。我々は、地域の皆さんと一緒にあって、これからの蟹江町をどうしていくかということについて、議会を通じて、そしてまちづくりのミーティング、ヒアリングを通じて、皆さんと一緒にあってやっていきたいな。

きれいごとに聞こえますけれども、今それしかございません。そういう意味で、議員の皆様方の行政に対するチェック機能もありますけれども、住民と皆さんと手を携えて、我々と一緒になってまちづくりをしていただけるような、そういう議員さんでこれからもあり続けていっていただけることを私としても深く要望したい、答弁とかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

以上で菊地久君の1問目の質問は終わります。

引き続き、2問目「10%減税、生活支援、経済活性化を図れ」を許可をいたします。

○10番 菊地 久君

2問目「10%減税、生活支援、経済活性化を図れ」というが私の題目であります。

これは、今、大きなうねりとして、先ほど申し上げましたように、名古屋市の河村市長が

10%減税を求めて、議会解散、議会リコール運動をやって、どうも議会解散の方向になるようであります。表面づらがいいじゃないかというようなこともあろうかと思いますが、そこで私はこの問題についてですね、いろいろ思いはありますけれども、5点にわたって質問をさせていただきますが。

1つは、蟹江町として、町長として10%の減税ができるかどうかということ考えたことはおありなのですか。

2つ目、町税10%の減税によって、予算というのは可能なのか。一体どのぐらいのね、10%減ることによって税金何億ぐらいの金が不足をしてまいりますよ。そのときに、こういう事業、ああいう事業をやろうとしておったけれども、難しいよだとか、どういうことなのかな、やれそうなのかな、そういうことを数字的にはじいてみたらどうなのかな。やってみえかどうかわかりませんが。

それから、3つ目には、今、行政改革の大綱をつくっていろいろやり、7,400万円ぐらい浮かしたようでありますけれども、非常に努力の成果は出つつありますが、そのほか事業仕分けをしたらどうなのかな。行政改革の成果、そして目標などを掲げていったときに、問題点というのは必ず出てまいりますね。行政でいろんなことをやっておった住民に対する負担を、もう今までは補助しておったの全部やめりゃいいが、これもやめりゃいいがというようなばっかりのことで金を浮かしてこうだということではなしに、住民生活を見ながら目標を立てて、100億円の予算のうち例えばこのぐらいの事業仕分けでお金が浮くのではないかな。浮いたお金はこういうふうに使っていききたいだとか、そんな思いがあるのではないかなどうかわかりませんが、それが3点目であります。

4点目は、第4次の蟹江町の総合計画が今、提案されております。その中で、都市計画のマスタープラン、緑の基本方針などが出されておるわけでございますけれども、第4次の蟹江の総合計画を立案し、蟹江町議会に提案するに当たって、町長が6年間の間やってみて、前の第3次総合計画に基づきながら基本的なことを進められた。その結果、6年間の成果は何があったか。そして、問題点はどこに残っておったのか。あわせて、今回の計画立案に対してあなたの思いというのは、基本姿勢というのはここにどういうものが含まれておるし、これからの決意はどうなのかなという点であります。

5点目には、私が特にこれを言いますのは、これから進めてまいる国の方針、施策、どう新聞を見ようが何しようが、全部税金が少ない、国家はやっていけない、だからお金をどこから取る、取る、取る、取るの話です。取る方法としては消費税を上げよと、5%、10%、15、20%という消費税によつての増税路線というのをですね、もう既成の事実のごとく、今の政府ばかりではありません。民主党ではなしに、自民党でもそう、国家の中では議員はそういう方向ですべてが押し流されているわけであります。現実にかかってくるのは、我々の末端の住民、町民でありますので、基本姿勢として減税、我々は増税賛成じゃない、反対

だではなしに、減税をするんだということを、そういう姿勢を町政の中で鋭く出していく。そして、こういう無駄は省く、こういうことをするよ。だから、増税とんでもないよという姿勢というのが大事ではないかな。特に、そうはいつでもということは出るわけです。

河村さんが言って非常に受けがよかったと思われたか知りませんが、お隣の大治町の町長岩本さんが立候補したときに、同じように10%の減税を公約しちゃった。そして、当選しちゃったんです。しちゃったというほうが正しいかもしれませんが、しちゃったもんですから、一応公約について、いつやるんだ、いつやるんだということで議会で責められまして、やろうということで今、12月議会に提案をして議論の最中ではありますが、どうもおけがをされたようで、なかなかうまく事は運んでおりませんが、しかし、いずれにしても、町長としてその減税をして、必要な金額については事業仕分けをするだとか、いろんなことをやるだとかして浮かせりゃできるんじゃないかという提案しておりますが、どうも議会の中では総スカンを食っておるようであります。

また、名古屋でも、河村市長は減税は難しい、名古屋だけでは難しい、どうかみんなして各自自治体が声を上げてやってちょうだいというような動きがありますし、また、市民減税というけれども、今、大変不況でございますので、なかなかこれから1年、2年、3年、恒久化の減税は無理だよ、見直さないかんよというようなことで、半田市なども交付団体になっておりますので、非常に問題が起きておるとか、杉並区の区長が交代したために減税は無理だよと、減税よりもこういう方向でどうだろうか。

例えば今、生活保護世帯ですね、きょうの新聞に載っておったと思いますが、140万円なんですね、生活保護。それで、非常にふえてきておるわけですね。こういうような今の実態生活を見ていったときに、国の施策によって、また、経済の不況によってなかなか生活が苦しい、子供の教育も大変、どうしたもんだらうかな。失業者もあふれておりますし、仕事もないし、せめてそういう中で減税を言ったら、まちの活性化になったり、そしてそのことによって町の財政そのものが切り詰められて、皆さんが懐と言いませんが、政策転換によってというようなことができるんだらうかなと、その辺について疑問符は今いろいろ出てきておりますけれども、これは私はできる、できんというのは、議員はあくまでも予算権を持っておりませんので、気持ちの上で少しでも皆さんの生活に還元できるような政策、そして国の増税路線にそれぞれの地方自治体が抵抗する姿勢、ノーと。増税どころか減税だと、こういう強い意志を示すための運動の一環だと、スローガンの一つでもいいと思うんですね。

そういうのがこれから非常に重要になってくると思いますし、あちらからもこちらからも減税はどうなの、こういうことはできないの、こういうことはどうなのということは、町政に対していろんなご意見が出てまいると思っておりますので、ぜひ、先ほど私が言いましたように、真剣に考えて、例えば蟹江町で町長が10%減税を来年やりたいともし言ったときに、総務部長はどういう返事をするのか、どういう資料を示して、減税10%だと町税はこれだけ

減りませと。減った分だけはどこで補てんをすればいいのでしょうか。減った分はこれとこれを削ることによって、町長、10%は可能ですと言えるかどうか。その数字を挙げて、私たちはどちらかという政治家でございますので、政治の議論をふっかけておるわけ。でも、あなたは財政を担っておる人ですので、財政上、今を見てどうだという数字を示してもらいたい。

国から来る交付金だとか補助金だとか、そういうものをいろいろ計算していったってわかりっこないですよ、正直言って。来年、政権がもつかどうかわからせんしね。そんなところでごたごたしておってもいけませんので、地についた蟹江にするためにね、町民に信頼されるためにはどうしたらいいか。予算の編成は、どこを基本に置いて来年度の予算を組んだらいいのか。減税という注文が来たけれども、とてもじゃないが、あんたの言っているように減税できるわけねえじゃねえかと。これとこれが問題だよと。むしろ減税10%やるぐらいの腹だったら、これとこれをおれは考えておるがやと、こんなような考え方があんならお聞かせを願って、それぞれの皆さん方の思いや考えを出していただいた後、再度、時間が許される限り質問をさせていただきたいと思ひます。

○議長 伊藤正昇君

答弁は休憩後にします。

暫時休憩をします。

開会は1時からやります。

(午前11時50分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

菊地久議員より、1問目の一般質問で訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

○10番 菊地 久君

まことに申しわけありませんでした。一般質問の最初のときの「議員定数、報酬、議会改革等、町長の政治姿勢を問う」という質問の中で、議員定数のときに触れまして、先回22人を16人ということで提案がありまして、全会一致で決まったという発言に対しまして、小原議員から抗議を受けました。そして、議会事務局で調べていただいたところ、議事録を調べたところ、小原議員は定数削減について反対でございまして、それを私は全会一致と申し上げまして、大変迷惑をかけましたので、その部分について訂正をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長 伊藤正昇君

それでは、菊地議員の2問目の答弁から始めます。

○町長 横江淳一君

それでは、「10%減税、生活支援、経済活性化を図れ」という2問目の菊地議員の質問に対し、5つの、全般的な流れだけをお話をさせていただき、それぞれの担当者からの考え方、僕の考え方もそうでありますけれども、またるる細かくご質問をいただければありがたいかな、こんなことを思っています。

まず、減税についての考え方はどうなんだということであります。

先ほど来、菊地議員からもありました名古屋市長河村市長の考え方、それから現実的に半田市が1年間ではありますけれども、10%減税を行いました。その結果、不交付団体から交付団体へ転落をしたということもあります、これは一過性のもんで終わってしまって、最終的には何だったんだという、そういう検証が半田市民にもあるやに聞いております。そんなことを考えた中で、この10%減税のことにつきまして、担当者としっかりお話をさせていただき、この後にちょっと答弁をさせていただきますけれども、私といたしましては、今現在、蟹江町が来年度に個人住民税の10%減税を施行する状況にはないということだけを申し上げておきたいな、こんなことを思っています。努力をしないということではなくて、今そういう状況にないということだけをお知らせをしたいと思えます。

予算等々のことにつきましては、担当がお答えさせていただきますが、事業仕分け等々も含めて、平成17年から21年までのいわゆる集中改革プランにおいて、蟹江町版事業仕分けをというのか、行政改革の一環としていろいろ削減を行ってまいりましたが、まだまだ十分でないところもたくさんあるというふうに思いますので、引き続き第5次ということでやらせていただく、これはもうやぶさかじゃございませんし、当然、未来永劫、行政改革は続けていかなきゃならないことは事実でありますので、これは継続してやっていきたいな、こんなことを思っております。

また、第4次総合計画のことにつきましても、るるまた個別にご質問いただければお答えをさせていただきますし、ただ、最後の増税路線に対してどうなんだということにつきましても、私の考え方は菊地議員とまさに同じでありまして、やみくもに増税というのは、国民の今の賛同は得られないというふうに理解をいたしております。

そんな中で、蟹江町もひょっとしたらまだまだ無駄があるんじゃないか、ひょっとしたらこのお金を別のところへ回せるんじゃないかという、こういう努力は絶えず続けているわけでありまして、特に皆さんからいただく貴重な税金をスピーディに、それから確実に行政サービスにつなげるために、いろんな今チェックを行っておる、そのこの1つは、例えば負担金の問題、このことについてもなかなか表面に出てこないわけでありまして、予算のときには負担金は幾ら幾らです、過去と比べるとこうですという説明しかできませんが、我々首長がそれぞれの一部事務組合に管理者、副管理者としております。それをしっかりと自分自身精査をさせていただき、負担金の増減についてもきっちりチェックをさせていただき、来年度

の予算編成に当たるべくこれからも考えておるわけであります。

そういう意味で、増税ありきでこれから進めているわけでもありません。ただ、収納対策の非常事態宣言まで私は発して、皆様方に滞納対策特別委員会で大変ご心痛をおかけいたしましたこと、そのことにつきましても、収納率を高めるべく一生懸命、今頑張っておる次第でございます。今後、このような努力を続けて、自主財源の確保ができるようなそんな施策ができれば、いろんな形で住民の皆様方の負担をできるだけ少なくして、住民サービスの増加に努められるような、そんな施策を考えていかなければいけないというふうに理解をいたしております。

私からは、ざっと以上のことをお答えさせていただきます。以上です。

○総務部長 加藤恒弘君

10%の減税をしたらという仮定でのお話をしろということでございますが、今、町長のほうからお話しさせていただいたように、今まだその状況ではないというふうに現在のところは考えておる次第でございます。

ただ、では、まず10%どれぐらいなんだというお話があると思いますが、これにつきましては10%、2億1,000万円ほどになるというふうに概算を持っております。この2億1,000万円、これをということですが、これは歳入歳出の関係でございます。歳入で埋めておくというような考え方もございますし、この場合、私どもの財政状況そのものが厳しい状況にございまして、毎年、全体としての町税は、少しずつであります減っております。予算的に今年度でも1億7,000万円ほどの数字が減ってくるような形にもなっておりますし、こういった状況で実際、私どもの歳入については減額が来ておると。

今現在、予算を立てるのに、今度は歳出のほうももちろん見直しをかけながらやっておるんですけども、実際、毎年10億円ぐらいの不足額といいますか、歳出に対する歳入の不足とか出てまいります。ここを圧縮しながら予算を立てておるといのが現状でございますし、その中で大変前にもいろいろところで質問がございました赤字債の問題もでございます。私ども、87億円ほどの今、一般債の残がございまして、このうちの50%を超える50億円近く、49億6,000万円が実際に赤字債ということで今抱えております。

こういった状況の中で予算を組ませていただいておりますというのがまず現状でございますし、もう一つ、歳出のほうにつきましても、先ほど町長のほうからお話をさせていただいたとおり、いろいろところでその財源を浮かし、また、歳出更正をしながら、ほかの事業のほうにきちっと入れていくための手続をとって行っております。こういったところからいろいろと勘案させていただいた結果が、先ほどの答弁ではございませんが、今そのような状況にはないのではないかと判断に至っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

私のほうから、事業仕分け、それから行政改革の関係、それから総合計画の関係を述べさせていただきますと思います。

事業仕分け、それから行政改革の成果と目標及び問題点はという、そういうご質問でございました。事務方としての答弁をさせていただきますと思います。

蟹江町は、ずうっと以前から行革には取り組んできました。この17年から21年にかけては、ご承知のとおり、集中改革プランということでずっと進めてまいりました。それで、相当多くの項目を取り上げて、行革を行ってきたわけですが、その主な取り組み成果といいますと、1つは退職者補充を抑えてやってきたんだということで、現実には16年から20年まで60名ほどの退職者がおりましたけれども、その補充については39名ということで、21名その分削減というか、職員が減っている。それから、公の施設の統廃合ということで、消防の南部の出張所、こちらのほうも廃止という格好になりました。21年までじゃないですが、ことしについては野外活動センターがまた廃止という格好になります。

それから、未利用財産の調査も実施してまいりました。その結果、今、例えば学戸のエコステーションですとか、そういうので実際には利用されておりますし、ことしについては本町のエコステーションという格好でも、未利用地の調査によってそういうのが出てきたのかなど、そんなふうに思います。

それから、公共施設の使用料の見直しをさせていただきました。これは、特に社会教育施設の見直しでございますが、使用料の見直しをやらせていただいた。それから、先ほどもありましたが、保育所との関係の保育料の見直し、それから補助金、交付金の廃止等も、この5年間で相当やってまいったと思っております。

問題点といいますか、課題として残ったというのは、やはり行革でいろいろやってきましたが、どうしても残ってしまうものが大きなものとしてはあるんだということで、例えば1つが今、教育のほうで一番大きな問題としては舟入小学校の問題もありましょうし、菜園の問題もあります。それから、公共施設では、全体として管理運営も含めて、公共施設の今後のあり方、どうしていくんだという、そういうのが大きなものとして結果的には残っているという、そういう格好になります。

それから、事業仕分けについては、先ほど町長も言っておりますが、事務方としてはですね、まず一番最初にやっていかなきゃいかんというのは、各所属の事務分掌といいますか、要は今ある仕事を自分の課でやるのが本当にそうなのかなという、そういう疑問を持ちながらやっている仕事が結構あるということで、その辺の見直しをまず行っていきたい。もう一つは、町単独の補助金ですとか交付金、そういうものに踏み込んでいきたいと、そんなふうには事業仕分けは思っております。

それから、行政改革の目標といいますか、これはやはりわかりやすい行政、それに向かっていくのが一番なのかなというふうに思います。行革によって、簡素で効果的で効率的な行

政を進めることができたかと、そんなふうには思っております。行革でもって削減した費用、それについては当然新しい事業ですとか、もっと予算を費やさなければならぬそういう事業、民生部門でもお金が必要になっておりますし、当然、教育も含めた子育て関係にもお金が必要です。それから、住環境関係、そちらの関係にもお金が必要となってきますので、行革でこうやって削減し他費用については、まずそちらのほうにお金が回っていくのかなど、そんなふうには思っております。

それから、ごめんなさい。総合計画の関係です。

総合計画の町長の6年間の成果と問題、それから計画をつくるに当たっての基本姿勢という、そういう質問をいただきました。

まず、町長が就任して以来、6年間の成果ということで、ちょっとお答えさせていただきます。

分野別に答えさせてもらいますが、まず都市計画分野です。都市計画分野では、今行われておりますJRの蟹江駅北の区画整理、それから富吉のバリアフリー化もあります。これは今、最終的な工事が行われておりまして、1月中にはすべて完了するという、そういうふうには聞いております。それから、もう既に開設してからたっておりますが、日光川ウォーターパークも町長が就任してからでき上がっているかと思っております。それから、今また下水道が一部供用開始になっているということで、順次、工事も順調に進んでいるというふうには思っております。

それから、土木の関係では、蟹江川の水辺スポットが、それこそ舟入堤防のほうではでき上がりましたし、また、今年度中には鹿島の側もでき上がってくるということだと思っております。

それから、福祉関係では、子ども医療費の関係、これは小学校6年生まで、20年には中学3年生までの入院費の負担を町が行うこととしておりましたが、6年生までということになりました。

それから、西保育所関係の増築もやりましたし、今は南保育所の改築も行っております。

それから、特に力を入れていただいたということで、教育分野が一番大きかったと思っております。何よりも学校の耐震工事を、ほぼ、ことしでもって完了させていただいております。

それから、給食センターも新築させていただきましたし、先ほどもちょっと言いましたが、生涯の関係では生き生きかにえスポーツクラブというのでも創設を見ることができました。

観光部門では、かにえ足湯の里の開設ですとか、まちなか交流センターも開設させていただき、あと中学生の海外派遣ですとか、マリオン市との姉妹提携ということもやらせていただいております。

そういうことで、非常に多くの事業と申しますか、そういうのを行い、成果を上げていただいております、そう思っております。

それから、総合計画の問題点といいますか、第3次で結果的にできないという、そういうものというのは、これはもうずっと懸案になると思いますが、例えば近鉄の橋上化ですとか東郊線の踏切の問題、この辺のところはどうしても懸案事項として残ってしまったということになります。

それから、総合計画をつくるに当たってその基本姿勢といいますか、それについては私も事務方としては、今回の総合計画については、この総合計画の中でも言うておりますが、協働というのが一番基本となっております。つくるに当たっても、当然、住民意識調査をまず行って、それから総合計画の検討会議を今回は設置しています。今までは、こういう会議でもって住民の皆さんに入っていたいて、いろいろ意見をいただきながらつくっていったというのは、今までの総合計画は実はなかったわけですが、今回は住民の方にも、それから議員の方にもその検討会議に入っていたいて、十分意見をいただいたと、そんなふうに思っております。

それから、第3次の見直しといいますか、検証という、その辺は総合計画のプロジェクトを職員でつくらせていただいて、それぞれ実績の評価をプロジェクトが行って、それに基づいて第4次の総合計画もつくらせていただいているということになります。

今回、また議会のほうには6月、それから9月の協議会のほうに、先ほどの検討会議の中に入っていたいたということもありますし、それからそういう協議会の中で、それこそ今まで基本計画関係を議会の皆さん方に最初にお見せして、その意見をいただいたということは今までなかったと思いますが、そういうことも皆さん方にお見せして、今回は意見をいただいたと、そんなふうに思っております。

そういうことで、いろんな皆さんの意見をいただいて、今回は総合計画をつくらせていただいたというのが、まずは大きな基本姿勢であったかなと、そんなふうに自分自身は思っております。

以上、私から答弁させていただきました。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

私から、都市計画マスタープランと緑の基本計画の基本姿勢についてご説明させていただきます。

これは、今回の議会の初日の全員協議会でも、両計画の策定についてはご報告をさせていただきましたので、本当に簡単に基本姿勢だけ述べさせていただきますと思います。

今、総合計画のほうでも伊藤室長が申し上げたように、まず何といたっても民意を反映させた計画を策定したかったという思いがございます。平成8年度、今策定されました都市計画のマスタープランと緑の基本計画につきましては、全く行政内部で策定した計画でございます。一般の公開も公表もしておりませんでした。今回、それではいけないということで、20年度から総合計画と足並みをそろえて、まず住民アンケート調査から始まって、一番大き

かったのは、やはり何といても、昨年行いましたまちづくりミーティングでの基本方針を示させていただいて、住民の皆さんから生の声を聞いて、その上で参加していただいた方に限ってですが、アンケート調査をさせていただいて、お示しした計画についての意見をいただいた。その上で、作業部会だとか策定委員会で練って練って練り上げた結果でもって今回の計画を策定し、全協でもご説明させていただきましたように、来年、年明けには一般家庭のほうにパンフレットとしてお配りする予定でございますので、思いとしてはそういった思いで策定してまいりました。

私からは以上でございます。

○10番 菊地 久君

それぞれがそれぞれの立場でまじめな回答をいただいたわけではありますが、問題は、どのような形で多くの人たちが町が考えているような施策や計画を理解をしてくださるのか、そういう場はどこにあるんだろうかということが一番大切だというふうに思いますので、例えば今回の第4次総合計画で示されておりますことは前と一緒ですが、「キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち」、そして基本理念というような形で、やすらぎ（安心・快適）、げんき（活力）、ほこり（魅力）、そしてそういうまちにするためには、みんなして支え合おうという協働ということが書いてあるわけがあります。

したがって、例えば先ほどもちょっと触れましたけれども、今の生活保護世帯が140万世帯、そして人間は195万3,000人お見えでございます。昨年より相当ふえております。こういう生活実態等々をどう受けとめられるのか。蟹江の中ではどうなんだろうか、そういう生活の実態をどう掌握しておるのか。

行政改革だとか事業仕分けをやりますと、まず真っ先にどこを手をつけるんだろうかと。今回のあれでも、例えば補助金問題、し尿くみ取り料の補助金をやめたらどうかだとか、施設の使用料はもう少し見直して高くしたらどうかとか、すべて一般の町民にかかわってくる問題、特に物をあんまり言わなくて、元気がなさそうなところからどうも手をつけて切っていくというのは、大体よその行政を見てもよくわかるんですね。大きな声で上がってこないです、あんまり。嫌だ、運動がない。だから、あたかもいいように思えるわけですが、果たしてそうかな。

それから、職員問題、職員についてでも、受けがいいのは職員の人数を減らして、給料を上げんようにしようよと、非常に受けがいいわけ。しかし、働く人たちからいうと受けが悪いわけで、しかし、その辺のところは理解をされて、先ほど言いましたような協働のまちづくりのときに、一番リーダーになってもらいたいのは公務員ですよ。役場の中におると一生懸命公務員のような顔して働く、地域へ帰ってくると知らん顔しとると、そういうことではいけないんですね、協働参加。そして、まちのリーダーなんだ。役場の職員は、私はリーダーだと思う。そういういろんな知識を持っておる人たちがいったん家庭へ帰って、職場へ帰

ったらよき協働社会をつくるリーダーであってほしい。それが初めて蟹江町を支えていくことになるのではないかな。

したがって、今の10%減税だよ、やろうよ。しかし、それには、現状はこうこうこういうふうで難しいけれども、この辺で考えてほしい、協力してくれないだろうか。それで、理解ができるかどうかなのか、非常にこの辺のところですね。なかなか我々議員は楽でございますので、言いつ放しのところが多いもんですから、責任はあんまりとりませんでね。だから、議員の言うこと聞くとだいたい、うまくいくんですよ、正直言って。あっちもこっちもよく立てますのでね。相手を立てて、こっち立てておりますので、そんな偉そうなこと言てきませんが。

そういう中で、特に大事な方向として、蟹江町が今描いておりますのが、人口の問題が書かれているわけでありまして。人口について、これから10年後は3万8,000ですね。それまでは3万6,000幾らかで、ほとんど人口は変わらないまま来ておったわけでありまして、年齢構成を見ていきますと、10年後には65歳以上の人が大変ふえますね、30%近くになるんですね。そうすると、まさしく高齢化社会の中で、人口は本当にふえたときに比率を見ると、65歳以上高齢者って書いてありますが、ふえるんですね。

そんなことを想定したときに、蟹江町のまちづくりとして、こうやってこれから出しますが、蟹江町都市計画マスタープラン、緑の基本計画、本当に都市計画というのが皆さん方感じるかどうか。ぱっと一言で言うと、蟹江の本町、蟹江川から福田川の間、旧本町地域ですね。ニッセンの跡地、あの周辺でヨシズヤさんがある。しかし、あそこは市街化区域でなくて調整区域、あれを何とかこの都市計画マスタープランでですね、ニッセンの跡は工業地帯であります、あの辺の周辺を全部本当に見直しをして市街化区域になり、JRの駅から北が区画整理、今進んでおりますが、あの周辺地帯に大きなまちの発展ができるだろうか。例えば、名古屋市のベッドタウンとしてマンションが建つ、住宅が建つ、そしてJRの駅も高架になると。近鉄は多分、高架と私が言っても効果のない話ですので、橋上駅だとかね。そして、東郊線の近鉄線はもうやむを得んで、陸橋にしたらどうかとか、そんな具体的な方向、青写真というのが堂々と物が言えるかどうか。役場の前の道が東へ豊台へ向かって開通できるだとか、大きくまちづくりが変化をしていくという青写真が町民に都市づくり、蟹江町都市計画マスタープランを見て、ひしひしと伝わるかどうかという。

そして、マンションやら人が住んでくれるためには、何がええかと。蟹江へ行きたいという、若い人たちが蟹江へ来たいという思い、それは例えば保育料についてはどうしたらいいのか、子育て支援対策はどうしたらいいのか、保育料全部無料にできないだろうか。10%の減税は無理だと言うけれども、一方では努力したら保育料はどうなの、ただにできんだろうか。学校の授業料もどうだと、国はやるけれども、例えば給食代は全部町で持ってあげたらどうかとか、そういう若い世代の人たちが、ああ蟹江へ行くと子育てもしやすい、学校の生徒も

暮らしやすいということになると、マンションが建ち、住宅が建ち、若い人たちが来る。固定資産税が入り、町民税が結果ふえるというような形で、蟹江の将来は高齢化社会の中の高齢のまちではなしに、多くの人たちが蟹江に移り住んできて、新しい蟹江ができるとするならば、3万8,000という人口の目標に近づいてくると思う。

しかし、今のままのような形で物を言っている、人口は全国的に衰退をしておるときに、蟹江だけが伸びるということはありません。あるためには、人を呼び込まないかん。呼び込むためにはどうするんだという、大胆な地域経済の発展だとか、それを何となくこのままだと伝わらん。

福祉の蟹江町だけではね、福祉の蟹江町といったら人が来るかではないんで、福祉とともに新しい蟹江はすばらしいという、何か青写真が伝わってこないのではないかと、このように思えてなりませんので、この10%減税というのは、1つには減税路線、皆さんの納めた税金をお返しをするという基本姿勢ですね。どんどん納めてちょうだい、それに見合うだけのものは皆さんにお返しする。どういう形かわかりませんが、行政としてお返しできるまちですよということになれば、それぞれが蟹江がすばらしいという形になりはせんかというのが、あくまでも私の質問と考え方でありまして、私は町長ではありませんので、それだけの考えや実証するだけの能力も力もありませんが、一議員として蟹江の将来を考えたときに、せつかくこんな立派な第4次総合計画ができ、皆さんの意見を聞いてできた。しかし、これもただなる作文です。ただなる本でございます。

この都市計画のマスタープラン、開いてみてもすばらしい、夢のように、ああいいなと思う。これが各家庭に行ったときに、皆さんが「おお、いいな」、こういうふうにして行動が目に見えて伝わってくるかどうか。緑の基本計画でもそうであります。すばらしい、このとおりであります。

だから、そういうような意味です、ぜひとも、総務部長は金を預かっていますので、これとこれとは大変だ、これはできる、こんなことやったらこれ減るでいかんわという、長期財政計画の中でおられると思いますが、起債も蟹江はまあまあ今ようやっておる、健全財政ですよ。しかし、一番心配なのは、小原議員もおっしゃったと思うんですが、下水ですわ。これからの大変なことは、蟹江町に重くのしかかってくるのは下水事業、前、絹川課長がやって、最低でも5割だとか7割入ってもらわんと困るわなとおっしゃるとおり、今、回っておみえになって、これから加入が何人あって、どうしてというやるとわかるんですが、これは大変ですよ。くみ取りの人のところへ話をして、60万円かかりますといたら、これはわしゃ借家の家だと。借家だから大家さんにやってもらえって言ったら、大家さんは、この家どっちでもいいもん、あんた好きにやっちょうというようなところも出るでしょうね。

だから、大変なことは、これからの下水道事業が成功するかせんかによっても、蟹江町の財政が圧迫されるおそれもあって、足を引っ張ります。これは、下水道事業そのものについ

て、当初は無理だっという反対という考え方もあったわけですが、今ここまで進んでおりますのでね、あとは成功させる以外にないんです。それから、下水について、前は国土省がやっておった。しかし、水の処理なんていうのは、今じゃ3つもやり方ありますしね。心配せんでも、何でも流して、水でびゃあっとやる国土交通省のやり方でなくて、バイオのこともありましようし、合併浄化槽を中心とする厚労省の問題もありますし、水の処理の仕方が3つあるんだから、その3つを1つにして、何とかうまくいかなのかと、これも国でありますけれども、これが絶対これから蟹江町の財政を圧迫するのは間違いない。それを心配する一人でありますので、ぜひそういうような意味で、長くなつては、もう時間が何分だね、4分。

○議長 伊藤正昇君

4分。

○10番 菊地 久君

時間もございませんので、ぜひ、私は私なりのことを申し上げましたので、最後に、いま一度、私程度の人間が言ったことについて、町長も聞き流しておられると思いますので、聞き流すなら聞き流してもいいけれども、再度、今度これからの減税をできるならできるという精神と都市計画づくりについて、本当に蟹江に住んでいい、蟹江に住みたいというようなまちづくりの出発点の決意ですね。第4次総合計画を作成をし、実施に当たっての決意の一端をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

それぞれの担当がそれぞれの立場で菊地議員の質問に対して答えさせていただきました。財政担当者といましては、今後の蟹江町の財政状況をしっかり見据え、短期・中期・長期的な財政計画を立てるのはしごく当然のことです。当たり前のことです。また、我々もその短期・中期・長期にどのような財源がどのように移り変わっていくか、国の流れも含めて、これはきちっと見ていかなきゃなりません。そんな中で、今お答えできるとすれば、10%減税については、今の段階では蟹江町としてはできる状況にはないというふうにお答えをさせていただきました。

ただ、問題は、いわゆる個人住民税の減税10%を施行するに当たり影響を受ける額としては、今の状況で2億1,000万円程度じゃないかということで、私としては、じゃあその2億1,000万円、どこから財源を持ってくるんだという単純な考え方で、今の時点でどれぐらいの状況なのかということは対財当局とはやりました。これからもやるつもりでありますし、来年、再来年度、自分の2期目の任期があるうち、きちっと責任は全うさせていただきますが、そこで今、第4次総合計画を来年度からスタートするに当たり町長の決意をということでもあります。

まさに、小原議員のまちづくりの考え方にもあったように、これから蟹江町をどういうふうにしていくんだ。例えば、工業地域にしていくのか、それともそうじゃない、一次産業中心の地域をつくっていくのか、それとも住宅地域にしていくのか。これは、もうまさしく蟹江町のこれからの指針を占う大事な施策でありますので、まず一つ、第4次総合計画の中のいわゆる基本構想を立てて、そして基本計画を立て、実施計画へということで、計画、構想については見直しを当然していくわけでありましてけれども、その中で重点施策、これはもう人口増で歳入の増加を図るとというのが一番手っ取り早い方法じゃないかな。

ただし、この蟹江町環境を見ていただいてわかりますように、本当に自然と共生できる地域でもあります。そういう意味で、これから一番ネックになります地域づくりに一番負担になってくるのは、まさにおっしゃっておみえになります下水道計画であります。25年から30年の歳月をかけて、4市2町が今、共同で流域下水道をスタートさせたわけでありましてけれども、確かにポンプ場の管理だとか、大きな管理については皆さんで共同でやっておりますので、単独でやったときと比べると、事業についてのランニングコストは影響は少ないと思いますけれども、いずれにいたしましても、ゼロメートル以下の地帯でありますので、ほとんどの施工が地下に埋もれる、いわゆる埋設工事でありまして、暗渠を地下に埋めなきゃいけない、地質の変化等々で環境整備にもお金がかかることも事実であります。コミュニティプラントも、一部ではもうやっております。流域下水道と相まって、農業集落排水は蟹江町にはそぐわないという状況で今なっておりませんが、3つの処理方法の中、そしてもう一つは合併浄化槽というやり方も1つあります。

国の考え方として、今後、多分ですね、合併浄化槽でやれるところは合併浄化槽でいいんじゃないか。ただし、そこに対してどれぐらい町が負担をしていくんだという考え方もこれから出てきますので、それもこの先しっかり見据えていかなきゃなりません。流域下水道でやるところは、しっかりと計画を立て、やっていくべきところは早急に時間をかけずに、時間がかかれば当然費用がかさみますので、それもしっかりこれからやっていきたいな。特に、下水道計画には慎重かつ大胆に、迅速にやっていきたいな。30年といわず、私は20年、25年に、少しでも1年でも工事が短くなれば、その分だけ負担が少なくなるということ、その分接続の努力も当然させていただきますし、うち下水道担当のみならず、町民の皆さんと役場の職員が一緒になって、とにかく下水道に対しての認識、確認だけはこれからもどんどんやっていきたいな、こんなことを思っています。

あと、職員を減らしてやっていくということも、とにかく全般的に、これから考え方の中で協働というのが一番のキーポイントになると思います。そういう意味で、まず飛び出せ公務員というのが、だれかの言葉をかりて私はいつもしゃべるわけじゃありませんが、地域の皆さんとのリーダーシップをとれるのは、まさに公務員、知識を持った公務員であります。ただし、その団体のこれから行っていただくことに関して、町の行政、町の財政に積極的に

かかわるようなポジションにいる公務員に関しては、若干ご遠慮願うことはあるかも知れませんが、その他について、例えば消防団だとか、地域の区の集まりだとかっていうことに関しては、積極的にこれからは地方公務員、職員に出ていっていただいて、一緒になっていろんな企画を立てていく、これはもう間違いなくその方向にこれから向かっていくように私もスタートをさせていきたいというふうに思っています。

また、開発についてもそうであります。やっぱり、まちの顔は駅であります。そういう意味で、JR、近鉄を含めて3つの駅があるわけでありまして、今現在、町長就任して6年目でありますけれども、懸案事項がないわけではありません。東郊線の拡幅の問題についても、今現在いろいろ調整、それから会議等々を進めておりますが、残念ながらまだ我々の納得のいくような答えがいただけないわけであります。

ただ、1つ、やってよかったなと思いますのは、1月、2月には供用開始できるであろう近鉄富吉駅のバリアフリー化に伴うエレベーターの設置、多目的トイレの設置、これについては南北のいわゆる共通路もできますし、愛西市との、ほかの市町村との流通機構もこれですらと変わると思います。今度は、本丸であります近鉄の蟹江駅の南側、ここの開札口等々についても、議員の皆様方からいろんなご意見をいただいております。JRの北側の改札口についても同じであります。来年度も、近鉄の富吉駅のエレベーターの設置が終わりましたら、鉄道関係者、事業者にもこのことについても私としてもできる限りの努力をさせていただきたい、こんなことで、蟹江町の顔である駅の整備、再開発整備ができるかどうかは別として、駅の整備を鉄道事業者と一緒に行っていきたい、これはもうJRも一緒であります。そういうことについてもやっていきたい。

そして、大きな枠の中ではいけば、先ほど来からご質問いただいております市街化区域の地域をきちっと特定をし、どこに人口集中地域をつくるのか、どこに農業中心というのか、一次産業中心の地域をつくるのか、どこに住宅地域をつくるのか、どこに商業地域をつくるのかという、きちっとしためり張りのあるような、そんな施策も23年度からスタートしていきたい。その中で指針になるのが第4次の総合計画だというふうに私は認識をいたしています。

そういう意味で、来年度からスタートいたします第4次総合計画の今後のあり方を、また議員の皆様方しっかり見ていただき、その都度ご質問いただき、その都度お力添えいただければありがたいのかな、こんなことを思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

以上で菊地久君の質問を終わります。

質問3番 高阪康彦君の「街路灯LED化に助成は出来ないか」を許可をいたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○5番 高阪康彦君

議席番号5番 清新クラブの高阪康彦でございます。

私は、「街路灯LED化に助成は出来ないか」というタイトルで質問をいたします。

さて、最近では、環境・エコという言葉をよく耳にします。それは前世紀20世紀は大量生産・大量消費の時代だったと言われ、工業技術の発達で自然環境に大きな影響を与えるようになり、工業先進国の各地で工場廃液による汚染など、環境破壊、公害問題などが表面化しました。

今世紀に入り、この問題を解決する学問分野として生態学（エコロジー）が注目されるようになりました。近年では、エコロジーは、人間生活と自然の調和をあらわす考え方と理解されています。このように、現代は環境・エコロジーが時代のキーワードとして重要視されています。

我が国では、温室効果ガスの削減に取り組んだ京都議定書、自然環境の保護に取り組んだ、つい最近名古屋で行われましたCOP10の名古屋議定書など、環境先進国を目指しています。私たちが身近に感じたことでは、政府が行ったエコポイント制度がありました。恩恵を受けた方も大勢おられると思います。また、省エネルギーで環境によいハイブリッド車が好調に販売をされていますし、最近ではもっと環境によい電気自動車が注目を集めています。

このように、時代背景として、官民挙げて環境・エコロジーの対策に取り組んでいます。また、この分野は、次世代の産業としても有望視され、期待をされています。

本題に入ります。

街路灯は、商店街を明るくし、防犯も兼ね、商業を活性化する目的で建てられています。昔は、その姿から鈴蘭灯ともいいました。年配の人には懐かしい言葉です。街路灯は、それぞれの商店街の発展会が建設をしています。建設時に、商工会を通じて県の補助をいただき建てられていますので、その関係から商工会の所有となっていますが、電気料、球の交換などの維持管理は各発展会が行っています。

現在、蟹江町全体で614本の街路灯があります。そして、その照明は、ほとんどが水銀ランプです。水銀ランプが切れたときに球かえをするわけですが、最近、水銀ランプにかわるLEDランプが開発され、器具はそのままに、少しの工事は必要ですが、球だけかえるだけでLED化ができるようになりました。LEDランプにかえますと、そのメリットは、消費電力が少ないので電気料が安い、長寿命である、水銀などを使っていないので環境によいと、いろいろあります。

しかし、問題はコストです。最近、LED電球も安くなってきたように、安くはなってきましたが、まだまだ高額です。水銀灯80ワットの値段は、取り付け料を含み約1万円ぐらいです。LEDランプは、球だけで約3万円ほどします。街路灯は2灯式が多いので、2灯をつけかえますと、球だけで6万円以上の金額がかかります。しかし、電気料は約10分1にな

ると聞いていますし、寿命は水銀灯の6,000時間に対しLEDは4万時間ですので、6.7倍ということになります。長い目を見て、先行投資と思えば採算は合うかもしれませんが、導入には初期投資に大きな金額がかかることとなります。

そこで、お伺いをするわけですが、町は街路灯の電気料の補助をしています。およそ実際の電気料の半分ぐらいをされていると思いますが、現在、町の街路灯電気料の補助の総額は幾らか、お尋ねをします。

次に、最近知ったところですが、蟹江町も、LED街路灯の新設には蟹江町単独で6万円の補助が出ると聞きましたが、いつから実施をされているのか。また、他の市町村でも、補助を行っている自治体があると聞いています。近隣の市町ではあるのか、ないのか。また、あるとすれば、その補助はその自治体単独なのか、県・国の制度を活用したものか、お伺いします。まずは、この2点をお伺いいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

高阪議員のご質問にお答えいたします。

議員が言われますように、商工会の街路灯につきましては、商工業の活性化の一つとして、また、交通安全、防犯等の住民生活に大きな役割を果たしていることを、担当課としても認識しております。

では、お答えのほうに入らせていただきます。

蟹江町商工会が管理する街路灯についてでございますが、議員の基数と若干違いますが、平成22年3月31日現在で、本町通り支部初め10支部等で610基の設置をされております。これは、町の補助金のほうに今回出ておりますので、その数字で提出がされております。内訳といたしましては、1灯式が55基、2灯式が555基で、そのすべての街路灯が水銀灯でございます。

ここで、最初のご質問であります街路灯の電気料に対する補助についてでございますが、平成22年度において商工関係補助金交付要綱により、街路灯1基当たり1年間で、1灯式は1,800円、2灯式は4,100円の補助をしております。今年度、237万4,000円の補助をしております。これは、1,000円未満は切り捨てておりますので、その数字でなっております。

それから次に、2つ目のご質問でございますが、近隣の市町村の補助状況でございますが、海部地区においては津島市及び大治町において、電気料金に対する補助があると把握しております。算定基準は、ワット数あるいは使用料に基づくなどの別がありますが、いずれも市町の自治体単独の補助でございます。

それから最後に、LEDに対する当課の考えといたしましては、議員がご提案されますように、街路灯のLED化は消費電力が少なく、長寿命であり、また、導入によって二酸化炭素の排出量の削減など環境負荷の低減が図れるとともに、電気料金や維持作業量の減少による保守の軽減の効果も期待できます。

それで、今年度の4月1日に要綱を改正してありまして、今までの水銀灯の新設の設置につきましては昨年の3月31日で廃止してありまして、今年度の4月1日から新たに街路灯の新設ということで、これはLEDの関係のみの補助金にしてあります。設置につきましては、1灯式のLEDの街路灯が1基3万9,000円の補助です。それから、2灯式のLEDの街路灯につきましては6万円、それから3灯式以上のLEDの街路灯につきましては、1基8万7,000円の補助を、これは新設で建てた場合でございますが、その補助で要綱を作成してありますので、よろしく願いいたします。

(「他の市町のLEDの補助」の声あり)

他の市町は電気料だけでございまして、今の調べましたところ、津島市と大治町の電気料の補助でございます。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

大体、私の計算と合っているんですけども、私もうちの街路灯組合、商工会の街路灯組合の一つの支部でやっておりますので、そこは2灯式で大体700円前後、年間8,000円前後ですか、だから、これ4,100円もらいますと大体半分で、大体計算は合うんですけども、要はですね、今、町は総額で237万4,000円補助をされておると言いました。これが例えば電気料が10分の1とっていきますと、額面どおりにはいきませんが、もし10分の1になれば町の補助も23万7,400円、ゼロが1つとれるわけですね。例えば、全部LEDにかわったとすればですね。そうすると、それがずうっと続くわけですね。例えば、すぐかえるわけにいきませんが、そういうことを考えれば、今、少しでもこの電気料の補助が少なくなると仮定したら、早くLEDにかえなさいよという補助を出してLEDにかえてもらえば、将来的にはすごくメリットがあるんじゃないかということですね。

それと、私も今、街路灯組合にありますが、街路灯組合はいろいろやり方があります。我々の街路灯組合は、普通の個人のお家でも月200円いただいているんですよ。今までは、店舗は500円でしたけれども、最近、ちょっと店が悪いもんだから、オール200円に統一しちゃったんですけどね。今までは、少し街路灯組合も集める金のほうが多かったもんで貯金できましたが、今はもうドロウです。ひよっとすると、貯金が減っていきます。

それも一般家庭から年間2,400円というふうにもらって、町の補助と合わせて大体、中電の電気量が払えるかなということです。これも、初期投資がかかりますが、LEDにかえれば、10分の1というのは額面どおり切りませんけれども、今の電気料が1灯が8,400円が840円になりますので、もう皆さんの負担も少なくなるし、非常に助かるということですね。当然もう一つ、LEDも寿命が長いということで、そういうメリットがあるわけでございます。

ですから、私が申し上げたいのは、早目に投資をして回収するか、LEDも多分安くなる

と思うんですよ、待っておれば。その間ずっと高い電気料を町は補助して払うのかという選択なんですよ。

我々の街路灯組合も、今、本当はかえたいんだけど、もう水銀灯1万円で済むならそれでも、2年ぐらいもちますわ。でも、それをLEDにかえれば10年もつというふうになりますんですけども、非常に金額が高いのでちゅうちょしているということで、やはり行政のほうでちょっと踏み出すように、補助していただければLED化が進むんじゃないかと。そうしますと、町自体も補助が少なくなっているんじゃないかということでございます。

これに対して、ちょっと町長に振って悪いんだけど、じゃあ、お答えください。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

今、議員が言われましたように、この4月1日から変えたというのも、電気料の関係とかそういうことがあって、商工会のほうからもそういう要望を聞いておまして、それでことしの4月1日からまず設置についてのLED化についての補助をまず出そうかという形で設置させていただきました。

来年度におきまして、街路灯の一部取り替えですね、商店街の負担もありますので、もし全部をとりかえるんじゃなくて、その一部を取りかえたり、球に対しての取りかえですね、修繕。それについてと電気料の維持管理につきましても、町の財政当局とは調整をとらなきゃいけないと思いますが、来年度に向けて、その辺の改正もですね、一部取りかえの修繕についても検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございます。

全く出しっ放しでという話じゃないので、ぜひ検討をしていただきたいです。

それで、今、情報によりますと、学戸地区で何か50基ぐらい、だから球にして100個ぐらい、50個か100個か知らないけれども、かえようかなという話があるそうです。それに間に合うか間に合わないか知りませんが、やはりLED化ということは、これからはもう避けて通れないと思っておりますので、そんな話も聞きました。

最後、街路灯ばかりではないですね、町のやっておるのは、防犯灯もあります。防犯灯も、この前少しお話をしましたが、防犯灯は大変難しいと、数も多いし。それから、LEDというのは、真下は明るいですけれども、ちょっと周りがあんまり明るくないというようなこともありまして、難しいということも聞きましたが、将来はやはりLED化になっていくと思うんですよ。そういうことを含めまして、最後に、防犯灯も含め、LED化ということをどのようにとらえ、考えておられるのか、担当課もしくは町長にお願いいたします。

○町長 横江淳一君

この補助金額の規定は、実は本当に、ちょうど商工会各発展会の水銀灯の維持管理が幾らかかっているかということ、夢づくり会議の中で来年度予算の編成に向けて調べてくださ

いということで、今年度の4月ぐらいにスタートさせて、各発展会さんのほうに調査依頼をかけたというふうに思います。それをもとにして、本格的にやろうじゃないかという話はもう前からしてございました。

それで、防犯灯のことについても、蟹江町にあります今20ワットを40ワットに、まだ20ワットもそのままついているところもあるんですよね。40ワットにかえるという努力もしておりますが、いっそのことLEDにしたらどうだという意見もあるのも事実でありますけれども、先ほど言ったルクスの関係がありまして、まだまだほかのでやったほうが明るいですよ。それと、省エネタイプが出たので、そちらのほうが維持費が安いですよという意見もありまして、ちょっと実はちゅうちょしているのも事実であります。

学戸地区で球をかえようという話は、僕がたまたまその地域に住んでおりまして、相談を受けました。もしもそういうふうに使っていただければありがたいかな。町としても、それを見ながら、安心・安全のまちづくりの一環として、一部地域にそれを使ってもいいかなという考え方は今持っています。

いずれにしても、地域の水銀灯と防犯灯がきちりその地域の安心・安全の指針になるように、これからも頑張ってやっていきたい、こんなことを思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 伊藤正昇君

以上で高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「学校における社会教育としつけ」を許可をいたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

「学校における社会教育としつけ」という題目で質問をいたします。

先日、テレビをつけましたら、途中からでしたんですけれども、学校の生徒が職員室へ入るのに、「何年何組みだれだれです、入ります」って大きな声で入っていったのを、何かなと思って見ていましてね。そして、ちょっと見ていたら、タクシーの運転手さんにも会釈をしているようなのがありました。これは何かなと思って、少し興味がありまして調べました。

それで、それはですね、奈良県立王寺工業高等学校と申しまして、この学校は10年間、就職率100%だそうです。しかも、その就職先が半数以上がトヨタやシャープの一部上場企業、なぜそういうところが来るかということなんです。それはテレビで取り上げていたわけなんですけれども、あいさつです。あいさつを徹底して教え込むというのか、やらせるというのか、就職の担当者がその学校へ行くと、もう感動して帰ってくるそうです、あいさつで。あいさつばかりではないでしょうけれども、あいさつ運動が始まったのが15年ほど前で、そのころはこの学校はどちらかという余り評判のよくない学校だったそうですけれども、この

15年間ですごくよくなって、新聞などでも取り上げています。

それで、これは小・中学校じゃありません、高校ですけれども、県立ですね、公立です。とにかく、クラブ活動も一生懸命やってみえますけれども、今、この就職難の時代に10年間も100%という、すごいです。企業が何を求めているかということもあるんですが、この話を聞きまして、ちょっと教育長にお尋ねしたいんですが、この事例知ってみえたか、もし知ってみえたとしたら、これに対して感想。ということは、私の質問の社会教育としつけという部分にも通じるもんですから、ちょっとお聞きしたいんですが。

(「その件は知りません」の声あり)

事例はご存じない。あ、そうですか。肩すかし食らった。

○教育長 石垣武雄君

これは高等学校のあれですか、中学校。

(「高等学校です。工業高校」の声あり)

あ、工業高校でね。ごめんなさい、そういうテレビ、私もちょっと見ておりませんでしたので、今、高阪議員のお話で、あ、そうかというふうに今お話を聞いて、メモしておったところであります。

○5番 高阪康彦君

見ておらなかったということでもいいんですけれども、新聞にも載りましたし、何か僕の見たい番組じゃなくて、「ガイアの夜明け」とかいうのでやったそうなんですけれども。

それで、教育長さんにお尋ねしたいんですが、高校でこういうしつけ、しつけじゃないな、社会教育ですか——して、企業が就職担当が来て、100%を10年続けていると、こういうことに関して、教育長さん自身の個人的な感想があればちょっとお聞きしたいんですけれども。

○教育長 石垣武雄君

今、お話があったように、そういうあいさつは人間社会の基本だと思いますので、そういう点から考えると、先ほどおっしゃられたように、そういう就職担当が来たときに、子供たちの様子を見て、あ、いい子だなというふうに思いますので、多分、就職率100%になっていくんじゃないかなと思います。そんな感想でよろしいでしょうか。

○5番 高阪康彦君

もう少し踏み込んだ感想が欲しかったんですけれども、結構です。これ、ちょっと質問通告書になかったもんですから、すみません。

じゃあ、私の質問は3つです。1つ目の質問に入ります。

しつけは、本来、各家庭が行うものだと思います。しかし、昔と違って今は、親が子供と一緒に過ごす時間が少なくなっています。子供は塾や習い事などで忙しく、両親が働いている家庭もあります。親は、子供と一緒に生活する中で、悪いところを見つければ注意をして、わからせることもできます。一緒に生活していても、悪いところがなければ注意はしません。

何もしてない子供をしかることはできません。このような状況から、親としてはしつけをする機会が少なく、行き届かないということも多いと思います。学校は、子供が長時間過ごし、団体行動する場所ですので、社会教育という点では学校の果たす役割は大きいと思います。

まず、この質問に至ったきっかけですが、私は、本町地区の北之町という町内で、子供たちに祭礼の笛を教えています。毎年教えているわけですが、教え始めて、かれこれ20年以上教えています。いつも思いますが、子供の態度ということですが、まず本町のお祭りは、各町内会が屋形を飾りつけ、余興として笛や太鼓を氏神の神明社に奉納します。昔は道踊りといって踊りを出していましたが、我々北之町は道踊りも出しています。2回ほど中日新聞に取り上げていただきましたので、ご存じの方も多いと思いますが、その踊りのはやしとして笛、太鼓の練習をするわけです。笛は竹の横笛、篠笛といいますが、吹いてすぐ音の出るものではありません。大人でもなかなか難しいです。それを子供たちに教えるわけですが、たまたま本町の祭りのときには小学校の運動会が重なりまして、早くやりたいんですけれども、運動会の練習があつてやれないということで、運動会の終わった後1週間、その間でですね、土日がお祭りですので、正味5日間ぐらいで仕上げなければならぬ、大変なんです。

我々の町内は、大体、笛を教えるのは小学校の5年生から6年生。そこで、まず、私はもう20年ずうっと、いろんな子供おりますけれども、まず大体やる気がない。親に連れられて仕方なしに笛の練習やるかっていうような感じですね。そして、大人でもそうですが、音が出ないもんだから、もう嫌になるんですよ。それを一生懸命、まず音が出なくてもいいから指だけ覚えようとかって、教えるんですけれども、全く聞かないことが多いですね。女の子は割に何と申しますか、おとなしいんですけれども、男の子に困ったもので、少しはおとなしくしているんですが、すぐじゃれ合ったり徒党を組んだりして、知らず知らずに怒鳴るんですけれども、僕らの小さいころは、大人となるびつとしたものですが、今の子は、このお父さんになら怒るとのつていうような感じで、さめて見ておられますんで、大変困るですね。

それから、大人を大人と思わないというようなところがありますし、それからしかられてもあんまり効果ないですね。それから、すぐ、もう休憩ないのつて、すぐ休憩を要求するとかね。別に子供に罪はないと思うんですけれども、今の現代っ子っていうのはこんなものかなと思って、一生懸命教えるんですが、おもしろいもんでですね、10人おりますと、3人徹底的にやっつて、3人うまく吹けると、みんなで吹かせるときれいに吹けるんですよ、あれおもしろいもんで。その3人やめて吹けといつても、全然吹けないんですけれども。それで、何とか毎年それやっつて、笛を一生懸命教えてやっつているんですけれども、私が思うんですけれども、こういうときに学校の先生だったらどうやっつて教えるんだろうかと。暴力で、恫喝してこら一つてやれば、その場はおさまりますけれどもね。なかなか自分から率先してやろうという気がない。

最近、何年か前から、始まる前に正座をさせて、お願いします。終わった後も、正座して、ありがとうございましたということだけは取り入れましたんですけども、現代っ子かなという。

それで、今、私ふっと思ったんですが、以前、何かのきっかけで学級崩壊という記事を読んだことあるんですよ。それは、状況が今のにやや似ているかなと思いました。学級崩壊というのは、学級で授業が行われているにもかかわらず、児童・生徒が勝手に席を立って、教室を出たり入ったりし、私語を慎まなかったり、前の生徒にちょっかいを出すなど、授業の不成立、ひいては学級の機能が停止した状態が起こることです。この状態を学級崩壊といいます。

学級崩壊という言葉は主に小学校において使われ、児童の集団による教師いじめという側面も有しているというような記事を読んだことがあるんです。

話はもとに戻りますが、本当にこういった場合、教師ですね、私は教師じゃありませんので、職業の教師の場合、もう子供は言うこと聞かない。恐らく、先生は暴力も多分できませんので、やる気を出させるのに諭すように話すんですが、今の現代っ子ですね、どのような教え方をされているかなと思うわけです。

1問目の質問ですが、学校教育の中で社会教育、社会礼儀などを教える教育課程はあるのか、また、実際の現場はどのようにして対処してみえるのかをお尋ねいたします。

○教育長 石垣武雄君

では、失礼をします。

まず、最初の学校教育の中で社会教育、社会礼儀を教えるような教育課程はあるのかというご質問であります。社会教育そのものについての内容は、学校教育の中には入っておりません。ただ、人が社会の中で集団の一員として、よりよい人間関係を築くという社会性を身につけると、こういう教育課程は特別活動という時間に行っております。学級会とか学級活動とか、そういう時間のことをいいます。

それからあと、社会礼儀にかかわる内容については、主に道徳の時間で行っております。

続けて、ちょっとお話をさせていただきますと、現場の具体について、先ほど言いましたように、社会性を身につける特別活動というのは学級活動とか児童会活動、あるいはクラブ活動、学校行事ということになっておりますが、時間数としては年間35時間ほどであります。ですから、月に1回ぐらいのところだと思います、学級会。

その学級会、例えばの例をちょっとお話しさせていただきますと、例えば学級の問題について考えてみようということで、例えば騒がしいとか、いろんなことがあります。そうすると、子供たちがそれを話し合っ、自分たちの生活を見詰め直す、そしてこんなふうにしたらいいかというようなことの改善策を考えて実践をすると、そういうことあります。

それから、児童会活動というのがありますが、これは異学年の集団活動で、例えば5年生

だけじゃなくて、5年生、6年生合同とか、よく運動会なんかであると思うんですが、学年の違う子供たちがグループになったり、あるいは舟入さんでもよくやってみえますけれども、高学年と低学年がコンビを組むと、このようなところでグループをつくってレクリエーションをするというような活動であります。

実は、こういう特別活動というのは、先ほど言いましたように、人と協調して物事を進めると、あるいはルールを守る大切さ、そんなような規範意識を養うということで話し合いをして実際に行っていくと、子供が体得していくというようなものであります。ですから、それをある教科みたいな形で社会教育、社会教育というよりも、社会性というのとちょっと違うんでありますけれども、でも、議員がおっしゃるように、そういう子供たちの生活していくルールみたいな、社会性みたいなものは、今お話をさせていただいたように、特別活動というところでやっています。

それからあと、それと連動していると思いますけれども、社会礼儀にかかわる内容を扱う教育課程は道徳と今申し上げました。道徳という、ちょっと目的というか、話をしますと、良好な人間関係を構築するための礼儀作法や賢明な社会生活を送るための規範意識について学びます。これも年間35時間ほど、1年生から中学3年生まで、週1時間行っておりますが、これもそういう、例えば今おっしゃられたように、あいさつとか言葉遣い、あるいは節度ある生活とか、このようなところの道徳の徳目がありますので、それについていろいろお話をします。よく昔もそうですけれども、何か物語の中からその主人公がこういうふうに出て行動したよと、そういうようなところで、それが人に対しての思いやりであれば、思いやりという徳目を子供たちが身につけていく。気持ちの心に、ハートに入っていくと。

ところが、頭でっかちじゃありませんけれども、頭でわかっている、今度は行動でできないという場面がありますので、日ごろの教育活動の中で、例えば社会でも理科でも実験などしますけれども、子供同士でグループでやる場合もそうではありますが、そういう人とかかわりとかという場面が、往々にして勉強の場面もそうですし、運動の場面もそうです。放課の場面も、掃除の時間もそうです。そういう場面のあらゆる場面を通して、先ほど例えばハートの問題を勉強したこと、勉強というよりも、子供たちが知ったことを、実際の場面はこんなふうだよというようなところでやっていると。

そのようなところでありますので、直接の社会教育ということでの学校教育とはちょっと違うんですけれども、ただ、社会性を身につけるといってやっております。

先ほど、秋祭りですか、それに対して祭礼の笛の練習ということで、確かに子供たちがなかなか長時間というか、興味がないとすぐふざけたりということも当然あるかと思えますし、学校でもそういう傾向はあるんです。子供は、大体そういうような、ずっとしているというのはなかなか難しいもので、ところが、興味を示すとそこに入っていくというところなんです。

最初の段階が一番大事なんですけれども、よく4月当初、それぞれの担任の先生は、勉強に、中身に入る前にクラスの学級づくりをするんですね、学級経営というんですけれども。学級経営がしっかりできている先生は、あとは勉強も、ある程度子供たちがそういう勉強する準備に入っていますので、つまり人の話をしっかり聞こうよとか、友達が発言したときには黙ろうよとか、そういうようなクラスのルールをつくりながら、あるいはスローガンみたいにクラスの目標みたいなものを子供たちが一緒に考えたり、あるいは自分の目標もそうです。そういうのを年度当初に行いながら意識を、低学年なら低学年なりに、中学年は中学年なりに考えて、そして1年間のクラスの仲間たちと勉強をやっつけよう、そんなようなことでやっておりますが、なかなか今おっしゃるように、兄弟が少ないというせいはいわゆるかわりませんが、ある程度今の子供たちは少しそういうようなところで自分の主張といったらおかしいですけれども、大事にされているかもしれませんが、自分のある程度勝手ではありませんが、ついつい主張を出してしまうところを今の学校も少し問題は問題というふうにはとらえております。

以上です。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございます。

そこで、もう少し伺いますが、蟹江町の小・中学校では、いわゆる学級崩壊とまで言わなくても、あれとかいうか、子供たちが余り騒いで授業がなかなかできないとか、そういうケースがまずあるか、ないか。

私がお聞きしましたところ、優しい先生になると、どうも生徒が先生を何ていうかな、ばかにするとは言いませんけれども、そんな感じで、何かそういうのが起きやすいそうですが、蟹江町の今の小・中学校でそういうような、学級崩壊じゃありませんが、そういうちょっとややこしいとか、難しい生徒がおるようなケースはありませんでしょうか、あったら、なければいいです。

○教育長 石垣武雄君

小学校なんですけれども、一部の小学校でそういうような学級崩壊というようなことでは、先ほど議員がおっしゃられたように、そういう先生の言うことを聞かずにというようなところの、そして收拾がつかないと。それがある程度、文科省の定義ですけれども、それが少し長期にわたる場合、ある程度一たんにわわっとなったり、静かにしなさいよとか、あるいは一日二日、そういうあたりで先ほど私申し上げましたように、年度当初などはある面、そういう点があるんです。

高学年でルールがわかってくると大分いいんですけれども、低学年あるいは中学年、先ほどの学級崩壊についても、実はそういう言葉が出てきたのは、ある程度低学年の場合が結構そういう自分勝手な行動で、例えば新1年生が入ってきて、そしてそういうところで先生が

話しているのに、知らない間に席を立ってしまうとか、それは一般的にあったものですから、そういうことでそういうルールがわからなかったということがあるんです。

話を戻しますけれども、この蟹江町でも、小学校でそういう話を2学期、1学期だったかな、お話を聞きまして、そういう点については同学年の先生、そして学校の教務さん、あるいは校長先生あたりも応援体制をつくりまして、それが学級崩壊のというよりも、子供たちと先生のかかわりのところで、担任先生で30何人見ていますので、そこに少し応援に入っていたということはありません。

今、いいんですけれども、先ほどおっしゃられたように、優しい先生でということは、そのあたりがなかなか、子供とのぴったりの気持ちがあれば、大きな声を出さなくても子供たちはわかるんです。そうすると、先生と子供たちのかかわりがある程度できているといいのかな。

ちょっと時間いただくと、私が若いころによく3年生か4年生を持っていたときに、出張で出かける場合に、ほかの先生に頼んで教室をあけます。そうすると、クラスの子供たちは多分ざわざわ、自習させておるといふ形があるものですから、そうしたら、教頭先生がかわりに少し様子見に見えたよと。教頭先生は国語の先生で、温厚な方だったんですね。多分ええかなと思って子供に聞いたら、子供が意外にも「あの教頭先生厳しい」と言われます。えっ、どうしてと言ったら、例えば2時間目、国語ですね、始めましょう。学級委員が号令かけます。起立、そして礼をして、座ります。もう一度やりましょう。もう一度やり直しというんですか、もう一度静かな口調で「やり直ししましょう」、それを二、三回繰り返したんですね。あ、できたね、じゃあ勉強始めましょう。ただそれだけでね、子供たちは厳しいと言われたもので。

ですから、ある程度子供はそういう言葉がけとか、そういうようなところで子供たちの心をつかんでいくということが大事かな。そのあたりについて、学校ももっともっと今の子供たち、現代っ子というんですか、そういう子たちに接するためには勉強もしていかなあかななどは今思っております。

以上です。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

蟹江においては、そういうようなクラスはあんまりないということで、要するに先生と生徒の気持ちが合うということが大事なんですかね。ありがとうございました。

時間の関係で2つ目の質問に入ります。

先ほど申し上げましたが、お祭りには子供会さんの協力が不可欠です。その子供会の組織率が減少しています。お聞きをしますと、組織率として70%ぐらいとも聞きましたが、なぜ子供会に入らないかという主な理由は、子供がけいこ事や趣味などで暇がないということが

一番の問題であり、中には親御さんが役員をするのは大変だという意見もあるそうであります。

そこで、昔、僕らも多少PTAをやらせていただいたんですが、そのころ、子供会と学校とはかなり連絡があったんですけども、最近聞きますと、子供会さんと学校とは全くあんまり連絡がないと。通学団なんかは別組織で、僕らたちは子供会が関与したような気がしているんですが、今、通学団はまるっきり別組織で、だから、子供会に入っていない親の方は通学団に入りますけれども、子供会は別組織で、お祭りなんかの場合は、子供会さんに号令かけても、子供会さんに所属している子供さんには行きますが、入っていない子供は行かないもんだから来ないんですね。宗教上の理由という人もありますけれども、非常に困るわけですね、僕たちは。やはり、お祭りっていうのが、もう何ていいますか、そんなに楽しくないものかもしれません。僕らの小さいころは、楽しくて仕方なかったんですが、そうかもしれません、とにかく子供会さんというのが学校とどういう今関係かなという思いです。

ですから、2つ目の質問ですが、現在、学校として子供会のかかわりはあるのか、ないのか、お伺いをしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

じゃあ、失礼をします。

子供会の組織率のこととか、2番目に学校と子供会のことによろしいですか。

今、子供会の組織率は70%とおっしゃられたんですけども、私もちょっと子供会の資料をいただいたんですが、小学生、現在、蟹江町内で2,027名いると。蟹江町の子供会が53ありまして、今、子供会に入会している数が1,895人とお聞きしました。そうなりますと、全児童数の93%が所属しているというふうに私思ひまして、メモしたんでありますが、確かに以前は100%近いということも聞いておりますので、減少しているということは確かなことだというふうにとらえております。

あと、学校と子供会のかかわりについてであります。議員おっしゃるとおり、結論から言っただけいけませんけれども、現在、学校と子供会はあまり、全然ないことはないんですけども、かかわりが少ないという状態です。

少しお話をさせていただきますと、PTAというのは学校でそういうPTA会員で親さんが入って見えます。これには各委員会がありまして、例えば具体的に1つ、今、通学団も言われましたので、委員会には校外補導委員会というPTAの役員さんというか、あります。そういう方々が子供たちが校外で過ごす、生活安全も交通安全もそうですけれども、そういうときにパトロールとかなんかされますが、今、毎朝、旗当番ということでされて見えます。この方は子供会の取り組みの一つでやってみえるんですね。ところが、保護者の方は一緒なんですね。一緒だからダブる場合はあるかどうかわかりませんが。

だから、学校でやるPTAのパトロールとかそういうものと、子供会の旗当番の方は同じ

保護者でありますけれども、学校にとっては。けれども、そういう組織が違うというか、別の活動ということでやってみえるということでもあります。

ただ、あと、学校でいいますと、子供会では夏によくドッジボール大会って今、毎年あります。町子連とか郡子連とかいう言葉でおなじみかと思いますが、これに出ていくためには、それぞれの子供会がドッジボールを少し練習しまして、体育館などを借りてやります。こういう場合には、お聞きしますと、そういう会場が夏ありますと、その前の段階で、土曜日とかそういうような時間を使って、学校の体育館をお借りしてやっています。そういう場合、学校にお聞きしますと、いろんな面で学校の行事等にひっかかっているはいけません、そうじゃない場合は優先的に体育館をお貸ししていると、そんなようなお話をお聞きしております。

ですから、同じ合同でこの行事をやるよということは今聞いておりませんが、そういうようなことで、ちょっと離れているなという感じはしております。

以上です。

○5番 高阪康彦君

わかりました。そのとおりだと思います。

私が聞いたのは、自分の町内の子供さんとちょっとお祭りの後いろんな話をしたもので、ちょっと数字が違うと思うんですが、我々の子供会さんは、昔、僕たちのときは校外委員を子供会の役員が兼務したんですわ。それで、子供会とそこで連絡があったんですけども、今聞くと、我々の町内はですよ、校外委員を子供会に入らない親の方に回しているそうです。そういう各それは違うんですよ、子供会自体。だから、少し違って、子供会の委員やらない人がその役をやっているんだよというようなことをお聞きしましたんですけども、これはいろんな子供会さん独自ですから、それぞれの町内であると思います。でも、ある程度やはり学校は子供会さんとの連絡があったほうが私はいいと思いますので、何かの方法で子供会さんが利用できるような——利用じゃなくて、協力できるような体制があったらいいかなというふうに思います。

次に、3つ目の質問をいたします。

やはり、子供のしつけは家庭、親御さんだと思います。先日、平成21年度蟹江町教育委員会点検評価報告書が出されました。その最終ページに学識経験者の意見があります。生涯学習課の事業についての部分を少し朗読しますので、それからまた質問いたします。

これは、一番最終の名古屋芸術大学人間発達学部講師の伊藤孝照さんというんですか、途中からですけども、「現在、小・中学生のいじめ等の問題行動、不登校や引きこもりが増加傾向にある。これらの原因は、多くは家庭の教育力の低下及び欠如にあると思う。でも、世間は、子供が問題を起こすと学校や行政、教育委員会の対応を問題視し、保護者である親の責任は余り追及しない傾向にある。乳幼児から少年になるまでの教育は、学校や地域も担うのは当然であるが、あくまでもその子を教育する主体は親、保護者である。親が親として

の子育てについて学ぶシステムが余りにも少ないのが日本の現状である。幸いにして蟹江町は、子育てママのリフレッシュ講座が開設されている。参加者は余り多くないようであるが、自由参加のこのような講座は、参加してほしいという人がほとんど参加しないのが現実とは思いますが、子育て支援を担当する福祉課と連携して、家庭教育に関する講座を多く設けて、強力に参加を呼びかけていく方策が必要と思う」という学識経験者の意見がちゃんと書いてあるわけですから。

それで、この部分の最後ですけれども、「家庭教育に関する講座を多く設けて、強力に参加を呼びかけていく方策が必要」と。だから、町としてはこういう意見を受けて、今の子育てママのリフレッシュ講座とかあったわけですが、どのような方策を考えておられるのか、生涯学習課でしょうか、お伺いします。

○生涯学習課長 川合 保君

子育てママのリフレッシュ講座の参加を呼びかける方策について、どのような方策を考えているかというご質問であります。

この講座は、家庭の教育力の向上を図るため、広く子供から学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、親が親として育ち、力をつけるような学習事業として開設をしております。講座修了時にはアンケート調査をし、参加者のご意見をいただき、また、講座の講師、お手伝いをお願いしている子育てネットワーカーと意見交換をし、もっと参加しやすくなるような講座にと本年度、講座名を変更し、5回の講座を1回講座と4回講座に分け、1回の講座の名称を「家族ふれあい教室」として土曜日の午前中に開催し、4回講座を「わくわく子育て教室」に変更しました。

周知方法としましては、広報「かにえ」を初めホームページ、生涯学習ガイド、ポスターの掲示を行っております。講座内容の見直し、開設日時の変更、アンケートによる住民ニーズにこたえられるような講座にしていきたいと思っております。

以上であります。

○5番 高阪康彦君

前回の資料を見ていただきますと、開催数が5回で、募集人員は50人、参加数は31人ですから、平均6人ぐらいということですかね——が参加されてみえるということで、やはりちょっと少ないかなという感じ。親の教育をするというのは非常に難しく、本当に難しい講座と思いますが、学校を非難するのは簡単ですが、やはり基本は親であると、保護者であるという、そういう講座は私も必要だと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただくようお願いをして、終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

それでは、暫時休憩といたします。

2時55分から再開します。

(午後 2時34分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時55分)

○議長 伊藤正昇君

質問4番 中村英子君の「平成23年度予算編成の視点について」を許可をいたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今、23年度予算の編成ということで、町挙げて取り組んでいただいているところだと思いますので、この23年度の予算をつくっていく過程において、私が大切だと思う視点について質問をさせていただきたいと思います。

民主党政権というのが昨年の8月に誕生をいたしました——正式には9月ですね。8月の選挙におきまして、民主党政権というのが誕生いたしました。まだ、この政権が交代してから1年数カ月という期間しかたっていないわけですがけれども、大変に政権の中がぎくしゃくしているという言い方は私から言うのもおかしいんですけども、外交の問題、また、小沢さんの問題とかで、非常にそちらのほうにさまざまな報道や国民の目も集中しておりまして、先ほどの菊地議員の一般質問の中でもいつまでもつかわからない、来年度はあるかどうかわからない民主党政権というふうな言われ方もされましたけれども、しかし、せっかく政権交代いたしましたので、民主党全員といたしまして、どんな厳しい批判にさらされても、たとえ支持率が1%になろうとも3回の予算は組ませていただくと、そういう強い決意で取り組んでおりますことをまずお話しさせていただきたいと思います。私が党首にかわりまして言っているわけでも……。

それで、民主党のですね、今申し上げましたように、さまざまな問題点というのがもう出てきておりますので、当初の最初の民主党政権の理念というのは一体何だったんだろうかと、もう忘れちゃったなど、そんなような感も否めないわけですがけれども、民主党の理念の集約された一つというのは、「コンクリートから人へ」ということで、人を大切にする政治を実現していこうということだったというふうに思います。これがですね、もう古いような言葉になってしまって、ああそうだったのかなんていう人もいるかもしれませんが、そこに一つの結党の出発点がございます。

そこで、人を大切にする政治ですがけれども、今申し上げましたように、一度も予算を組んでおりませんので、まだその成果が出るとか、そんなようなところまではとっていただいておりません。まだ入り口に立ったところじゃないかと思えます。高校の授業料の無償化とか、

そういうことで人を大切にするという一部分は実現できましたけれども、そのほかの部分につきましてはまだまだこれからというようなことだと考えております。

人を大切に政治というのは非常に抽象的ですし、どちらかといえば、行政サイドとしては苦手意識がある部分ではないかなというふうに私は思っておりますけれども、国が3回の予算を組む中で、人を大切にしていきたいということであれば、地方もそれにこたえて、一緒になって同じ方向を目指すことによって1つの成果も出てくるのではないかなというふうに考えますので、私も23年度の予算の編成に当たっては、蟹江町でも従来と違った人を大切に政策、予算というものが組み込まれてほしいと、そのような気持ちで、質問を3つの角度からさせていただきたいと思っております。

1つの角度は、先ほど菊地議員のほうからありましたけれども、減税のとらえ方ということでもあります。2つ目の角度といたしまして、地方交付税の一括交付金化によるその対応ですね、取り組みという視点であります。また、3番目といたしまして、雇用と弱者対策、いわゆる低所得層に対する対策、取り組み、そのようなものについてお伺いをしたいと思います。

最初ですけれども、減税のこのとらえ方ということですが、質問が先ほどありました、それに基づいて答弁がございました。現在、減税をする状況にはないと。しかしながら、努力はしていきたいというようなご答弁がございました。

そこで、私は、この減税ということに対する評価がですね、町長としてはこれは非常にいいことであると。だから、できればやりたいという考え方ですね、先ほどの答弁は。そのようなことでいいのかどうか。この減税ということで例に出された半田市だとか大治だとかありますけれども、ここも大変頓挫をしているような状況にあるわけですが、一部の議員や議会からは、一種のパフォーマンスであるだとか、人気とりによるものだというふうな指摘もあるようですけれども、私はこれはちょっと違うのではないかなと。

もう少し、河村市長が打ち出しましたし、また、大村さんという方が知事候補にもなるようでもありますけれども、彼もまた減税が必要だというようなことも主張しておりますので、この減税のとらえ方ということについて、再度、町長のほうから評価を伺いたいと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど小原議員、それから菊地議員の答弁にも重複するかもわかりませんが、私どもの来年度の予算編成に当たりまして、菊地議員にもお答えいたしましたとおり、減税の議論、調査をしなかったわけではございません。何ができるのか、できるとすればいつごろできるのか、どれくらいの規模でできるのか。もしもできないとすれば、どういう状況ができないのかということもしっかり今、把握をしている段階であります。そんな段階で、今現在、減税はできるのかといいますと、10%減税は大変難しい状況にあるというお答えをさせていただきま

した。

しかしながら、この後、増税という考えを容易にするのではなくて、減税をするという財源を、先ほど言いましたように、仕事量の見直しだとか、それから事業仕分けと称する蟹江町版行政改革の中で、余剰というのはおかしいですけども、それを生み出していって、それがイコール減税につながって、なおかつ住民サービスがうまくいけばいいなということを最終的な目標として思っているわけでありますけれども、今現在どうだと言われますと、今現在の財政状況では大変難しいということを私としては述べさせていただきました。

また、大村さんの言うとおみえになります——大村さん減税をも言うておりますけれども、中京都という言葉を書いておみえになりまして、その中京都の中身が私自身も実はよくまだ把握ができていない、大変申しわけないと思うんですけども、実際、今まさに中村議員がおっしゃいました、今年の8月に民主党政権が誕生し、そして地域主権改革ということで、前体制で地域主権戦略大綱も明らかになったわけです、6月に。それで、我々もそれを読ませていただいた中で、いわゆるひもつき交付金から一括交付金へという流れ、非常に私もいいと思います。

ただ、一番我々が危惧するのは、小泉政権にありました、いわゆる三位一体政策の中で、単なる国の仕分けだけで、地方にその恩恵が全く来なかった。全く来なかったという用語がありますけれども、大変地方が疲弊をしてしまったという現状があります。その轍だけは多分、民主党政権は踏まないようにということで今やっていたいでありますけれども、実際、去年起こりましたリーマンショックも相まって、民主党政権が当初掲げた状況とは違う状況に今、日本経済がいつているのも事実であります。そして、外交問題、防衛問題、すべていろんな問題が一挙にかぶさってきて、大変苦しい状況にあるのも我々もよく理解はできます。

ただ、その中で、住民生活、この蟹江町だけでいえば、蟹江町の皆様方の生活を皆様の貴重な税金を使って地方自治を行っていかねばならない我々としては、どうしても地域のことを優先的に考えざるを得ない。その中で、地方交付税のあり方というのを本当にしっかり考えていかなきゃならないかな、これを思っています。

先ほどちょっと言葉で述べさせていただきました、いわゆる一括交付金の中で今、一番大変我々が思っておりますのは下水道の問題、下水道が国の補助金が基本2分の1であるということを、我々前提のもとで計画を立てさせていただいております。そんな中でのそれぞれの補助金が今はいわゆる一括交付金という形の中に、今言われております社会資本整備総合交付金ですか、これが既に織り込まれてしまっていますよ、それを中に入れた一括交付金ですと、仮に国交省の割り当ての中で言われますと、我々はもうそこから一歩も出られなくなります。基本的に交付金の減額という形になってしまって、もう何も施策が立てられないことになってしまいます。そういうことがはっきりしなければ、我々は減税政策もとること

もできますけれども、今、これからまさにやっていかなきゃいけないことをそのくくりの中に入れてしまっていると、さてさて住民サービスが低下するのではないかなっていう危惧さえ今ありますので、それをしっかり見据えた上で、今の政権の進めてみえることに対して我々はしっかりと見ていかなきゃいけないかな、こんなことを今思っているわけでありまして、以上です。

○8番 中村英子君

私は、河村さんの10%の減税ということを出したことから、さまざまなことを考えさせられるきっかけになったんです。それはどういうことかといいますと、政治、行政ですけれども、従来、今もそうですけれども、政治の基本的な役割は何なんだろうっていうふうに考えたときに、住民にはさまざまな要求がありますし、また、サービスを提供していこうという町の姿勢もありますし、また、議会の議員も住民の代表だからといって、あれもやってちょうだい、これもやってちょうだいというような要求ですね、そういう要求をさまざま突きつけると、そしてその要求にこたえていくのが行政の仕事、役割というようなとらえ方で仕事が進められてきたのではないかなと。そして、その結果ですね、国も、それから地方自治体も大変に大きな借金を背負い、そしてもうこれは崩壊寸前だと、破綻寸前だと言われている、そういう状況が生まれてきてしまっているのではないかなと。

住民の要求、議員の要求に際限なくこたえていくという、その政治姿勢を貫いていくとするならですね、ここに減税という発想は出てこないわけですね。これは相矛盾することなんです。人々の要求に全部こたえようとすれば、お金が欲しい、もっと税収を、もっと何々をということになって、その願いも、また歳出も膨らんでいく方向に行くわけですから、そのような政治姿勢を維持していく限り、本当に減税ということは、これからですよ、今まで右肩上がり、去年に比べて何%も収入が上がった、その前に比べてずっと税収も上がってきたというような時代でしたら、それはあり得るかもしれませんが、これから少子化社会に向かっていくに従って、すべてが縮小していく中において、要求にこたえるのが仕事だとするならば、それはもう限界が私はあるのではないかなと。

それで、河村さんの10%の減税から何を学んだかという、つまりそうではない、逆転の発想がここにはあるんだなと。つまり、全部を膨張させようという発想ではなくて、みずから収入の一部、自分たちが行政サービスする部分をカットしていくという、そういう姿勢ですけれども、この政治姿勢は全く逆転した違う方向からの政治家のあり方なんだなというふうに私は感じまして、非常にここから大きなものをも学んだというか、そういうふうにこの10%の減税を私自身はとられているんですね。

ですから、今、町長もおっしゃいましたけれども、皆さんにいろんな要求に対してこたえたいと、サービスしたいと、それと減税したいということはやっぱり両立できないんですね。そうじゃないですか、物理的に両立できることではありません。ですから、この議論と

というのは、今ここだけで済むとは私思っていないけれども、行政を担当する者として、果たしてこれまでのような要求型の政治、そしてそれにこたえていくということが転換期に来ているのではないかと。そして、もっと違った形での政治体制というものをつくられるべきではないかなと、そんなふうに私自身は感じましたので、ここで議論するということはちょっと難しいんですけども、一応そういう感想を申し上げたいと思います。

それで、町長も、このような要求にこたえていくという政治、その姿勢に対して限界があるなというふうにお感じになったことがあるのか、ないのか。ただひたすら、どこかに落ちこちるまでやっていこうというようなね、それは従来の日本の企業でもあり、また、行政でもありましたけれども、それでは責任ある大人の社会とは言えないわけですから、その辺のところの認識というのをきちんと把握する必要があると思いますので、ちょっとこういうやり方に対する限界的なもの、これはどこまでエスカレートするんだろうというようなところで、何かご感想がありましたらお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

先ほど来から申し上げましたとおり、民主党政権は「コンクリートから人へ」、冒頭、中村さんがおっしゃったように、もっと地域に光を当てよう、建物も大切だけれども、ソフト面にもしっかり力を当てようという、鳩山政権の友愛の気持ちが確かにこの一言であらわれているというのは私は思います。

ただ、今、首長さん、河村市長さんのことを例に出されてお話をされましたが、私は菅政権が今まさに鳥取県知事の片山さんを総務大臣に据えたというのは、地方自治のベテランであります、彼も地方を経験したキャリアであります。その彼が今何を言おうとしているのか。いわゆる地域の財源は地域の裁量でもって使えるようにしようじゃないかという大きな流れを、彼がまさに総務省で今やろうとしています。

しかしながら、政治主導へ今向かおうとしているのにいろんな抵抗があるというのは、中村議員もご承知おきいただいていると思いますけれども、中央集権がこれだけ続きました。官僚政治がずっと続いた中で、政治主導といってもなかなか各省庁が自分たちの特権、利権を離さないというのも事実——これは報道だけの話で、中身は詳しいことはわかりませんが、事業仕分けをしても現実的にはどうなんだと、別の形で復活して、予算を要求したりという形が今現在あらわれているわけであります。

実際、今、日本にどれくらいのお金があって、どれくらいの無駄があってというのが、新聞報道で知る由以外には我々は詳しい報道はわかりませんが、先ほど来から言っておりますように、片山善博総務大臣がこれからの地方自治法をどのように改正していくのかも大変興味のあるところであります。

それともう一つ、交付金のあり方を、これから本当に地域によって、裁量で本当に出していただけるような仕組みをつくれれば、これも減税というのは決して夢のことではありません。

ただ、財源が来ないときに我々は何をするかという、非常に不安定な状況の中で、これから住民サービスにどうこたえていくかということについては、非常に我々としても今疑問が残るところであることだけをご理解をいただきたい。

ただし、これからの地方分権から地域主権に向かう、この大きな流れというのはとめられるものではないと思いますし、河村さん、それから大村さんも含めた各それぞれの新しい首長さんがお見えになられて、それぞれいろんなことをおっしゃってみえますが、地域に光が、地方に光が当たったことだけは事実であるということを私自身も認識をいたしております。

以上です。

○8番 中村英子君

この議論はですね、ちょっとここで尽くすことはできませんので、また次の機会にしたいと思えますけれども、私は要求型の政治姿勢というものは転換するときに来ているのではないかと。そしたら、その次にはどういう政治体制、また、社会をつくっていけばいいのかというときに、1つは調和型社会であり、もう一つは循環型社会であるというふうに思っていますけれども、それについてちょっと今ここで、また時間もかかりますので、それは後におきたいと思えます。

次に、今も町長からもお話ありましたけれども、一括交付金化ということでございますが、いわゆるひもつき補助金というものを廃止して、その使い道を地方の自主裁量に任せていこうというような方向であります。町長が午前中から答弁しておりますように、その中身、あるいはまた範囲について、まだ明確に出てきていないということは事実だと思います。私も報道によって、その規模だとか、そういうものを知っているだけでありますので、はっきりしたことはまだとらえようがないということは本当ですけれども、しかし、この流れというものは、もうこの流れに行くというふうに思っていると思うんですね。

そして、この流れがそういうふうに来たときにですね。やっぱり、これは一括交付金でおろした部分は一般財源で自由に使っちゃって、どこへ使ってもいいんだとは言えるんですけども、その内容について精査をし、町民に公表し、また、結果についても国に報告するような形もとられるような感じもあります。ですから、この地方が一定の基準をつくって、そしてその基準に基づいて一括交付金を有効に利用しなさいというようなことになってくると思うんですけども、そうしますと、受ける地方のほうといたしましてはその基準づくり、どういうふうにこの基準づくりをするかということはイコールまたこれも町の方向性を決めるような使い方になると思えますけれども、23年度あたりはその基準づくりをしたり、その受け入れ体制をつくったり、どうしていくのかということをやっているかきけない年ではないかなというふうに思っております、その準備作業について23年度どう取り組まれるのかをお伺いしたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

今おっしゃられました一括交付金ですが、おっしゃられたとおり、まだまだ見えてこないというのが現状であります。

23年度につきましては、ご存じのように、5,000億円程度の交付金になる、これも県を通してということになっております。この基礎的なものですが、基本的には普通建設事業の計画内容に基づいてというようなまずくりがございまして、しばらくの間はそういったところから入っていくと。あと、今後は、次年度につきましては、さらに多くの——1兆円ですか——額を計上しながらというふうに聞いております。

それで、私どものほうといたしましても、まず計画が出ておるものに対してそれが枠という形でまず出てまいりますので、このあたりを厳正にして、使用方法といいますか、財源措置をしていくという形になってくるというふうに考えております。

基準的なものに関しましても、まだまだ計画に基づくという縛りがございまして、この私どもが持っております総合計画から今、実施計画に移してやっております。この内容に基づいて基準的なものをつくっていくというのが今後の課題であろうと。23年度につきましては、この制度設計されたものをよく研究させていただいて、私どもの持っております計画と、そして今後の方針、そういったものを含めて、どこに光を当てていくのか、どのように考えていくのかというところを精査させていただき、こんな方向で考えておりますので、お願いいたします。

○8番 中村英子君

次に、3番目ですけれども、雇用といわゆる社会的弱者といいますか、低所得層ですけれども、その人たちに対する取り組みというようなものが23年度にあるのか、ないのかという視点からお伺いしたいと思います。

まず、第1ですけれども、蟹江町の町内に仕事が欲しいけれども仕事のない方、いわゆる失業状態になっている方っていうのは一体どれぐらいいるだろうと、推計値ですけれども、大体どれぐらいの人がそういう状況にいるのかなと、推計値を教えてくださいなとまず思います。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

今、議員が言われたことに的確にご答弁できるかどうかわかりませんが、私のほうの生活保護の担当から答弁させていただきますと、生活保護の方が前年に比べますと11月で17世帯ふえております。また、今言われた失業の方については、今、政府がやっていますセーフティネットですね、住宅支援、それから生活総合資金の貸し付けなど、この生活総合資金の貸し付けは社協でやっておりますが、私のほうで住宅手当、失業されて住んでいるところの家賃が払えなくて追い出されるというような格好だと住宅支援と手当のほうを申請、これはかなりふえておまして、1年間で今17件ほど申請、前はもっと少なかったんですけれども、今は17件ほど申請されています。この中で、それだけではだめだということで、生活保護に

変わる方もございます。この方がその中で2件ほどございました。

以上でございます。

○8番 中村英子君

失業者についてですけれども、これは発表されております失業率というものがありますね。これは、全国レベルで発表されているわけですけれども、この失業率は15歳から24歳までは9%になっておると、9.1ぐらいらしいんですけれども、9%になっていて、もう数年前の2倍になっていると、若年層ですね。こういう報道があります。そこから推測しますと、15歳から24歳の間で蟹江町で仕事がなく失業している人、これは今、生活保護の説明ありましたがけれども、親に養われておたら別に生活保護を受ける必要も何もありませんので、仕事が欲しくて仕事のない人を推計すると、この層だけでも100人から150人ぐらい下らないというのが推計されるんですが、トヨタがありますのでね、愛知県は全国レベルよりちょっといいのかな、それはちょっとわかりませんので、全国レベルから推計することはちょっと乱暴かもしれませんが、まずこの層において100人はいるだろうと。

そして、じゃあこの層を除いたところはどれぐらいの人が推計できるかということですが、5年単位、10年単位とか、全部年齢別に考えていきますと、大体300人とか400人というのは推計値として出てくるんですね。なぜかといいますと、5.1%は失業状態にあるという話ですので、乱暴かもしれませんが、一般にこれを当てはめて考えた場合は、もう蟹江町にもですね、そこへ来て300人、400人、悪くて500人、また、よければ300何十人という方はそういう状況にいるのではないかという推計ができるんですけれども、これについてどう思われますでしょうか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

さっき言われました失業率の関係です。私どもつかんでいるのは、蟹江町においてどれだけの失業者がいるということは実はつかんでいない状況です。津島のハローワークの最近のデータ、それからすると、これ9月のデータになりますけれども、求職者数で雇用保険の受給者、雇用保険を持ってみえる方、その方たちが求職してみえる方、そういう方の数を見ると、去年21年の同時期が約3,500人ぐらいお見えになったそうです。今の時期はどうかというと、それが2,700人ほど、ですから、700人から800人ぐらいということだと思いますが、少なくなっているということがハローワークのデータとしてあります。

そういうことからすると、失業者というか、要は会社をやめられて、今も働きたいという方ですね。そういう方については、若干少なくなっているのかなという、そういうことは推測されると思います。ただ、蟹江でどれだけ見えるというのは、ちょっと私ではわかっていないという状況です。

○8番 中村英子君

次に、子供たちのことと、それから低所得層のことについてですけれども、これも貧困率

という形で国のほうから発表がされておりますけれども、大変にこれも恐ろしい数字が発表されております。子供につきましては、7人に1人が貧困という形で数字的にはあらわれていると。もちろん、貧困といたしましても、絶対的貧困といったアフリカみたいにはですね、きょう、あす飢え死にしちゃうというようなことではありませんけれども、相対的貧困率ということで、子供たちの7人に1人がそれに当たるというような発表があります。

そしてまた、全体といたしましては、15.7%が日本では——これは大人ですね——貧困という世帯になっているというような発表がありますけれども、蟹江町において低所得者、あるいはまた生活保護を受ける人がふえるという話ですとか、また、今度の補正予算では就学援助費ですか、それもプラスになってきているわけですがけれども、こういった生活に困難な方たちの数は増加しているのか、いないのか、どのようなことになっているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

じゃあ、子供のかかわりということで、現在、母子家庭などひとり親の家庭というのは、先ほどおっしゃられたように、半数以上が貧困家庭の状況であるということから考えますと、子供の貧困は子供のいる家庭の生活状況に深くかかわっているというふうに思っております。

この蟹江町はといいますと、小学生のひとり親の家庭でありますけれども、本年度、これ7月の調査でありますけれども、小学生は全部で2,027人在籍しております。その中で、219人の家庭がひとり親の家庭であります。全体の10.8%がひとり親と。この219人の中で、母子家庭というところを調べてみますと、179人ということです。つまり、ひとり親の8割が母子家庭ということになります、この蟹江町。

じゃあ、中学生はといいますと、中学生は1,087人おまして、そのうち161人がひとり親家庭、これは14.8%で、その中で母子家庭はといいますと、これも8割ぐらいで、161人のうちの136人というふうな数を数えております。

増加しているのかどうかというのは、先ほどおっしゃられたように補正予算、就学援助のこともありますけれども、ひとり親あるいは母子家庭の数は、以前と比べて増加傾向にあるというようなことであります。

以上でよろしいですか、とりあえず。

(「子供のことはわかりましたけれども、一般の人のことを幾つか、どういう状況にあるのか貧困率」の声あり)

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、生活保護者は増加しております、1年前より17世帯。

○8番 中村英子君

非常に増加傾向にあるということは事実だと思うんですね。今、教育長がお話ししました

ように、このパーセンテージは国の発表しているパーセンテージとほぼ一致しておりますもんで、蟹江町もほぼ同じ状態だなというふうに思うわけですね。ですから、別にひとり親だけではなくて、両親がいたとしても収入が少なくて、貧困家庭と思われるところに属している人も、それはいるとは思うんですね。その数の実態というのはわからないわけですが、今も申しあげましたように、国の数値でそれを換算して推計を求めると、やっぱり15%ぐらいの方々は全体として蟹江町の中でも非常に相対的貧困の世帯に当たっていると言っても、これは間違いではないんじゃないかというふうに思うんです。

これは、大変に大きな数字ですね。これがどんどんふえてくるということは、非常に町の財政からしても、その人たちをすべて支援するなんていうことはなかなかできませんけれども、大変な問題なんですね。

そこで、なぜ、じゃあ母子家庭になるには母子家庭になるだけの理由もあると思いますけれども、そういった貧困というようなものに陥る背景ですけれども、この背景にどんなものがあるかというふうに考えてみますと、やっぱり一番考えられるのは仕事ですよ。職を失ったとか、女性の母子家庭の人は働いても低賃金であるとか、それから学校を出ても就職ができないとか、あるいはまた正職から非正規になったとかですね。要するに、雇用というのが非常に背景にあるということは、単純にだれでもそう思うわけで、その雇用をどうするかということが一番大事な問題ではないかと思えます。

菅総理大臣も、一にも二にも雇用が、雇用をしなきゃいけないというふうにおっしゃってしまして、町の単位でもこの雇用ということについて、ハローワークに任せておけばいいということではなくて、雇用をどういうふうに新たにつくるか、また、新たに取り組むかというような、雇用にどれだけ力を入れられるかどうかということが、非常に私は大事な町の施策ではないかと思うんです。

そこで、23年度の予算において、雇用対策とか雇用に取り組むだとか、雇用にかかわる部分は新たに何らかの政策なり、予算化なりされるのかどうか、その部分の視点についてお伺いしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

予算というか、お金に反映するということはありませんけれども、町独自で施策をやるということも実はありません。今、私どもが、失業者対策ということにも入るとは思いますけれども、現在、来年度に向けて県のほうにですね、若年層の相談窓口を蟹江町でやっていきたいんだと。当然、県の補助を受けてやっていくという格好になりますが、そういうことを今は考えております。大学生、例えば高校生もそうですけれども、なかなか就職できないという、そういう状況にもなっているようですので、そういう取り組みを今ちょっとやってみないと、そんなふうに考えております。

○8番 中村英子君

雇用の大切さということですが、きちんとした職場を持ち、職場を持つということは働く場所を持つと、自立した生活をする、そしてそれは行政に頼らない生活ができると、そういう大切なことの基本だと思うんですね。

私たちが視察に行きました市町でも、例えば公共のところに仕事を紹介するだとか、それから町内の企業に対して雇用を促進するために何らかのアクションを起こすとかですね。また、そのほかのさまざまな手だてを使って、何とか仕事についていただくということに努力をしているところがあるんですね。

人が仕事につけば、町からの支援を受ける状態から脱却するということもできるわけですよ。ですから、雇用が促進されれば、またそこで税収もふえ、そして行政が世話をしなくてはならない人たちというのは減るという方向になるわけですよ。それは机上の計算で、すべてがそうなるとは言いませんけれども、一つの循環としては、働く人をふやす、それは支援する人を減らすということに相関関係になっているわけですよ。

ですから、雇用というものを、でき得る限り町として取り組むということは大事な仕事であっていいはずなんですよ。その部分について、本当に2年前も、私、12月の議会的时候に、みんなでもうちょっと雇用に対して町は積極的に取り組まなきゃいけないということで主張もさせていただきましたけれども、何らその、何か大した反応もなく、そのままになっておりますけれども、やっぱり人の生活の基本である雇用というものに対し、もう少し取り組みをすべきではないかと、そのように思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

じゃあ、お答えをいたします。

かつて中村議員からいろんなご質問をいただき、雇用促進に対するご意見も賜ったのも十分理解をいたしております。ただ、特に政権交代は別として、リーマンショック以来、本当に地域が疲弊しているというのはもう、あんな遠い国で起きた事件があつという間に世界じゅうを駆け回り、なおかつトヨタショックも含めて、一気に冷え込んでしまったこの状況の中で、今、菅政権、昨年誕生したわけでありまして。

冒頭、菊地議員の質問の中でもお答えをいたしましたように、公共事業投資を相当削っている、3割、4割近く削って、社会保障のほうにはどうしても自然増の1兆円ずつふえていくわけでありまして、そちらをどうしても重視するという政策に今、重点が置かれているのは中村議員もご存じだと思います。その中で、公共事業をどのように伸ばしていくかということも、国がやはりこれも重点的にやっていただくということをまずお願いをしたいな。決して国に頼るわけじゃない、地方公共団体も雇用についてのいろんな施策は考えなきゃいけない。その前に、我々としても、2年前のリーマンショックにかこつけているわけではありません。町が、じゃあ雇用をふやすためにどういうことをする、例えば企業に対して声かけをすることに関しては、やっております。

しかしながら、雇用を増大できるだけの仕事量が民間の会社になれば、当然、雇用の閉塞感も生まれてくるわけでありまして、自分たちが生きていくためにやっとの思いで今、仕事を見つけてやっている企業体が本当に多いです。特に、この8月になるとそれが顕著にあらわれて、相当の倒産件数が出ていることも事実でありますので、そのところも、国の施策としてももう少し公共事業に、先ほど言いましたように、「コンクリートから人へ」という気持ちはよくわかりますが、コンクリートも人もという考え方をちょっと今の現政府に入れていただくと、まず雇用促進ができるんじゃないかな。そのことも、我々の陳情の中にも今入れさせていただいておるのも事実であります。そんな中で、国の考え方もしっかり取り入れた中で、地域の雇用政策をやっつかないかなきゃいけないのかな、こんなことを思っております。

○議長 伊藤正昇君

中村英子君、あと6分です。

○8番 中村英子君

町長は、コンクリートも人もとおっしゃるけれども、そんなにお金ないですよ。全部何でもできちゃ何にも言わないし、何でもできればいいじゃないですか。限られた中で、どういう比重でやっていくかという話ですので、その比重の傾け方がですね、ちょっとコンクリートに寄り過ぎていたなっていう部分をちょっと人にといいことを言っているんであって、それはコンクリートも人も全部できればそれにこしたことは何もありませんけれども、そんなふうなことは現実問題としてあり得ないでしょう。

だから、もう少し人を大切にするとき、まず皆さんも雇用ということをもう少し頭に置いて、民間企業がそれをするということはもちろんですけども、町としても雇用をつくり出す場所があると思うんですね。そのことも、やっぱりよく真剣に取り組んでいただきたいと、まずそれを申し上げます。

そして、最後の質問ですけども、民生部長にお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、福祉畑に長くですね、いろいろ民生のことをやってこられましたけれども、人を大切にする行政とはどういうものなんだろうと。人を大切にする行政というものをどういうふうにとらえているのか、民生部長にお伺いしたいと思っております。

○民生部長 齋藤 仁君

お答えいたします。

人を大切にといいことで、象徴的に「コンクリートから人へ」といいことで、一連の質問をいただいてまいりまして、町長もお答えしたように、コンクリートも人も、これは両方も私も大切ではないかなと。といいましては、コンクリート部分でまた雇用、今、中村議員が言われたように、雇用の創設もできるわけでございますし、そういったものができれば、当然そこを利用する方も恩恵をこうむるわけでございます。

ですから、コンクリートを除いて人だけということは、やはりちょっといかがかなというふうに私個人的には考えて。

人を大切にということで、部長としてどういう考えかというお尋ねでございますが、やはり弱者といたしますか、ちょっと口幅ったい言い方ではございますけれども、社会的弱者の方に対していかに光を当てるか、いかにその要望に対してこたえていくかというものが、民生行政に求められるものだと思います。

しかしながら、現在、そういった住民の要求といたしますか、ニーズであればいいんですけども、デザイナー、欲望の部分まで、必要なものを通り越して、欲望にかかる部分まで住民の声ということでいろいろお聞きすることが間々、私の個人の考えとしてはあります。ですから、そこいらをきちんと、先ほど来いろんな議員さんの言い方を聞いて、全部やっつけばそれにこしたことはないがというご指摘をいただきましたとおり、私どもはきちんと精査をしながら予算組みですとか、施策のほうについてもきちんと対応してまいりたいということで今まで私はやってきたつもりでございます。

それが中村議員へのお答えになるかどうかわかりませんが、私はその場その場きちんとした判断をしながら、民生行政を行ってきたというふうに自負しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

必要な方に温かい手をとるというふうに言いましたのでね。齋藤部長からそういう答弁が出てくるとは、ちょっと期待と違ったんですけども、そういうふうな気持ちでやっていただきたいと思うんですけども。

ちょっと違う角度からお伺いしますけれども、齋藤部長初め総務部長もそうですけれども、役場の職員の皆さんはこの職場は楽しい、いい職場だと、うれしい職場だと、そういう感じでお仕事をされているんでしょうかね。個々によって、それは感想は違うかもしれませんが、本当に楽しくてしょうがないのか、苦しくてしょうがないのか、その辺の認識をちょっとお伺いしたいんですけども、どうでしょうか。

○総務部長 加藤恒弘君

楽しいときもあれば、苦しいときももちろんあります。これは、事象によりましていろいろありまして、これは私とてつらいからこれほど、逃げ出したいくなるようなときもございますし、また、皆と一緒に仕事をしておりまして、やはりこれは皆と一緒に仕事をして、これはいい、楽しい、やりがいがあるというふうを感じることも多々あります。

以上でございます。

○8番 中村英子君

何かうまい答弁ですね。楽しいときも苦しいときもある、当たり前だわね。ただ、私は、

職員の皆さんがですね、日々の仕事に前向きで、目標もあり、取り組む姿勢があるかどうかということが、職場を活性化できるかどうかということだと思うんですよ。窓口の対応が冷たいと、つっけんどんだっという感想はいつも議会から出ているんですけども、職員の皆さんが苦しみが多いと、にこやかに「いらっしゃいませ」っていうわけにいかないんですよ。だから、職員の皆様は楽しみの中で仕事をしていただきたいわけ、目標を持って。そして、そのことがやっぱり窓口に来た人に「あ、いらっしゃいませ、お悩みは何ですか」と言えるわけ。自分が苦しい状態におるときに人が来たら、何なのこの人っていうふうになるわけ。

だから、やっぱりまず皆さんが人に優しく、窓口に来る人全部にも優しくなるとしたら、みんな仕事に対する姿勢とか目的意識とか、笑顔とかですね、男性ばかりですけども、女性1人いますけれども、その辺のところね、やっぱり考えながらやってもらいたいと思うんですよね。自分が幸せじゃない人はね、人に笑顔なんか出せません。だから、皆さんは役場で幸せにまずなってもらいたい。そして、その中で笑顔を出していただきたい。そうしないと、いつまでたっても蟹江町の役場の窓口は冷たいと、そういうことを言われ続けるわけですよ。

ですから、最後に、人に優しい行政は大変必要で、それは皆さんにとっても必要なことでありますので、ともに人に優しい行政を目指しましょう。

以上で終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で中村英子君の質問を終わります。

質問5番 黒川勝好君の「民生児童委員と個人情報保護法について」を許可をいたします。黒川勝好君、質問席へお着きください。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。「民生児童委員と個人情報保護法について」をご質問させていただきます。

まず、民生・児童委員でありますけれども、これは民生委員法というものがあまして、それに定められたところで社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるということと、これが民生委員法の第1条に明記されておりますが、あわせて児童福祉法によりまして、民生委員は児童委員を兼ねるということになっておると思います。

そこで、民生・児童委員を推薦するに当たりまして、いろいろな要件があると思います。この要件を満たされている方が町内会のほうから推薦をされ、民生委員の推薦会というものがあると思いますけれども、そこで審査をされ、この推薦会で上がってきたのが国のほうに上げられると。最終的には、厚生労働大臣により委嘱という形で、市町村による民生・児童

委員さんになられると思います。

そこで、まず最初にお伺いをいたします。

民生児童委員に推薦をされる方でありますけれども、当然ながら基準とか要件があると思
いますけれども、町内から推薦された人に対しまして、どのような要件、基準を満たされた
方が推薦をされるのか、まず最初にお答えをお願いいたします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

お答えさせていただきます。

まず、民生委員推薦についての流れをちょっとご説明させていただきます。民生委員を推
薦するときですね、町の今の現状で申しますと、改選時期の4月に嘱託員会議で嘱託員の方
にご依頼しまして、県から4月に通知がございまして、そのときに県の愛知県民生委員・児
童委員推薦基準というのが送付されてきます。その基準と調書を嘱託員の皆様に送付させて
いただいて、その基準の適格者をご推薦いただくようお願いしております。提出された調
書により推薦会で審査いただき、了としたものを県へ送付し、国へという形になります。

当然、地域の実情をわかっておられる嘱託員の皆様からご推薦いただく方については、適
格要件、年齢制限とかいろいろございますけれども、それを満たしている方だと思ってお
ります。

県のほうの適格要件というのは、まず社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、生活経
験が豊富で、円滑な常識を持ち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者。アからカま
でありまして、ずっと話すと長くなりますので省かせていただいて。それとあと、年齢制限
です。年齢制限は、委嘱時に75歳未満ということと、それからまた再任に対しては民生委員
協議会の出席状況、各種報告の提出状況、関係機関の業務に対する協力状況、こういうよ
うな状況をかながみて推薦していただくということになります。

あと、政治的な中立の確保、これは民生委員法16条に規定されていますので、こういう
ことから見て、議員をやっている方は就任することはできないというような形で、ご推薦い
ただいております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

適用要件でありますけれども、私も同じ資料を持っておると思います。これ、アからカと
いろいろな要件を満たした方が町内のほうから推薦をされて、最終的に厚生労働大臣の委嘱
を受けるという形になっておると思います。

それで、今、民生委員さん61名おられると思います。1人当たりの受け持ちの世帯数であ
りますけれども、これは単純に考えさせていただきますと、今、蟹江町の世帯で割りますと、
1人で大体200人強の方の世帯が対象になってくると思いますけれども、国の基準というも
のがありましたら教えていただきたいと思います。

そして、地域的なバランスですね、民生委員さんの配置のバランス、これはどのようになっておるのか。ちょっとお名前と住所を拝見させていただくんですが、61人といいますと、町内が30町内会ありますものですから、単純に計算すると、町内から2人というような計算にもなるわけですけれども、そのようなわけにもいっておらんような感じをしておりますけれども、その辺の基準をお願いいたします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

民生委員さんの定員の基準は、民生委員法第4条に「民生委員の定数は」ということで、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事はその区域の市町村長の意見を聞いてとなっております、設置基準が定めてございます。町村は70から200世帯までにお一人ということが目安となっております。主任児童委員については、単位民児協で定数39人以下は2人、40人以上は3人となっております。

今、蟹江町では58人の民生委員の方、3人の主任児童委員の方がございます。世帯、町内会を基礎としておりますが、道路とか、それからいろんな事情がありまして、区域を民生委員さん同士でお話なさって分けておられます。委嘱状には蟹江町という地域で来ておりますので、どこの町内会ということは別に問題はございませんが、ただ、多い方については600世帯ぐらい持ってみえる方もおります。少ない方だと100数世帯ぐらいということでございます。大体、今、平均すると、議員言われたとおりな数200から300ぐらいの間という形になります。ただ、世帯数だけでいいましてそうなりますが、中には生活保護世帯を多く持っている方も見えますし、何も無い方も見えますし、その地区によっていろんな事情があると思います。それを民生委員さんがお話になって、自分たちで地区を分けておられるというのが現状だと思っております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

定数基準というものは大体わかったわけですが、高齢者や障害者、そしてまた生活保護受給者の支援、また、母子家庭、ひとり親家庭の支援や児童虐待、配偶者によるDVなど、さまざまなお仕事がこの民生・児童委員さんの肩にかかっているわけでありまして、大変なご苦労があると思っております。

町内会とか婦人会、長寿会や社会福祉協議会、消防団員等々、いろんな各種団体があると思いますけれども、そういう団体と民生・児童委員さんの連携というものは十分とれておるのでしょうか。どのような状況になっておるのか、教えてください。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

各種団体と連携がとれているかというご質問でございますけれども、例えば長寿会さんとは社会福祉協議会を通じまして、ひとり暮らしのレクリエーションとかそういうものもございます。友愛訪問とかいろいろございますので、民生委員さんと長寿会、社会福祉協議会を

通じて連携をとっておられるというふうに思っております。

また、障害者の方についても、そういうレクリエーション等がございますので、そこで民生委員さんも参加されて、障害者の方と一緒に研修旅行なんかも行かれるということで、私は連携はとれておると思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

私が今回一番質問したかったところはですね、民生・児童委員と個人情報についてのところでありまして、個人情報についてであります。ある新聞紙上で、「独居老人の個人情報、民生委員に提供53%どまり」という記事を目にいたしました。この調査は、ことしの9月に厚生労働省が47都道府県141市町村を対象とした、いわゆるサンプル調査を行ったわけですね。この調査では、65歳以上のひとり暮らし世帯の情報を民生委員に提供しているのは72自治体、これは53%になるわけです。また、生活保護受給世帯は54%、障害者の単身世帯は23自治体の17%ということが載っておったわけです。

蟹江町もこのサンプル調査の対象になったのか。また、蟹江町ではどの辺までが個人情報として、民生・児童委員さんのほうに流れておるのか、この辺をお聞かせください。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

私のほうは、今、議員言われたサンプル調査はやっておりません。県にも聞きましたところ、海部郡ではその調査に協力したというか、やったところはないということでした。

それから、今言われた個人情報の提供は、原則としては、個人情報保護法とか、個人情報保護条例がございまして、しておりませんが、ただ、活動に必要な場合は情報を提供することはございます。でないと、個人や世帯の状況がわからないと適切な支援を民生委員さんが行えないといったこともあり、委員の活動の上から、個人や世帯に関する情報に接する立場にもありますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、民生委員さんには、民生委員法15条に守秘義務がございますので、活動を通じて知り得た情報の取り扱いについて細心の注意を払っておられると思っております。そのことによって、相手方の信頼にもつながるということで、信頼関係が生まれると思っております。そういうことに民生委員さんは注意を十分払っておられると思っております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

そういうことになりますと、民生委員さんが聞かれに行かなければ、そういう情報はお伝えしない。例えば、今回改選ですよ、この12月から新しいまた民生委員さんが入られたと思うんですが、そういう事務引き継ぎもあると思っておりますけれども、基本的には民生委員さんが行政のほうに、生活保護の受給者とか障害者と、そういう方が見えることを教えていただ

きに行かなければ、積極的なそういう民生委員さんに対する資料提供といえますか、そういう情報提供はされないということによろしいですか。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

生活保護に関しましては、私のほうへ直接ご本人がお見えになれば、その相談によって生活保護の例えば申請されたということであれば、民生委員さんにご連絡させていただきます。ご本人の了解も得てご連絡させていただきます。住所とか氏名、これから例えば生活保護が開始になれば当然、民生委員さんのお世話にならなきゃいかんし、そういうふうに指導していただかなきゃいかん……

(「現在、受けてみえる人はどうなの」の声あり)

受けてみえる方は全員、民生委員さんが把握しておられます。住所もお名前も、みんな把握しておられます。月に1回、保護費の支払いの前に、民生委員さんが生活保護者の方のほうへ出向かれますので、そういうことでわかっておられると思います。

あと、民生委員さんは町だけというんじゃないで、ご自分で調べたりもされますし、例えば町内会長さんからこういう人が困ってみえるよというお話があれば、民生委員さんが行かれたり、町のほうへ連絡いただいて、町の私ら職員と一緒にいたりしてご支援、ご援助をさせていただいておるといような状況でございます。

○9番 黒川勝好君

ですから、先ほど私申し上げた町内会とか消防団、婦人会、各いろんな団体があると思いますが、そういう方との一連の協議の場所というものはないわけですね。実際にはそういうことはやってみえないわけですね。

そういうことになってきますと、今、生活保護の方のお話だけであったわけですが、ほかの子供さんのひとり親家庭とか、いろんな状況の方がお見えになると思いますね。そういう方の情報なんかは全然把握はされていないわけですか。その地域から、町内会長さんが例えば民生委員さんに、こういうところがあるからということで教えてもらって動くという形であって、民生委員さんみずから家庭まで入る、それは200から400も持っておいたら無理だと思いますけれども、そうすると、情報は民生委員さんとしては、やはりどういう形で一番とってみえるわけですか。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

今言われた福祉家庭とか母子家庭、いろいろあると思いますが、その方の家へ行ってどうだこうだというのは、それはちょっとできないもんですから、ただ、今の情報というのは、さっきも言いましたように、民生委員さんご自身で調べられたり、さっき言った町内会長さんとかいろんな近所の方、例えばこういうお年寄りが困ってみえるよという場合ですね。それから、ことし、救急情報キットですか、それをやられたときはひとり暮らしの65歳の老人の方のほうへ自分たちで回られたり、長寿会とかそういう近所の方にお聞きして、こういう

人がいるよというところへ行って、こういう情報キットだといざというときにはいいよという話をして、本人がご辞退されれば別ですけれども、されない限りはそういうふうで民生委員さんがやられたという経緯はございますので、こちらからこういう人がいますよという提供は、何かこちらへ情報があればお話ししますけれども、なければ、あえてこういう生活、例えば障害者の方がこれだけいますよとか、そういう情報はちょっと提供はしていません。

○9番 黒川勝好君

これは、むやみやたらにですね、個人情報というのは提供できんとは思いますが、民生委員さん、大変なお仕事だと思うんですよ。もう今、本当にこういう守備範囲が広がっておるわけですね。ですから、今も多いところでは400世帯を持ってみえる民生委員さんが見えるということで、非常にこの民生委員さんのお仕事、頭が下がる思いです。

それで、よくテレビや新聞紙上で、ことしもございました夏場の高齢者の所在不明問題とか、大阪の子供さんですか、2名亡くなられちゃった。そういうときになると必ず民生委員さんのお名前が出てくるわけで、民生委員何やっておったと、行政も当然言われると思えますけれども。だけれども、これは大変なんですよ、民生委員さんだっってすべてを把握しておるわけではないもんですから。ですから、今回、この情報について、どの程度行政のほうで民生委員さんのお手伝いができるような形で、補助ができるような形で提供していただいておりますのかなということで質問をさせていただきました。

これからですね、多世代同居型から核家族がだんだん小さくなってくると思います。子供さんが独立をして夫婦2人、そしてまた最後には1人になるということは、これは自然の流れだと思います。また、先ほど来、お話が出ております正規雇用の問題、雇用の問題であります。だんだん雇用が難しくなってくるということになってきますと、その結果として家族の離婚、そしてまた若い人ですと結婚ができない状況がひとり暮らしを余儀なくされなきゃいけないという状況がふえてくると思います。

ある調査でありますけれども、生涯の未婚率というのが出ておりました。2030年には、男性は3人に1人、女性が4人に1人というデータも出ておるようでございます。ひとりきりになっても社会から孤立をさせない、そういう社会をみんなで支え合っていくと、そのためにも民生・児童委員さんのお仕事というのは大変だと思います。本当に頭が下がる思いであります。民生・児童委員さんになるべくなら仕事のやりやすい、そんな環境を行政のほうもつくっていただくことをお願いを申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問6番 米野秀雄君の「少子高齢化社会における交通安全」を許可をいたします。

米野秀雄君、質問席にお着きください。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「少子高齢化社会における交通安全」と題し、質問いたします。

先輩方の質問は非常に高尚でございますが、私はいささかどろどろしたものになるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

6月議会では、「平成19年にスタートした全国瞬時警報システムJ－ALERT」と題して、地震対策について二度目の質問をいたしました。

4年前の町議会議員選挙の折、町民の皆さんにお約束した皆様の安全・安心を守るの一環として、今回の質問としたものでございます。

本年9月28日だったと思っております。弥富市の会場で、海部南部高齢者交通事故防止大会が挙行されました。冒頭で、弥富市長からごあいさつがあり、前年度は2名の高齢者の交通死亡事故があったとのことでもございました。交通死亡事故とは、事故が発生して24時間以内に事故を直接の原因として亡くなられたことをいいますから、その時間を超えた場合は対象になっておりません。カウントするすべがありませんが、24時間を経過した後、あるいは事故に起因して亡くなられた方はその数倍になろうかと存じます。

高齢者の交通事故、暴論かもしれませんが、年少者・幼児の交通事故防止と同義であるとして、高齢者の事故抑制を主に質問に移らせていただきます。

当町の60歳以上の人口は、年度当初では27.2%、1万236人と承っております。3人に1人が高齢者の時代は遠からず到来するものと思われまます。交通事故防止に限りませんが、施策にはハードな面とソフトな面があると思っております。長寿会の例会で、婦人警察官や交通安全指導員が講習会等を開いていただくのはソフトな面であり、そのご努力には敬意と感謝をいたしております。

しかし、地区にもよりますが、出席者は長寿会会員の40%程度とのお話もあり、また、未加入の高齢者も多くあるとも聞き及んでおります。話題の共有の意味からも、加入の特例と充実について一層のご努力をお願いいたしたく思っております。

本題に入ります。

町民の方の運転免許保有率は、昨年末21年12月28日でございますけれども、昨年末で64.3%、2万4,249人とのことでもございます。蟹江町のみ年齢別の構成比は資料が入手できませんでしたので、愛知県のデータで算出しますと、60歳以上の免許保有率は26.7%、2,733人です。75歳以上に限定すると、免許保有率は4%です。歩行、自転車も道路交通法の適用を受けるわけでありましてけれども、道路交通法などの法令に触れる機会がない方が60歳以上と限定した場合73.3%、75歳以上の方では96%にも及ぶということです。

繰り返しますが、今申し上げたデータは愛知県のものでありますから、公営交通の充実した名古屋市の場合は免許保有率はもっと下回り、蟹江町では上回るやもしれません。確定

値ではないことを申し添えます。

さて、町道は6メートル道路が多いように思いますけれども、散歩等の途中で気がつきますと、昼夜を問わず路駐車両が多いように思われます。1世帯2両の時代の到来等もあるでしょうが、登下校の子供たちが狭いU字溝の上を身を縮めて通ったり、買い物の自転車が対向車両や追尾車両を気にしながらセンター付近を走行せざるを得ない、あるいは歩行中の高齢者が運転者から罵声を浴びせられるとの声も聞いております。

町では、「迷惑駐車はやめましょう」の看板を電柱等に掲出していただき、注意を喚起していただいておりますが、当初は効果があっても、1台が駐車すればまたもとに戻ってしまうのが実態であろうと思います。そこで、他の市町村で実践された例から一つの案として、6メートル道路のセンターライン引きについて質問いたします。

道路交通法第45条を受けて、昭和33年に当時の総理府建設省令第3号に「車両中央線は、6.5メートル以上道路に引かなければならない」と定められました。一般の道路につきましては、車幅2.5メートル、2.5メートルの車両がすれ違うという意味ですが、すれ違いの車間0.5メートル、側溝0.5メートルで、合計6.5メートル以上の道路、実際には実態的には7メートル以上の道路にセンターラインを引かれているように思います。

6メートル道路にセンターラインを引かれた先例では、路駐車両がなくなったほか、車両の走行スピードが落ちたなどの効果が報告されていると聞き及んでおります。蟹江町全域ということではございません。路駐等が著しい地域においては、付近町民の方々の切なる願いがございます。町民の皆さんの安全を守る観点から、センターラインを設置していただきたいと思いますが、いかがお考えか質問いたします。

次に、ソフトな面でございます。

交通事故防止に限りませんが、本来ゼロであって当たり前、施策の効果測定が難しい、あるいはできないものがございます。しかし、冒頭で申し上げましたとおり、60歳以上で73.3%、75歳以上で94%に及ぶ方が直接的に道路交通法等の講習を受ける機会がないということです。

長寿会の交通安全講習会の後、あるご婦人がおっしゃいました。寸劇などをやっていただくわけでありませぬけれども、「おもしろかったけど、ようわからん」、これがお答えでした。役場の職員の方は非常にお若い、運転免許保有率は100%かと思えます。交通事故防止に絶対的な特効薬はないかと思えますけれども、対策をお考えいただくとき、今申し上げました数値をご記憶いただきまして、交通弱者の立場に思いを起こしていただきますよう、切にお願いいたします。

質問に戻ります。情報収集についてであります。

6月議会、また、本議会におきまして、23年度より仮称ではありますが、安全・安心課を設立するとの意向表明がありました。課の設置自身が町民の安全・安心意識の啓蒙につなが

ると、高い評価と期待をしているところでございます。

私、以前公務員でした。3つの現業がある官庁でしたが、1つの事業部門の課題に対して他の事業部がいかに関与するかが大きな課題でございました。具体的な業績の向上を目指すと同時に、職員の育成が目的でもありましたけれども、大いに効果があったと自負しております。そこで、町の機構に照らし、交通安全に絞って具体的にお伺いいたします。

用務遂行のため、毎日数十名の方が蟹江町内に出向けられていると思います。四輪車の方や自転車の方もお見えになると思います。町委託の業者の方、例えばごみの収集や浄化槽の清掃などの方もいます。職員の方も含め、その方々から危険箇所や危険状態などの情報はどのように、いわゆる積極的にという意味でありますけれども、どのように把握されているのか、お伺いします。

念のために言います。仮にその点について不備なことがあったとしても、それを追及するものではなく、今後どうされるかにつきましてお答えいただきたく思います。1つの案件に対して、全員が目的意識を持って取り組む、いわゆる一枚板としての取り組みの視点からお答えいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

道路のセンターライン引きですが、議員が言われるとおり、センターラインを引くことにより路上駐車が減少し、スピードが落ちるとは考えられますが、最終的には運転者の自覚、マナーの問題でございます。

県内のある市では、幅員6メートル程度の道路に設けたセンターラインを廃止し、道路に路側帯を設けて、自転車・歩行者にとって安心できる空間が確保されたことにより自動車のスピードが落ち、自転車・歩行者に注意して走行するようになり、交通事故防止に役立っていると聞いています。

町は、センターラインの設置も不可欠であります。カーブカラー舗装、路側帯の整備、カーブミラーなど順次整備し、交通安全対策の確保に努めたいと考えています。

以上です。

(発言する声あり)

すみません。危険箇所、危険状況の情報は今後どうされるかということですが、平成10年5月26日で「蟹江郵便局と道路損傷等についての情報提供に関する覚書」を総務課で締結し、現在も、郵政民営化になってからも郵便配達員から道路の危険箇所を享受したことは覚えております。

また、産業建設部としては、道路パトロール臨時職員、これは週2回ですけれども、それと愛道路パートナーシップのボランティア団体、警察、農業団体、町民から情報をいただき、職員を現場に出向かせて対応しているのが現状であります。今後も、この情報をもとに危険箇所を少しでも減少するように、関係機関と協議しながら実施したいと考えています。

以上です。

○4番 米野秀雄君

どうもありがとうございました。

1番目の質問に対しては、交渉事でいけば100%の回答でございますので、再質問はございません。この議会が終わりましたら、この関係の方と一緒に、ご報告申し上げながら喜びたいと思っております。

2点目の質問であります。

私が質問申し上げたのは、これは私の個人的な意向でございますけれども、これからの行政というものは、やっぱり受けて立つばかりじゃなくて、表へ出る機会があるならば、その中で何がしかの行動ができないか。要するに、町民の方に役場の職員の皆様方の働きぶり、積極的な動き方を見ていただくということが、町長のおっしゃる協働ということにつながっていくのではないかと、そんなような私の個人的な、全く個人的な見解でありますけれども、思いがあって、そういうような取り組みはできないだろうかというふうに考えたわけであります。

私、先ほど公務員やっておったと申し上げたわけでありましてけれども、職員の育成の一つの技法として、1つあるいは2つ上の立場に立って物を考えろ、それが私の考え方でした。長年培ってきたものでありますから、今さら改まりませんので、自分のペースで申し上げております。

冒頭に海部南部高齢者交通事故防止大会のことを申し上げました。来年度は、本町が会場になるかと思えます。となれば、横江町長が冒頭のあいさつをされます。仮にでも本町で死亡など重大事故が増加しているとなれば、どんなあいさつができるでしょう。各部長さんたちは、1つあるいは2つ上の立場に立って、副町長、町長の立場に立って、真摯で具体的な実効のある施策の展開を、お互いに意識を共有しながらお取り組みいただきたい、かよう考えてお願い申し上げるわけであります。

単純な質問で非常に恐縮でございますけれども、非常にいいご回答をいただきましたので、最後に、失礼を重々おわび申し上げながら質問を終わります。どうもありがとうございました。終わります。

○議長 伊藤正昇君

以上で米野秀雄君の質問を終わります。

質問7番 伊藤俊一君の「入札に関する手法を問う」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。「入札に関する手法を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

日本を取り巻く環境は、経済しかり、景気の兆しささえ見えてこない状況であります。政治はというと、菅内閣は低迷をし続け、不安定な政治の流れの中、政局へ政局へと流れが行くばかりで、国民不在の政治が続き、具体的な方向が見えてこない。

名古屋市の河村市長の政策はわかりやすいが、やり過ぎだと思いが、いかがでしょうか。

国政においては、国会議員の定数ぐらいさっさと削減をして、行財政改革に取り組むべきであると思います。地方議員だけが削減をし、年金のめどが立たなくなっている中、我が蟹江町議会においては、財政改革を旗印に滞納対策特別委員会を設置をしたり、議員定数の削減案の議論をしたり、歳費のカットなど、前向きな議論をしております。12月議会中に結論を出すことになっておると聞いております。私は、定数削減派でありますけれども、多数決で賛否を決めますので、注目をしているところでございます。

このような状況の中、蟹江町においては少しでも財源を確保するため、平成22年10月20日に指名競争入札により、蟹江町野外活動センター解体撤去工事が予算額4,200万円、予定価格2,688万円、落札金額1,480万円、契約金額は1,554万円で、1回目で落札をされました。結果といたしましては、この入札においては結果よしでありましたけれども、この件につきましては後ほど質問をさせていただきますけれども、入札の手法によっては大変財源の確保ができるんだなと思いましたので、このようなことを含めまして、6点にわたり質問をさせていただきます。

1つ目であります。ホームページによる契約に関する情報公開についてお聞きがしたいのであります。

公共工事発注見通しとしまして、公共工事の入札及び契約の正常化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第5条の規定に基づき、発注することの見込まれる公共工事（設計金額が250万円を超えるもの）について公表をするとあります。ただし、公表内容は予定であるため、実際に発注する工事がこの公表内容と異なる場合やここに公表されていない工事が発注される場合があります。公表は半期（上期、下期）ごとに行います。ただし、途中で追加、修正、削除等の公表を行う場合がありますと規定されております。

建設工事など入札結果、一般競争入札、指名競争入札の公表及び随意契約の公表について、海部管内市町村においてホームページ上に契約表示がないのは蟹江町のみでございます。他の市町村においては、上記年度内の工事発注見通し、一般競争入札、指名競争入札の結果をホームページ上で公表しております。

あいち電子調達共同システムの入札情報サービスにおいても公表されておりましたが、なぜでしょうか。まず、この点をお聞きをしたいと思います。

○総務課長 江上文啓君

まず、質問の1でございますホームページによる契約に関する情報公開についてという趣

旨の質問と思われませんが、議員がおっしゃられますように、蟹江町においては今のところ町のホームページ上で公共工事の発注見通しや建設工事等の入札結果の公表等については行っておりません。こういった調書につきましては、現在は総務課の窓口のほうにおいて公表しております。

インターネット等が普及してきました現在、議員が疑問を持たれることは十分理解できますので、蟹江町の現在の様式等を勘案しながら、どう改良してホームページ等に掲載していくべきかを検討させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

また、あいち電子調達共同システム（物品等）については、運営費等の負担金が高額なため、庁内で検討した結果、あいち電子調達共同システムへの参加は見送りました。そのため、あいち電子調達共同システムの入札情報サービスには公表されないものとなりましたことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

この電子調達共同システムにお金が高額がかかるということでもありますけれども、どの程度かかるのでしょうかね。

○総務課長 江上文啓君

失礼いたします。平成17年のときにですね、今おっしゃられましたあいち電子調達物品等の共同システムというお話がございまして、この当時のお話でございまして、当時、これたしか18年4月から立ち上がったかと思っておりますけれども、毎年、大体200万円ほどの負担金等が発生するというお話がございましたので、私どもといたしましては、物品等の調達において200万円の負担金を負担して、果たして物品等の調達システムを使うことによってそれだけの収益というか、恩恵があるものかどうかという判断もありまして、結果200万円からの金額を出すことは恐らく不可能だろうということで、結果といたしましては調達システムのほうには参加しないという結論に達しました。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

この議論はまた後ほどするかもわかりませんが、ホームページでですね、いつごろ公表されるつもりでおられます。

○総務課長 江上文啓君

ホームページ上での公表につきましては、先ほど申し上げましたように、現在の蟹江町の様式等を勘案しながら、改良する方法も考えてホームページに掲載していきたいと思っておりますので、今この場でいつからというのは、ちょっと申しわけないですが、申し上げられないというのが現状でございます。

○2番 伊藤俊一君

いや、他町村はね、全部やっている。そういう中で、今のような答弁ではちょっと通らないと思うんです。だから、いつごろからぐらいはやっぱりおっしゃらないと、なかなか、ほかの質問たくさんありますけれども、前へ進まないですよ。どうですか、大体、課長無理なら部長でも副町長でも町長でも、答えてください。

○総務部長 加藤恒弘君

今、これ23年度予算に向けてのお話で大変恐縮ですが、ホームページのほうの改正とかそういうものを含めていまして、今までのですと少しタイムラグだとかですね、ちょっと条件がありましたので載せるのは難しいということもあって、現在に至っております。ですから、23年度に私どもが、これからまだ予算のほうのいろいろ調査がありますけれども、査定等を行ってやっていくんですが、その中で入れられるかどうかの状況を確認いたしまして、それでできる限り早いところ、先生おっしゃるように、私どもだけが載っていないということでは、それはメンツ立ちませんので、その方向でさせていただきたいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。さすが総務部長、きちっとね、そういった答弁をいただきました。やっぱり、そのように事を運んでいかないと、今の国会でごちゃごちゃやっておると一緒、やっぱりこの町の総務部長たる方がしっかりしておると事が進むと。きょう、そんなことでね、本当に力強く思いました。

それと、200万円、電子調達のシステムかかる、これね、200万円です。先ほど少しだけ前段で触れましたけれども、野外活動センターであのような指名競争入札がされて、相当な金額の違いがあった。そんなことを思ったら、そんな200万円てこんなもんじゃないの。やる気があるか、その辺は町長、もうとにかくやる気いっぱい町長ですので、やっぱりね、こういったことで前へ出てもらわないかん、そう思いますが、町長、どうですか。

○町長 横江淳一君

電子調達のこのシステムにつきましては、必要性があればという私報告は聞いております。ただ、今、伊藤議員おっしゃいますように、入札によって浮いたというとおかしいんですが、適正価格で落札をしていただいて、皆様方に予算をお認めいただいたその中に繰越金ができるのであれば、仮にそれが必要であれば、当然投入をしていくべきことだと思います。

先ほどのホームページの問題も、本当におくればせながらホームページの整理をさせていただくことになりました。できればもうちょっと早い時期にですね、蟹江町のホームページも精査をさせていただき、いろんなシステム導入もしたいなと思っているわけですが、さてさてそういうシステムに幾らお金をかけるのがいいのかな。よく議員の皆様方からご指摘をいただけるのは、こういうコンピューターシステムというのは終わりがありません、エントレスなんですと。つぎ込めばつぎ込むほど、どんどんどんどんバージョンアップをして

いかなきゃいけないようなものですということで、これはある程度の精査が要りますので、私としても担当部署としっかり話をしながら、取り入れるべきものは取り入れていきたいな。ただ、必要でないものについては、ちょっとこれは様子を見たいなと、それだけのご理解をいただきたいな。ただ、このことにつきましては、再度調査をさせていただきたいなと、こんなことを思います。

○2番 伊藤俊一君

とにかくな、そういったことはもう今、情報の時代でありまして、そういったことの中で、やはり入札の金額なども相当抑えられるということは事実でありますので、ぜひ早目にご検討をいただいて、結論を出していただきたいなと思います。

2つ目であります、入札制度についてであります。

指名競争入札と一般競争入札の取り扱いについて、どのような基準で考えておいでなのか、また、発注金額により明確な規定があるのか、不勉強で申しわけございませんけれども、この辺もちょっと詳しく教えていただきたいな、お尋ねをいたします。

○総務課長 江上文啓君

お答えさせていただきます。

指名競争入札と一般競争入札の取り扱いについてという趣旨のご質問と思われませんが、一般競争入札につきましては土木工事につきましては1億円以上のものを対象といたします。建設工事につきましては、2億円以上といたしまして、制限つき等を含めて一般競争入札で入札を行うように内規で取り扱いを定めております。

また、これ以外の工事につきましては原則、指名競争入札で発注をしております。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

制限つきを含めてですね、一般競争入札と内規で取り扱っている等の答弁であります、制限つきとは、喫緊で入札があったのでしょうか。その辺の例が示されますと、よく私どものような素人でもわかりますけれども、どんなことでしょうかね。

○総務課長 江上文啓君

制限付一般競争入札と申し上げますと、私の記憶の中では、学校教育のほうで建設工事の中で制限付一般競争入札があったかと思えます。中身といたしましては、建設工事のいわゆる点数というんですか、点数を何点以上の業者さんに限るだとか、あとは地域の限定だったと記憶しております。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

まだ不勉強でよく理解ができませんけれども、3つ目の問題でございますが、指名競争入札の場合、業者選定はどのような方法で選定をしておいでなのか。また、業種別の経営審査

点数による業者の等級規定はあるのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

指名競争入札におきます業者の選定方法についてのお尋ねでございます。

町では、2年に一度、指名業者の選定を行っております。これは、俗に定型的といいますが、町のほうで発注をする非常に数の多い業者を、工事に対して定めておるものでございまして、まずは業者さんのほうから入札参加資格申請、一般的に指名願いとやわれておるものが出されてまいります。以前は、こういった書類が私ども蟹江町の土木課のほうに出されておりましたが、現在は少し方法が変わりまして、それぞれの自治体のほうに直接お出しをいただくのではなくて、一括して電子媒体によりまして愛知県の情報企画課のほうに提出されております。あいち電子調達共同システムを利用した方法に変わったというのが、この方法でございます。

提出されました指名願いの中から、蟹江町での指名を希望されておる業者、こちらからの提出分だけ町のほうに送られてまいります。町では、それを一括管理をして、その中から業者の選定を行うものでございますが、この指名願いの受け付けは蟹江町の場合は隔年、2年に一度の状態を受け付けの実施をいたしております。受け付け時におきましては、この指名願いが総数として約1,500社ほどございます。ここの中で、工事部門を希望される業者、あるいはコンサルタントの部門を希望される業者というように、業者ごとに整理をいたしまして、土木農政課のほうで管理をさせていただいております。

提出されてまいります書類の中に、先ほど議員が言われました経営事項審査、業者の実績といいますが、どれくらいの工事をして、どれくらいの規模の業者だよというようなものを定めたものが添付されております。こちらのほうに記入されております評定値を、この数値を基準として町のほうで定めております建設工事の請負業者選定要領、これと工事種別ごとの工事の予定額によって区分されております等級の中から業者の選定を実施しておるというものでございます。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

ということは、受け付けのときに指名願いの総数が1,500社、相当な数ですね。工事部門とコンサル部門に整理して、土木農政課が管理をしておると言われましたけれども、蟹江町の業者はこの1,500社のうちの何社あるのか、その辺はわかっておりますか。1,500社のうちからいろいろ選定をされるということですよ。

○産業建設部長 水野久夫君

1,500といいますが、工事の部門とコンサルタントの部門を合わせたものでございまして、その中で、工事に関しましても業種がさらに細かく分かれております。土木あり、建築、

舗装、しゅんせつですとか、それぞれの会社では大臣許可とか県知事許可というような建設業の許可をとっておりまして、その部門が非常に多く分かれています。土木あり、舗装ありというような形で。その中で、1つの会社として、必ずしも1つの工種を持っているわけではなくて、いろんな許可をとっておりますので、今、議員が言われます町内事業者にしても、いろんな職種の許可をとっておりますので、今この場で1,500社のうちで蟹江町を所在地として出されておるものの業者数というのはちょっと今、申しわけございません。この場で何社というようなお答えは、ちょっとわかりませんので、また後ほどそれについてはお話しさせていただきます。

○2番 伊藤俊一君

また後ほどでも構いませんが、いろいろと勉強したいんで、その辺のことを教えてください。

4番目といたしまして、選定業者の窓口をですね、それだけの1,500社というような中でありますれば、広げることは可能ではないかというようなことを思いますけれども、その辺のお考えはありますでしょうかね。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほどお答えをいたしました指名業者の選定、2年に一度ということで申し上げました。これは、その年ごとに業者の実績にも変動が想定されますので、一度の決定をそのままずっと継続するというわけにはまいりません。2年を一つの区切りとして業者の実績を確認しながら、適切な選定に努めるということ趣旨としたものでございます。

まず、この場合の選定方法につきましてですが、町で定めております建設工事の請負業者選定要領の中で、この中では発注する工事内容、土木あるいは建築、舗装などございますが、これらの工事に相当する建設許可を持っておるということが、まずは第1番目の条件であります。それから、各等級ごとに発注できる工事予定額の区分、これは会社の規模によって、幾らまでの工事ならこのランクの業者でいいですよというような決めがございまして。それともう一つは、地元業者を育成するという方針がその中に定められておりますので、業者の選定につきましてはこういった基準にのっとって行っております。

また、これと別に、入札の取り扱い内規というものがございまして。この内規のほうでは、工事の予定額ごとに必要とされます指名業者の数、幾らまでの工事であれば何社ぐらい必要ですよというような社数を定めたものがございまして。

現状の業者の選定は、こういった定めの中で行っているものでございまして、また、現在までの実績等を勘案いたしましても、今現在、すぐにもっと業者数をふやしてというような考えは持っていませんが、今の選定されたものは、先ほど言いました2年に一度ということをお話ししましたけれども、22年度、23年度を期限として定められたものでございまして。当然、24年度の当初におきまして、またこの時点での各業者の経営実態、これは経営事項審

査の中であらわれてくる総合評点ですけれども、そういったものに基づいた業者の選定を実施させていただくことになると考えております。

○2番 伊藤俊一君

例えばですね、また後ほどやらさせていただきますが、蟹江町の野外活動センター、この入札の中でも新規の業者が参加をされた結果、安価で入札がされたわけでありましてけれども、このような、ここもひとつ窓口を広げたというような解釈でよろしいんですかね。新しい業者が入札されましたね。

○産業建設部長 水野久夫君

野外活動センターの場合ですと、場所がご存じのように藤原で工事が実施されるということもございまして、地元のとらえ方ということになると思うんですが、発注するのは蟹江町でございます——この場所でございますが、工事現場が向こうであるということも含めまして、現地のほうの会社の参入があったと思います。考え方としては、新規参入というような考え方もとれないわけではないと思います。

○2番 伊藤俊一君

新規である、なし、三重県の地元であると、活動センターが三重県にあるという解釈ですね。

5つ目のですね、やはりこの地元業者育成のためにも、有効な入札方法を考えていただきたいということを思うわけでありまして、同じような質問になるかもわかりませんが、いかがお考えでしょうかね。

○産業建設部長 水野久夫君

地元業者としてのとらえ方、これは地域的な要素が多いと思います。これをどのように考えるかによると思われまして、現状では、まず第一には地元業者イコール町内業者、蟹江町の中にある業者というようなとらえ方をしております。

発注する工事や業務の内容によりまして、必要業者も変わってまいります。内規で定められたものによって必要な業者数も変わってまいります。こういった業者数の確保等も含めまして、場合によってはエリアを広げて選定しなければならないというようなこともございますので、現在、町に備えられております要綱等の定めの中で十分に検討をして、適切な入札に対応してまいりたいと考えております。

○2番 伊藤俊一君

最後であります。先ほどから言っております蟹江町の野外活動センター解体撤去指名競争入札の結果についてであります。予算額が最初にも申しあげました4,200万円、予定価格が2,688万円、落札金額が1,480万円、このことにつきましての金額の差が余りにもあると、その辺説明をちょっといただけますか。

○生涯学習課長 川合 保君

蟹江町野外活動センター解体撤去工事入札結果についてのご質問であります。

蟹江町野外活動センターについては、平成22年3月議会で廃止の方向となりました。そこで、借地であることから、返還に際しては地権者であります中里地区管理委員会との交渉が必要となり、平成22年4月に第1回交渉を持ったところ、6月に契約書の記載とおりですべて更地で返していただきたい旨の回答がございました。

解体工事を発注するにも、設計業者に委託し、概算予算をはじいていただかなくては予算額のめどが立ちません。そこで、昭和56年の建設時に設計監理をして、設計の構造を熟知している株式会社犬飼設計事務所に概算予算を依頼したところ、4,000万円（税抜き）という金額でありましたので、9月議会で補正予算を認めていただきました。

その後、中里地区管理委員会から、敷地境界のフェンス等を残してくださいとの申し出があり、解体量も減少したことから、正式に設計委託をしたところ、3,200万円（税抜き）の設計書ができました。この設計価格は、設計にすべての根拠となる設計単価があり、それを積み重ねるとこのような金額となり、取り壊して出た廃棄物はすべて産業廃棄物としてみなされるため、処理費もそれ相応の金額となります。しかし、現在は、不況により仕事が少なく、業者も値崩れをしてでも仕事を受注する傾向にあります。

また、指名競争入札として、職種はとび、土工を選択し、蟹江町内の業者7社、建設時の業者1社、いなべ市の業者3社の11社を指名し、1社辞退があったため、10社にて入札となりました。解体業の情勢を勘案し、設計業者にも相談をし、予定価格は設計価格からの情勢補正として2割を減額し、2,560万円（税抜き）としました。

入札の結果、投函価格が2,000万円を下回る業者が半数の5社あり、最低価格の1,480万円（税抜き）で地元いなべ市の株式会社三輪建設と契約をし、現在、工事も順調に進捗しております。工期は、10月21日から2月10日までであります。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

そういった内容で、結果として1,480万円で落札されたと、税抜きで。この差額、こういったことが、このことだけならまだ本当によかったなと、いろいろ議会でも皆さんそれぞれの提案をされて、その結果こうなったんでよかったなと思うんです。ほかの入札にも、このような大きな本来なら動きがあってもおかしくない、今の不景気だからということも言われておる。だから、私は、窓口をいかにして広げて、こういったような結果の出るようなことになればいいのかなということを思いまして、あの提案をさせていただきました。

いずれにしても、蟹江町の業者が税金の払えるような業者であってほしい、それは思いますよ。しかし、余りにもばらつきのあるようなことでは実際困ると。蟹江町議会も、本当に議員定数をどうするんだという問題、それと年金問題は、本当に議員も真剣な思いですよ。もう年金はまずもらえないだろう。一時金をもらうにしても、半減するのではないかという

ような状況の中で今、皆さんそれぞれの立場で一般質問をされておる。そういったことを思いますと、真剣にこういった入札の問題についても、談合だと思われぬような状況をぜひつくっていただきたい、そんな思いで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて延会と決定いたしました。

本日はこれで延会とします。

あすは9時から再開をいたします。

(午後 4時55分)